

西宮市公共施設等総合管理計画(素案)

平成 28 年 月

西宮市

目 次

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	1
1.1 公共施設等の現況	1
1.1.1 公共施設等総合管理計画策定にあたって	1
1.1.2 計画期間	2
1.1.3 対象施設	2
1.1.4 対象施設の現況と課題	4
1.2 人口の現況と課題	13
1.2.1 人口の動向及び少子高齢化の傾向	13
1.2.2 人口の将来展望	14
1.3 財政の現況、将来の見通し及び課題	15
1.3.1 財政全般の現状	15
1.3.2 更新等費用・維持管理費の見通しと課題	17
第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針	20
2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題	20
2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針	21
2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針	21
2.2.2 目標に関する今後の課題	24
2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて	25
第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針	26
3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針	26
3.1.1 学校施設	26
3.1.2 社会教育関連施設	33
3.1.3 運動施設	40
3.1.4 文化施設	45
3.1.5 保健・福祉施設	50
3.1.6 児童施設	60
3.1.7 住宅施設	71
3.1.8 行政施設	77
3.1.9 衛生施設	86
3.1.10 公園施設	91
3.1.11 市民集会施設	97
3.1.12 ごみ処理施設	104
3.1.13 医療施設	111
3.1.14 その他施設	116
3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針	123
3.2.1 道路施設	123
3.2.2 橋りょう施設	126
3.2.3 水路施設	129
3.2.4 公園施設	131
3.2.5 上水道施設	136
3.2.6 工業用水道施設	140
3.2.7 下水道施設	143
資 料	148
1 公共施設等総合管理計画の庁内検討過程	148
2 用語解説	149

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1.1 公共施設等の現況

1.1.1 公共施設等総合管理計画策定にあたって

(1) 策定の背景及び目的

本市では昭和30年代以降、高度経済成長に伴って行政需要が年々増大し、小中学校をはじめとする学校施設、社会教育関連施設などの建築系公共施設（いわゆるハコモノ）、並びに道路、橋りょうなどのインフラ系公共施設を整備してきました。

しかし現在では、高度経済成長期に建築された建築系公共施設やインフラ系公共施設は老朽化が進んでおり、従来どおりの再整備等を行った場合には、財政負担が多額になる上、一時期に集中することが予想されます。

一方、財政面では、今後市税収入の大幅な増収が見込めないうえ、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大も想定されることから、財政負担の集中に対応することは困難です。そのため、計画的な維持管理による施設の長寿命化や維持管理経費の低減、再整備費用の平準化、施設の有効活用などの施策を早期に展開することが喫緊の課題となっています。

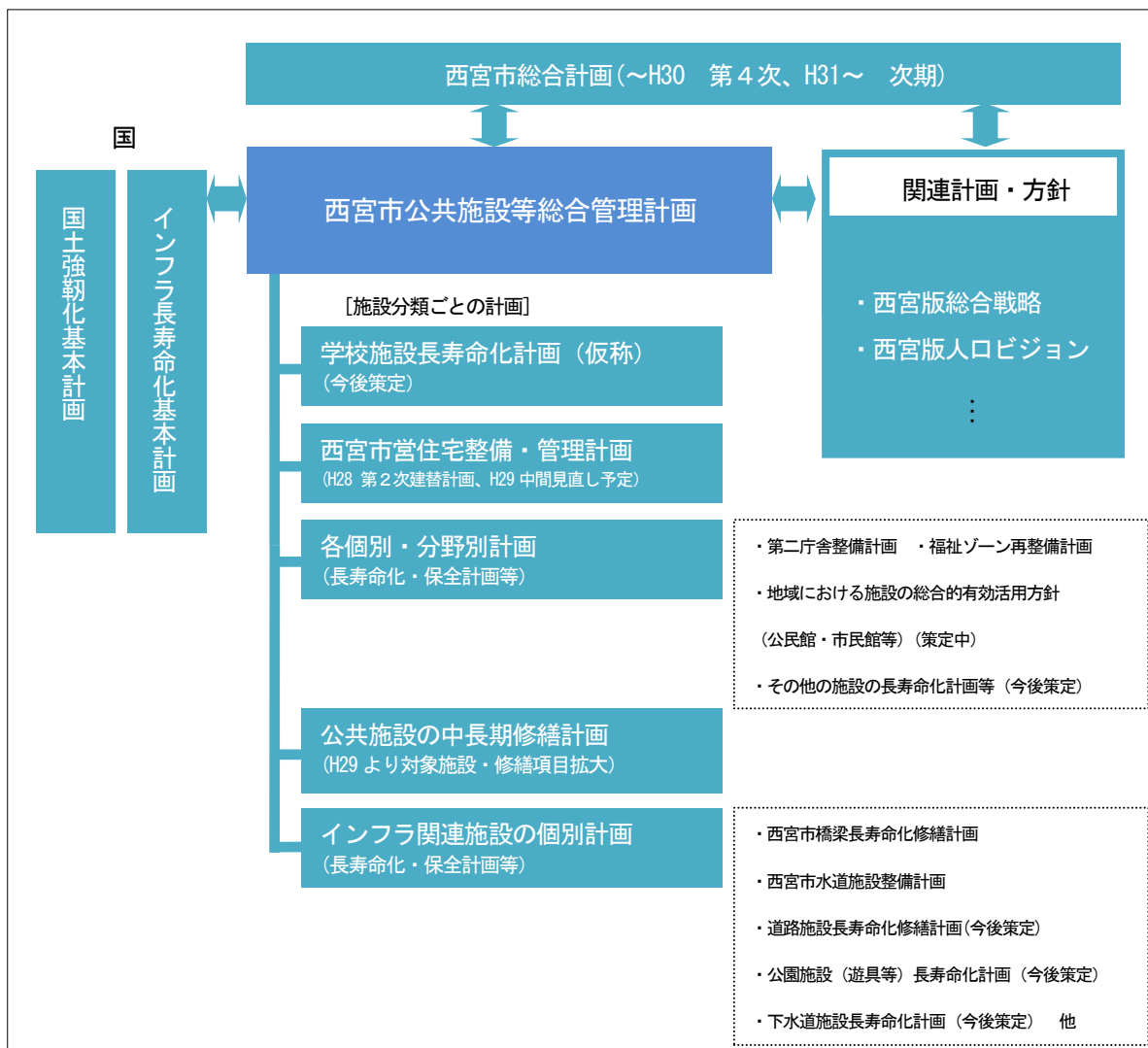
このような本市の課題に対し、平成23年に「西宮市公共施設白書」（以下、「白書」）を作成し、建築系公共施設の現状把握を行いました。そして平成24年に、市民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮していくために、「公共施設マネジメントのための基本的な方針」（以下、「マネジメント方針」）を策定し、個別の建築系公共施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立った「全体最適」の実現を目指して取り組んできました。インフラ系公共施設についても、それぞれの分野で長寿命化計画を作成するなど、個別にマネジメントに取り組んできました。

そのような中、平成26年4月に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、総務省から地方自治体等に要請がありました。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」における本市の「行動計画」に該当し、総務省より要請のあった「公共施設等総合管理計画」として策定するもので、建築系公共施設については「マネジメント方針」を引き継ぎ、新たにインフラ系公共施設である道路、橋りょう、水路、公園、上水道、工業用水道及び下水道を加えた全ての公共施設等について、老朽化対策等の基本的な考え方を示し、「全体最適の実現」を目指すために、「西宮市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」）としてとりまとめたものです。

今回策定する「総合管理計画」は総論的なものであり、今後、個別・分野別の具体的な計画策定を進めます。その際には「総合管理計画」に沿った形で計画策定を行い、それらを「総合管理計画」の下に束ね、全体として、公共施設マネジメントを推進していきます。

図表 1.1 本計画の位置づけ



1.1.2 計画期間

「マネジメント方針」では、これからの市の施設が目指すべき目標として、適用期間を短期的なもので5年、長期的なもので50年と定めています。「総合管理計画」では、建築系公共施設において「マネジメント方針」の基本的な考え方を適用するため、計画期間についても「マネジメント方針」と同期間とし、平成74年までの46年間としますが、計画策定時の状況から大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

今後は、各分野について「総合管理計画」に示す基本的な考え方及び実施方針と整合した個別計画の策定を進めます。

1.1.3 対象施設

「総合管理計画」で対象とする公共施設等は、本市が所有・賃借（リース等含む）する全ての建築系公共施設及びインフラ系公共施設であり、図表 1.2 に示しています。

図表 1.2 対象施設一覧表

公共施設等	建築系 公共施設	学校施設	幼稚園
			小学校
			中学校
			高等学校
			特別支援学校
			その他
		社会教育関連施設	公民館
			図書館
			その他
		運動施設	運動施設（建築物）
			屋外運動施設
		文化施設	市民会館
			ホール・ギャラリー
			その他
		保健・福祉施設	高齢者施設
			障害者関連施設
			保健施設
			その他
		児童施設	市立保育所
			民間保育所・地域型保育施設 （市有・市借用建物貸付分）
	児童館・児童センター		
	留守家庭児童育成センター		
	子育て総合センター及び 児童発達支援センター関連施設		
	住宅施設	市営住宅	
	行政施設	庁舎・支所等	
		消防施設	
		その他	
	衛生施設	墓園等	
		その他	
	公園施設	建築物	主要公園施設
			その他
	市民集会施設	市民館	
共同利用施設			
その他			
ごみ処理施設	ごみ処理施設		
医療施設	医療施設		
その他施設	その他施設		
インフラ系 公共施設	道路施設	道路（道路付属物含む）	
	橋りょう施設	橋りょう	
	水路施設	水路（溜池・調整池含む）	
	公園施設	公園（遊具・健康器具、植栽含む）	
	上水道施設	上水道施設	
	工業用水道施設	工業用水道施設	
	下水道施設	下水道施設	

1.1.4 対象施設の現況と課題

(1) 建築系公共施設の現況と課題

1) 施設量の概要

本市の建築系公共施設は平成27年3月31日時点で、施設数677施設、延床面積約161万㎡となっており、施設区分別延床面積を図表1.3に、その構成比を図表1.4に示しています。本市では建築系公共施設の39.9%を住宅施設、33.1%を学校施設が占めています。住宅施設が多くなっていますが、阪神・淡路大震災により、多くの震災復興住宅を整備したことが要因となっています。

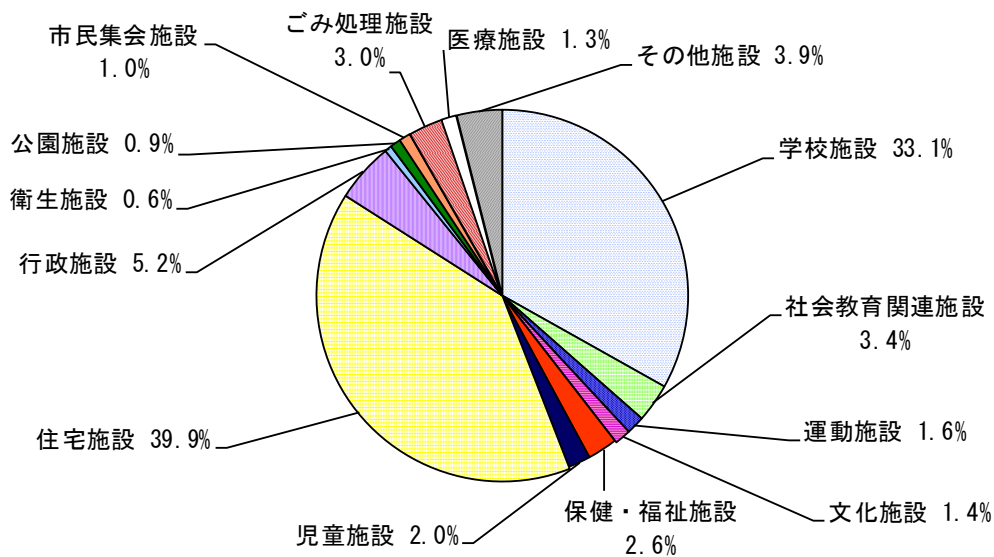
また、建築系公共施設の施設区分別延床面積を建築年度ごとに集計したグラフを図表1.5に示しています。建築後30年以上が経過した施設が全体の約50%を占めており、今後これらの施設の老朽化や更新にかかる費用が課題となります。また、阪神・淡路大震災後に整備された施設が多く、これらの施設が建築後20年を経過し、計画修繕の時期を迎えるため修繕にかかる費用が集中することも課題です。

市が単独で所有する1981年以前の建物（旧耐震基準）の内、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定される特定建築物は全て耐震診断を実施しています。「西宮市耐震改修促進計画」対象の建築系公共施設の耐震化率は85.8%、特定建築物の耐震化率は92.4%となっています。

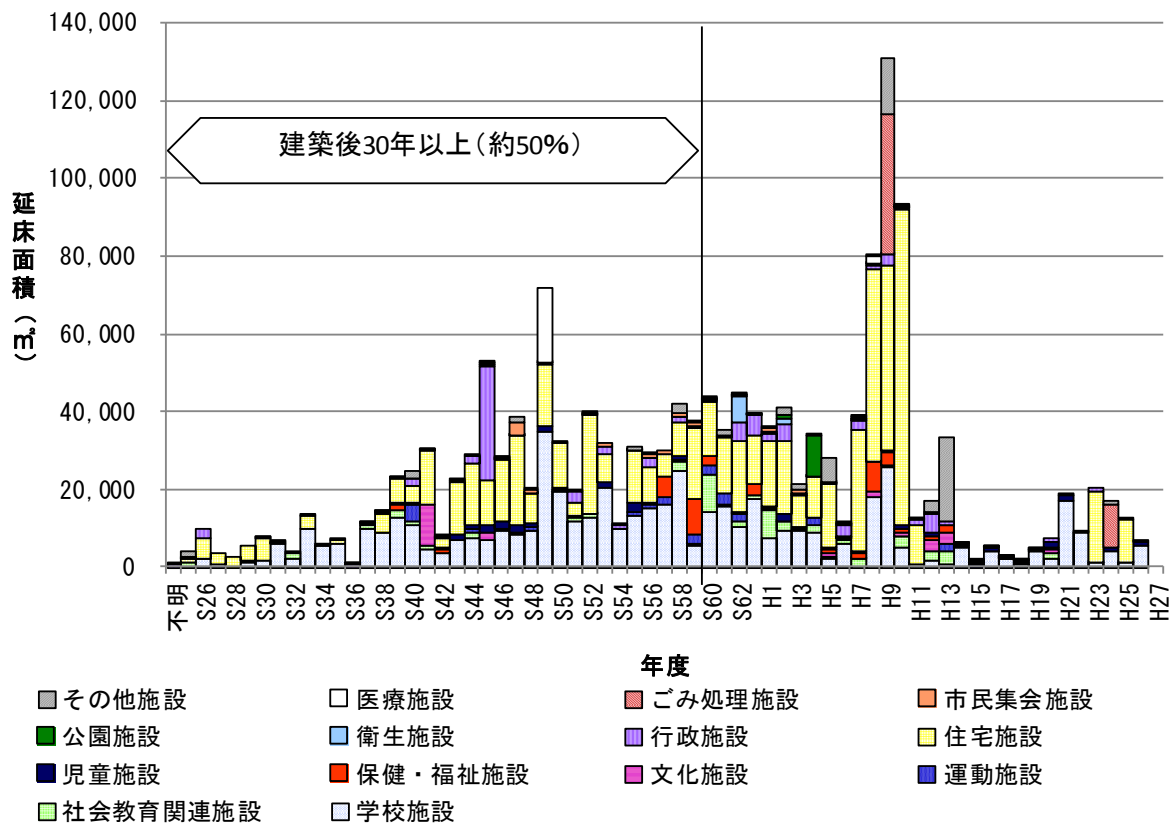
図表 1.3 施設区分別延床面積（平成27年3月31日時点）

施設区分	施設数	延床面積	
		(㎡)	構成比
学校施設	85	534,861.66	33.1%
社会教育関連施設	46	54,187.31	3.4%
運動施設	15	25,614.45	1.6%
文化施設	17	22,696.71	1.4%
保健・福祉施設	33	42,172.30	2.6%
児童施設	91	32,184.84	2.0%
住宅施設	82	644,659.51	39.9%
行政施設	120	83,399.20	5.2%
衛生施設	9	10,062.33	0.6%
公園施設	70	14,873.15	0.9%
市民集会施設	36	16,026.16	1.0%
ごみ処理施設	2	48,583.51	3.0%
医療施設	3	21,239.96	1.3%
その他施設	68	63,624.60	3.9%
合計	677	1,614,185.69	

図表 1.4 施設区別延床面積構成比（平成 27 年 3 月 31 日時点）



図表 1.5 建築年度別・施設区別延床面積



図表 1.6 は、「マネジメント方針」（平成 22 年 3 月 31 日時点）で対象としていた施設の施設数、延床面積と本計画（平成 27 年 3 月 31 日時点）の建築系公共施設の施設数、延床面積を比較したものです。「マネジメント方針」では、インフラ系公共施設（道路・橋りょう等）、企業会計関連施設（上下水道局・中央病院等）、ごみ処理場、自転車駐車場、公園トイレ等を対象外の施設としています。そのため、「総合管理計画」で対象としている 677 施設の内、149 施設は「マネジメント方針」対象外施設として比較対象外としています。また「マネジメント方針」では、対象施設であっても施設に附属する自転車駐車場等の面積については除外しているため、「マネジメント方針」対象施設の中でも、26,836.13 m²を比較対象外としています。

また、「マネジメント方針」時点から施設区分を整理し、運動施設等を新たに区分することとしたため、施設数が増減しています。延床面積では、住宅施設の増加が大きいです。これは「マネジメント方針」作成時点では甲子園九番町住宅が建替え途中であり、延床面積が一時的に小さくなっていたことが要因です。同様に、学校施設の延床面積が減少していますが、これは上甲子園小学校、南甲子園小学校の建替えに伴い校舎が解体され、仮設校舎となったため、延床面積に計上されていないことが要因となっています。

全体として施設数及び延床面積は増加する傾向にあり、維持管理費や修繕・更新費用などの増加が課題となります。

図表 1.6 マネジメント方針と総合管理計画の比較

施設区分	「総合管理計画」 平成27年3月31日時点		「マネジメント方針」 平成22年3月31日時点	
	施設数	延床面積 (m ²)	施設数	延床面積 (m ²)
学校施設	85	521,710.66	87	539,269.00
社会教育関連施設	46	53,940.03	54	76,574.67
運動施設	15	24,194.17		
文化施設	17	22,696.71	20	23,312.95
保健・福祉施設	33	41,884.66	111	70,014.20
児童施設	91	32,127.30		
住宅施設	82	634,011.23		
行政施設	80	76,277.08	78	75,206.30
衛生施設	6	9,467.63	7	9,811.27
公園施設	8	12,570.73	10	13,773.82
市民集会施設	36	15,980.53	34	13,983.68
ごみ処理施設	0	0.00	—	—
医療施設	1	343.64	—	—
その他施設	28	49,512.51	35	51,021.87
「マネジメント方針」 対象施設合計	528	1,494,716.88	518	1,491,888.91
「マネジメント方針」対象施設の中で 対象外とした面積 (施設附属の自転車駐車場等)		26,836.13		
「マネジメント方針」 対象外施設	149	92,632.68		
合計	677	1,614,185.69		

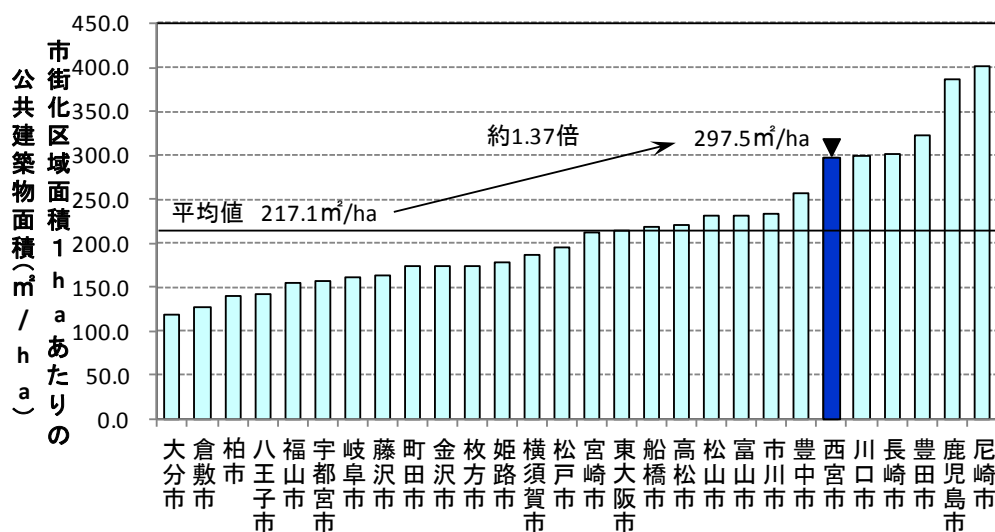
2) 施設量における類似都市との比較

本市の建築系公共施設の延床面積（市所有のみ）は、市街化区域面積1haあたりに換算すると297.5㎡、市民1人あたりに換算すると3.22㎡となります。（平成27年3月31日時点）

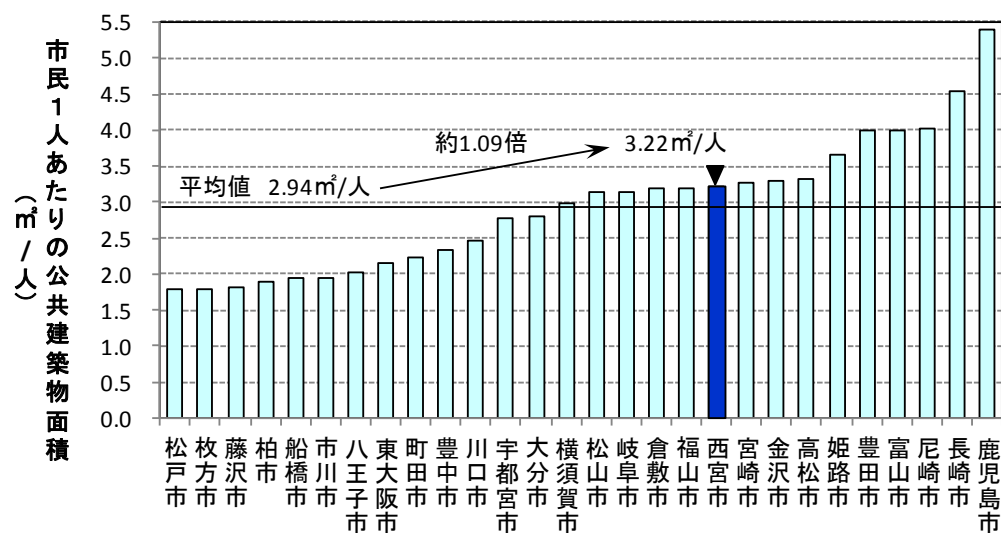
これを人口40万人以上の市（政令市を除く）の平均値と比べると、保有している床面積が、市街化区域面積1haあたりでは約80.4㎡（約1.37倍）多く、また、市民1人あたりでは0.28㎡（約1.09倍）多い値となります。

西宮市は「マネジメント方針」時点から建築系公共施設の延床面積はほぼ増減がありませんが、平均値と比較すると依然として大きくなっており、施設総量の縮減が課題となります。

図表 1.7 市街化区域面積1haあたりの建築系公共施設面積（㎡/ha）



図表 1.8 市民1人あたりの建築系公共施設面積 (m²/人)



【出典】

公共建築物面積 : 平成 26 年度財産に関する調査

市街化区域面積 : 平成 26 年都市計画現況調査「No.2 都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況」
(国土交通省)

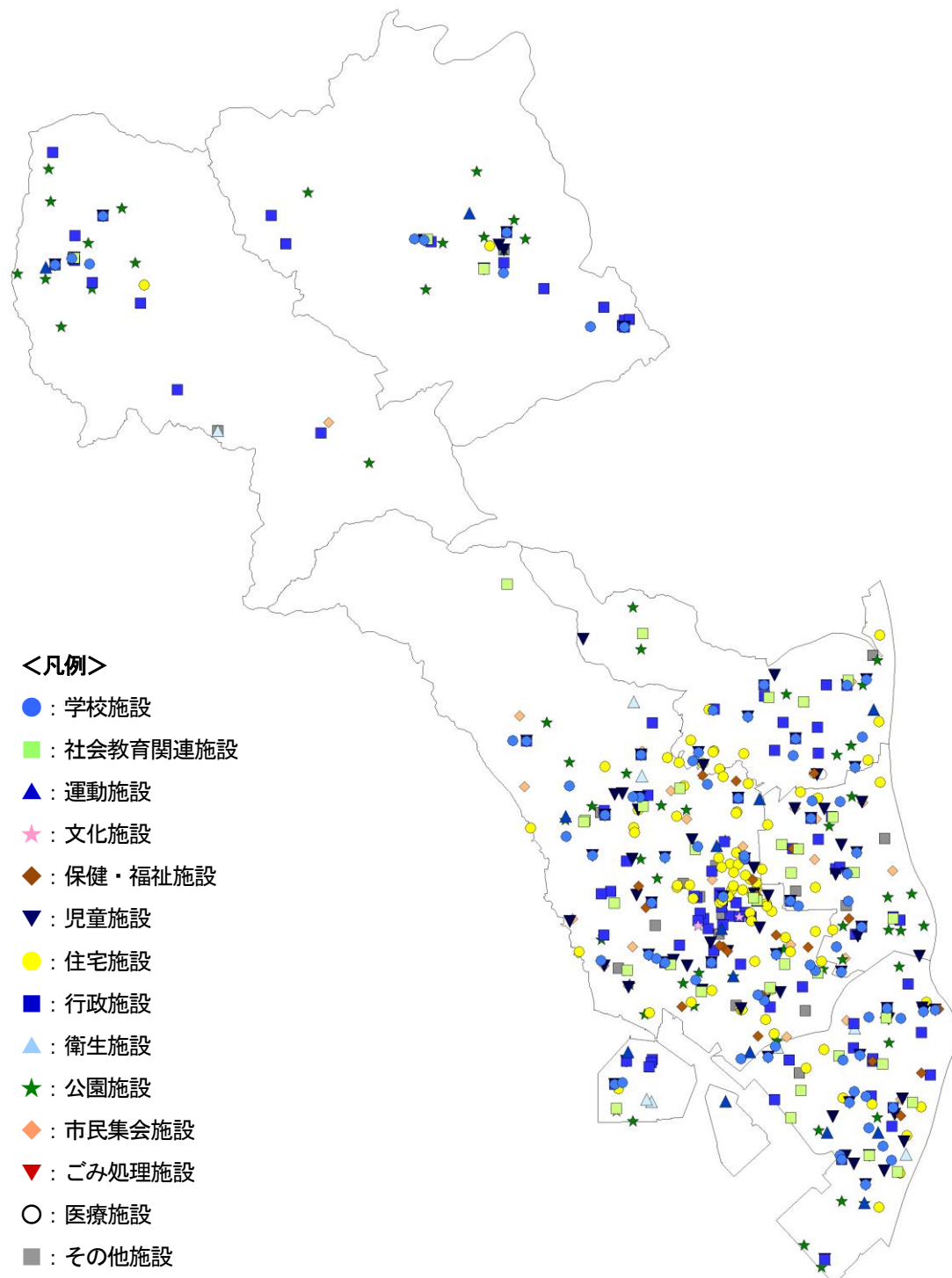
※高松市は平成 16 年 5 月に市街化区域・市街化調整区域の線引きを廃止しているため、
代用として用途地域面積を適用

人口 : 住民基本台帳 (平成 27 年 3 月末現在)

3) 施設の分布状況

本市は市域の中心を六甲山系が横断する地理的な要因もあり、建築系公共施設が市域全体に一様に分布していません。また、行政区画ごとに区域人口1人あたりの施設面積を求めると、本庁区域や鳴尾区域にごみ処理施設、甲東地域に中央病院が含まれるなどの要因はありますが、その他の施設においても北部（塩瀬・山口地区）は南部と比べてやや少ないなど、地域によって配置に偏りがある傾向が見られます。

図表 1.9 施設分布図



図表 1.10 行政区域別施設区別建築系公共施設面積（平成 27 年 3 月 31 日時点）

行政区域		本庁	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	市外
人口（住民基本台帳）		203,817	95,113	74,137	65,140	27,700	17,225	—
施設区別建築系公共施設延床面積	学校施設	204,022	132,308	70,874	73,820	30,962	22,876	0
	社会教育関連施設	25,083	7,179	8,018	3,702	2,607	1,626	5,973
	運動施設	14,765	5,808	0	1,817	1,992	1,232	0
	文化施設	14,605	0	5,868	1,520	0	705	0
	保健・福祉施設	25,447	3,711	2,522	9,489	272	732	0
	児童施設	15,454	6,747	4,688	2,286	2,076	933	0
	住宅施設	421,828	58,477	48,247	96,406	3,790	7,755	0
	行政施設	66,028	6,206	3,103	1,850	4,570	1,641	0
	衛生施設	9,139	303	0	0	0	620	0
	公園施設	2,662	11,366	123	186	441	94	0
	市民集会施設	5,996	2,226	4,256	1,347	395	1,806	0
	ごみ処理施設	36,974	11,610	0	0	0	0	0
	医療施設	344	0	0	20,896	0	0	0
その他施設	32,288	1,096	26,349	1,339	2,411	13	129	
面積合計		874,635	247,036	174,048	214,658	49,517	40,033	6,101
人口 1 人あたりの面積		4.3	2.6	2.3	3.3	1.8	2.3	—

4) 施設の利用状況（貸館機能を有する施設）

社会教育関連施設や文化施設、市民集会施設など、広く市民一般の利用に供する建築系公共施設（貸館機能を有する施設）の貸室種類別の年間平均稼働率（平成26年度実績）は、図表1.11に示す通りです。講堂や体育館等で70%を超える利用がされている一方、会議室では40～50%強、和室・茶室では30%、調理室・実習室では15%弱の利用に留まっており、貸出可能な室数に対して有効に活用されているとはいえない状況となっています。

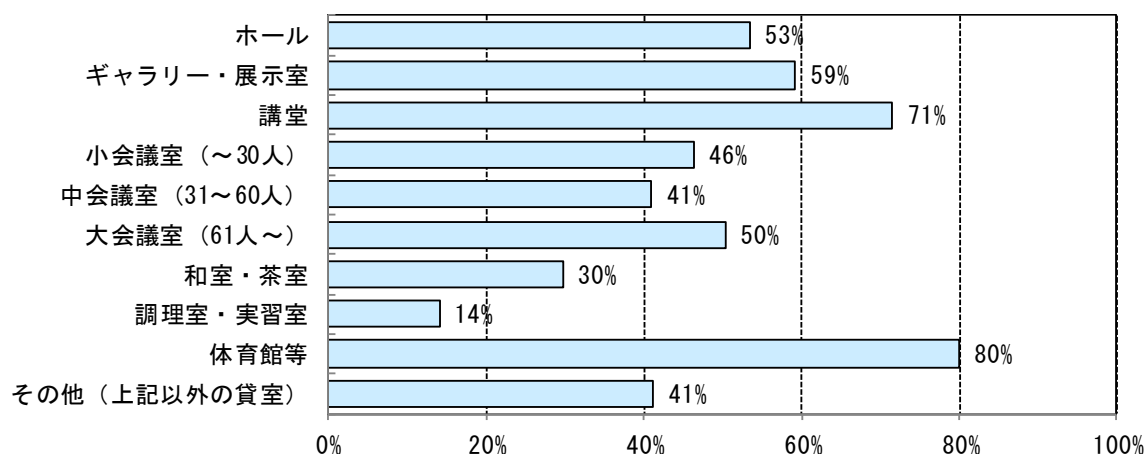
さらに公民館及び市民集会施設について施設区別に貸室種類別の年間平均稼働率を見ると、施設の種類によって稼働率に差異があります。市民館や共同利用施設では、相対的にあまり利用されていない状況となっています。（図表1.12）

施設の有効活用及び、施設総量の見直しが課題となります。

図表 1.11 貸室種類別年間平均稼働率（平成26年度実績）

貸室種類	総室数	年間平均稼働率
ホール	8	53%
ギャラリー・展示室	10	59%
講堂	26	71%
小会議室（～30人）	131	46%
中会議室（31～60人）	68	41%
大会議室（61人～）	19	50%
和室・茶室	85	30%
調理室・実習室	38	14%
体育館等	21	80%
その他（上記以外の貸室）	55	41%

（年間平均稼働率）



図表 1.12 公民館及び市民集会施設 施設区別貸室種類別年間平均稼働率（平成 26 年度実績）

	公民館 (24施設)	市民館 (22施設)	共同利用施設 (10施設)	その他 (3施設)
講堂	74%	—	—	86%
小会議室（～30人）	50%	31%	27%	62%
中会議室（31～60人）	43%	39%	43%	76%
大会議室（61人～）	52%	55%	54%	—
和室・茶室	37%	22%	51%	44%
調理室・実習室	15%	4%	—	26%

(2) インフラ系公共施設の現況

インフラ系公共施設は道路、橋りょう、水路、公園、上水道、工業用水道、下水道に分類され、それぞれの保有量を図表 1.13 に示しています。

インフラ系公共施設はそれぞれ対象となる施設が固有のものが多く、一律に課題抽出等を行うことは困難であるため、現況の詳細や課題については第 3 章で記載します。

図表 1.13 インフラ系公共施設保有量一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

インフラ系 公共施設分類	対象施設	数量	単位
道路施設	一般道路	954	km
	自転車歩行者道	12	km
	道路照明灯	8,482	基
	道路標識	1,723	本
	道路反射鏡	2,769	本
	防護柵	190,116	m
	横断歩道橋	25	箇所
	大型カルバート	2	箇所
	門型標識等	3	箇所
橋りょう施設	橋りょう	647	橋
水路施設	指定水路	247	km
	国有水路	9	km
	管理協定水路	6	km
	溜池	5	箇所
	調整池	29	箇所
公園施設	都市公園	481	箇所
	遊具・健康器具	1,997	基
	植栽		
上水道施設	管路	1,181	km
	浄水場	3	箇所
	配水所、配水池等		
工業用水道施設	管路	74	km
	浄水場	1	箇所
	取水場等		
下水道施設	管路	1,177	km
	浄化センター	3	箇所
	ポンプ場	15	箇所
	雨水貯留施設、マンホールポンプ等		

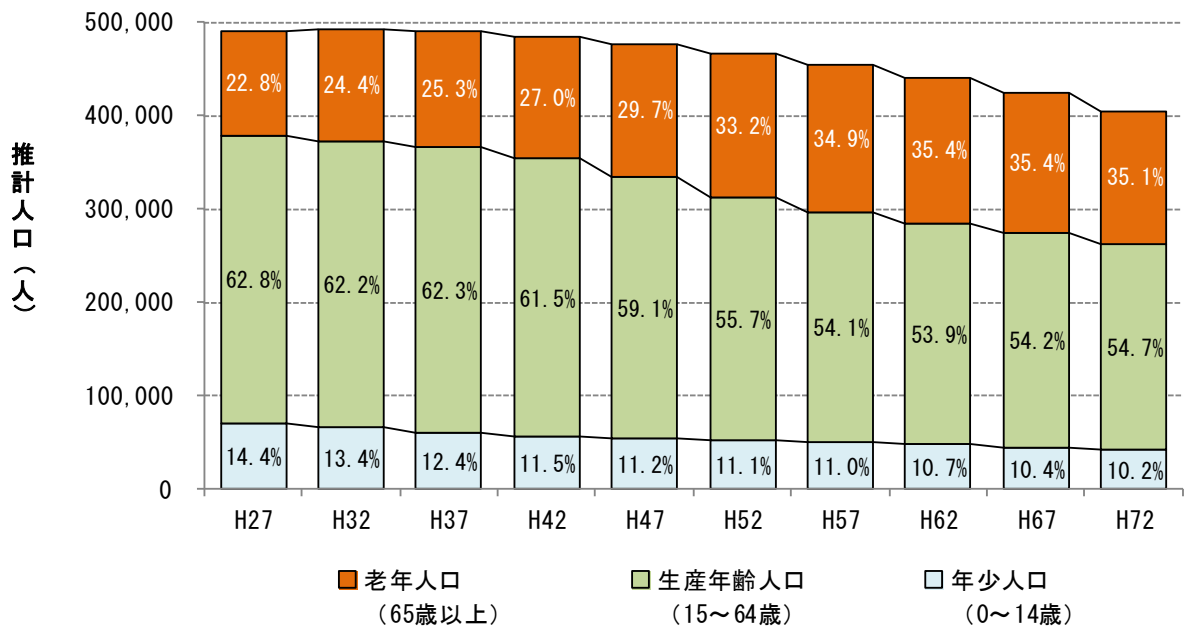
1.2 人口の現況と課題

1.2.1 人口の動向及び少子高齢化の傾向

平成27年度に策定した「西宮版人口ビジョン」によると、国立社会保障・人口問題研究所の標準的な推計人口手法の場合、平成32年頃までは微増していく見込みですが、中長期的には、全国的な少子高齢化により本市においても人口減少は避けられず、32年より人口減少に入り、72年には405,555人まで減少すると推計されています。

現在の人口動態が続けば、図表1.14に示すように生産年齢人口が減少し、22.8%となっている高齢化率は、平成72年には35.1%と予想されるため、このような人口減少及び人口構成の変化に伴う市民ニーズの変化に対応した公共施設等の総量の見直しや適正配置が課題となります。

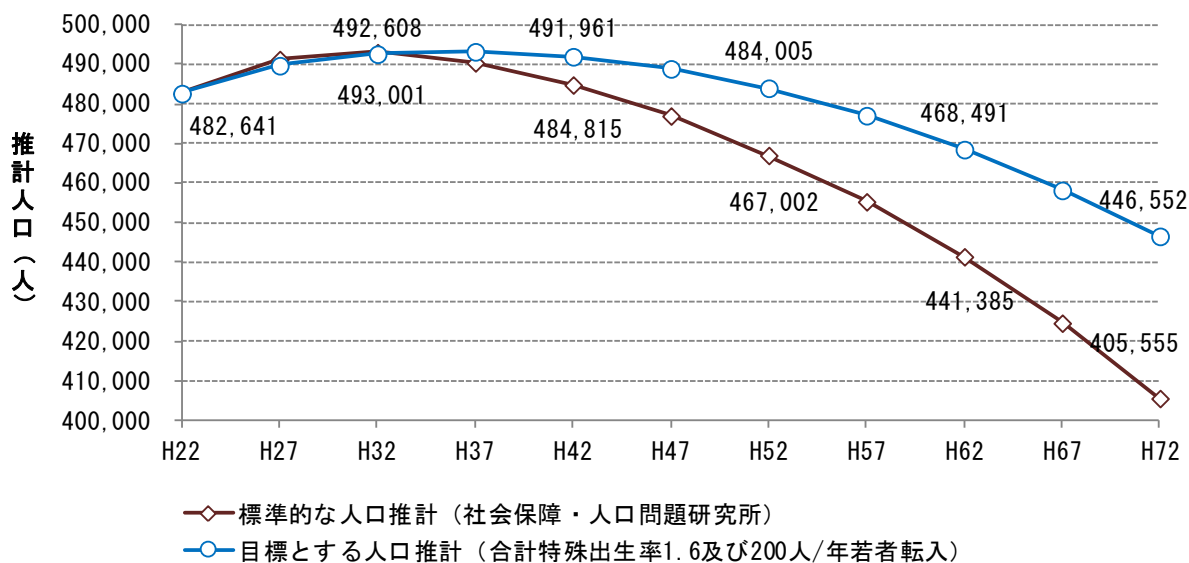
図表 1.14 西宮市将来人口推計



1.2.2 人口の将来展望

本市の人口は、全市で見ると微増していますが、地域によっては人口減少・少子高齢化が進行している地域もあり、平成27年度に策定した「西宮版総合戦略」では、将来の人口の確保を上位目標として、分野を絞って機動的に政策を進めるための取組みをまとめています。この中では、合計特殊出生率1.6及び若者転入200人/年と仮定した場合の人口推計を目標としており、図表1.15に標準的な人口推計と合わせて示しています。

図表 1.15 西宮市の将来人口展望



		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
標準的な人口推計	総数	491,266	493,001	490,406	484,815	476,975	467,002	455,287	441,385	424,600	405,555
	年少人口 (0～14歳)	70,623	65,922	60,686	55,794	53,254	51,827	50,025	47,344	44,212	41,284
	生産年齢人口 (15～64歳)	308,485	306,797	305,518	298,053	281,806	260,236	246,467	237,701	230,229	221,752
	老年人口 (65歳以上)	112,157	120,282	124,203	130,968	141,915	154,938	158,795	156,341	150,159	142,518
目標とする人口推計	総数	489,701	492,608	493,216	491,961	488,896	484,005	477,067	468,491	458,172	446,552
	年少人口 (0～14歳)	69,058	64,529	61,491	61,555	62,728	63,086	61,463	58,950	56,983	56,595
	生産年齢人口 (15～64歳)	308,485	307,797	307,523	299,439	284,254	265,980	256,809	252,739	249,662	245,221
	老年人口 (65歳以上)	112,157	120,282	124,203	130,968	141,915	154,938	158,795	156,803	151,526	144,736

【出典】西宮版人口ビジョン、西宮版総合戦略

1.3 財政の現況、将来の見通し及び課題

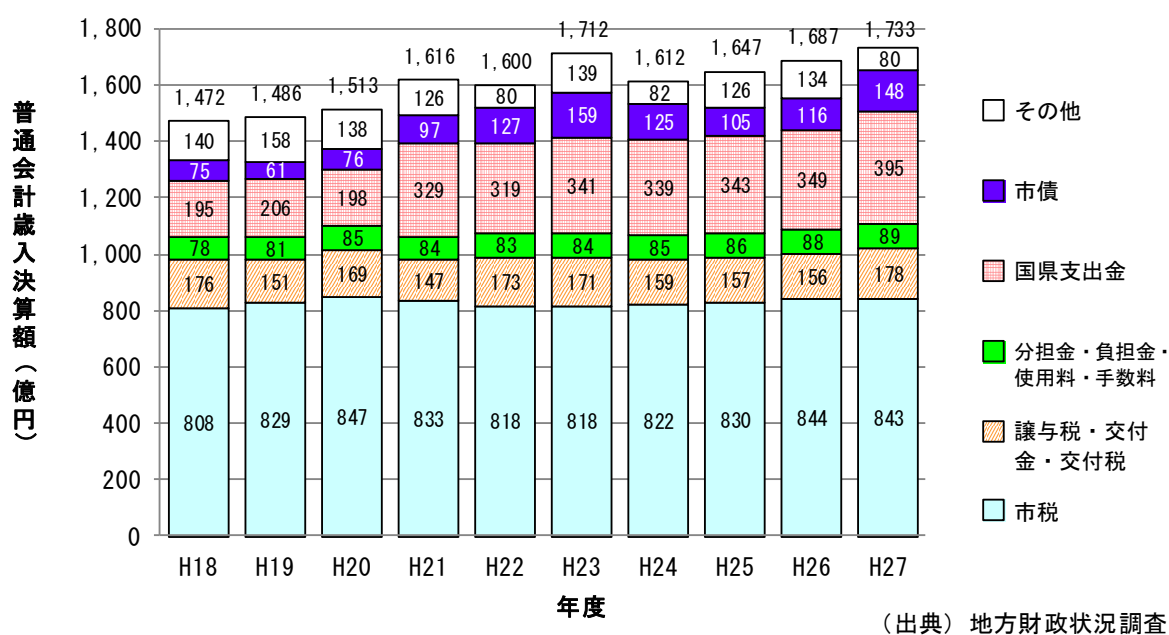
1.3.1 財政全般の現状

(1) 歳入の推移

歳入の根幹である市税収入は、平成21年度にリーマンショックの影響により大幅に落ち込みましたが、23年度からは景気回復の影響などにより基本的に回復基調となっています。

また、平成27年度は消費税率改正による影響がほぼ平年度化したことにより地方消費税交付金が増加したため、譲与税・交付金・交付税は前年度より増加しています。

図表 1.16 普通会計歳入決算額の推移

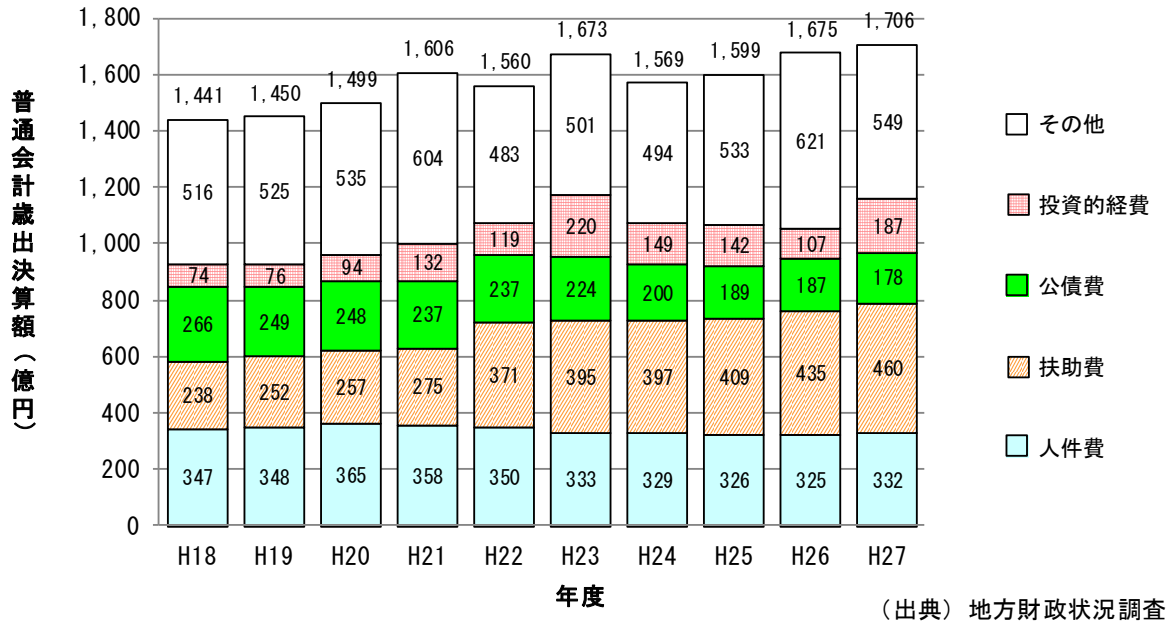


(2) 歳出の推移

公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興により増加した市債の返済が順次終了していることで減少傾向にあります。

一方で、扶助費は障害福祉費や生活保護費などの社会保障関係経費が年々増加しています。平成27年度は18年度に比べると約1.9倍もの増加となっており、少子高齢化社会の進展により今後も伸び続けるものと予想されます。

図表 1.17 普通会計歳出決算額の推移

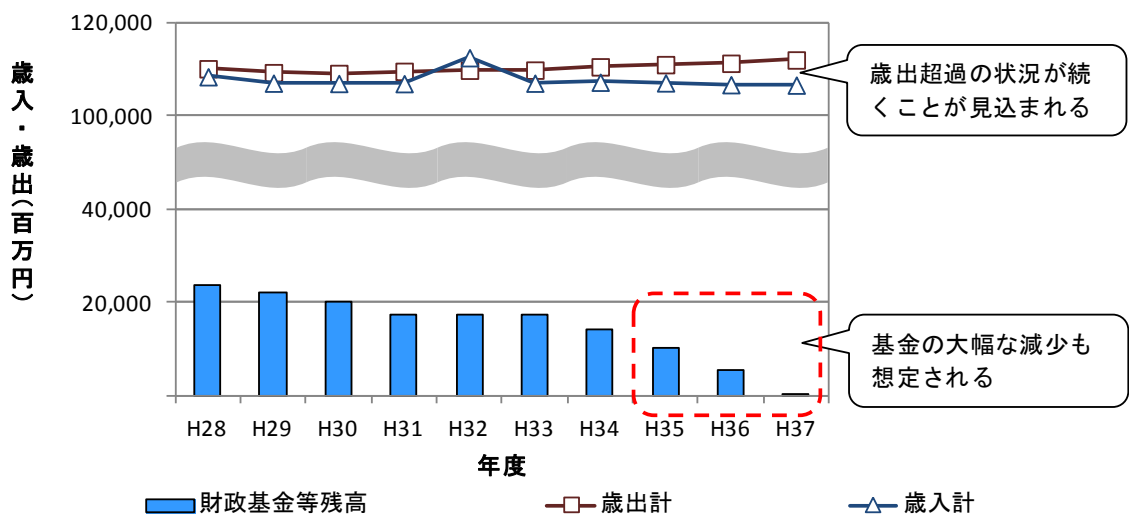


(3) 将来の財政見通し

今後については、歳入の根幹である市税収入は、生産年齢人口の減少により大幅な増収は期待できない状況です。

一方、歳出は少子高齢化社会の進展により社会保障関係経費が伸び続けるとともに、公共施設等の老朽化対策に要する経費の増大も見込まれます。これらに必要な財源については、景気の本格的な回復による市税収入の増収があったとしても、国から交付される地方交付税の減額要素となるなど、大幅な増額確保は期待し難く、収支の均衡を保つため、財政基金等の取り崩しが継続的に生じることも想定されます。(図表 1.18) 健全な財政運営を維持するためには、公共施設等にかかる経費を縮減していくことが課題となります。

図表 1.18 普通会計一般財源ベースの歳入・歳出及び財政基金等残高の今後の推移



1.3.2 更新等費用・維持管理費の見通しと課題

(1) 更新等費用の見通しと課題

今後 50 年間に本市の公共施設等の更新（建替）及び大規模改修にかかる費用についてシミュレーションした結果のうち、公共施設等全体を図表 1.19、建築系公共施設を図表 1.20、インフラ系公共施設を図表 1.21 に示しています。シミュレーションは一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトに基づいており、主なシミュレーション条件は下に示すとおりです。

- ・ 現在保有する施設は増減せず、更新の際は同様の施設が整備されるものとする。
 - ・ 建物については建築後 60 年で更新を実施し、更新費用は 3 年間に分割する。
 - ・ 建物については建築後 30 年で大規模改修を実施し、改修費用は 2 年間に分割する。
 - ・ 大規模改修費は、更新費の 6 割とする。
- 計算時点で既に改修時期、更新時期を迎えている施設については、建物は 10 年、インフラは 5 年に割り当てる。

なお、建築系公共施設では、建築物の更新・改修費用のみを算出しており、外構施設やプラント等の更新・改修費用は見込んでいません。またインフラ系公共施設では、道路、橋りょう、上水道・工業用水道・下水道の管路及び建築物の更新・改修費用のみを算出しており、プラントや水路、公園施設等の更新・改修費用は含んでいません。

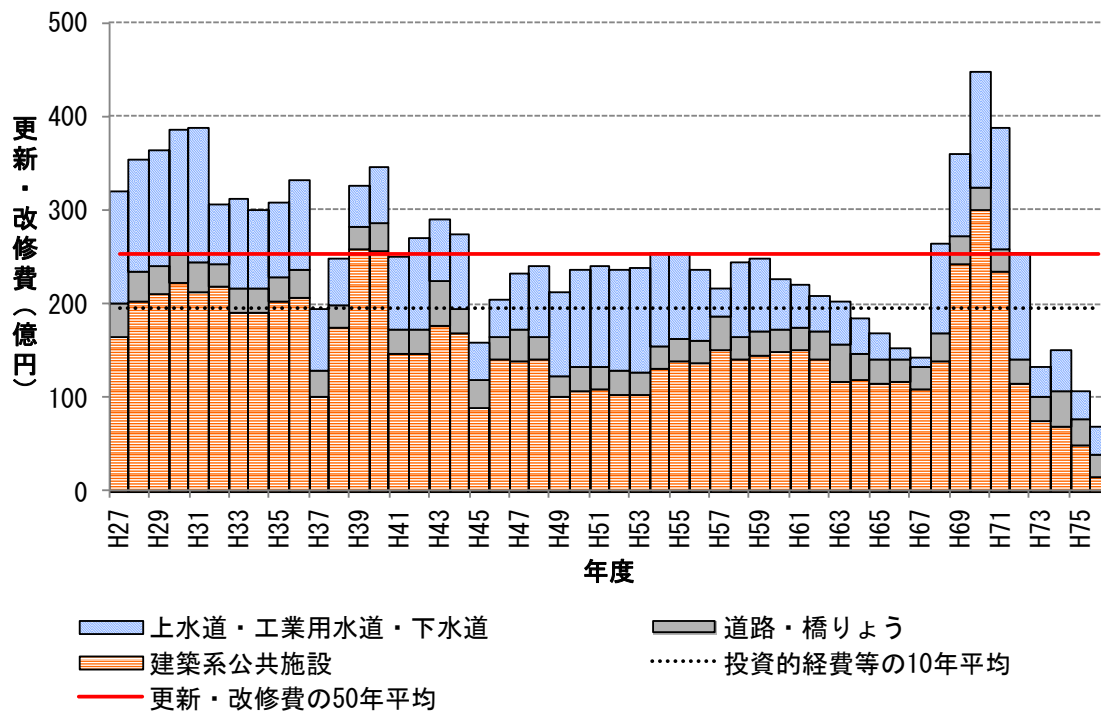
公共施設等全体の更新等費用は、今後 50 年間で約 1 兆 2,676 億円と見込まれ、平均すると年間約 254 億円となっています。これは、投資的経費に上下水道局・中央病院の更新・改修費用を加えた金額（図表中では「投資的経費等」と表示する）の過去 10 年間（平成 18～27 年）の平均額約 194 億円と比較すると、約 1.3 倍の金額となります。更に、本シミュレーションでは見込んでいないプラント等の更新・改修費用を考慮すると、現在市が保有している公共施設等を現状と同じ規模で更新した場合、非常に大きな財政負担が生じることになります。

全体としては老朽化した施設の更新時期の到来により、今後 20 年間の更新等費用が大きくなる傾向が見られ、また、阪神・淡路大震災後に整備された施設の更新時期の到来により、40 年後以降においても更新等費用が大きくなる傾向が見られます。

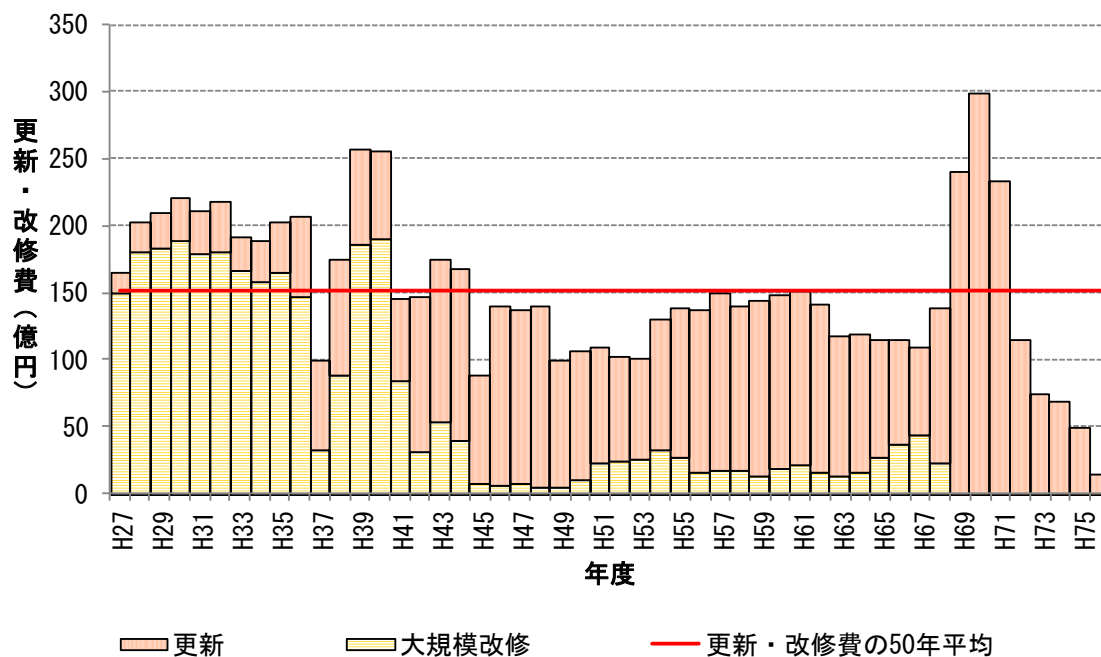
※本シミュレーションは、更新等費用の傾向や財政状況との比較を分かりやすく示すことを目的としていますが、公共施設等更新費用試算ソフトに基づいた条件のもとで行った試算であり、実際に発生する金額とは異なります。

また、総合管理計画ではインフラ施設を含めた試算が必要であるため、財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトに基づいた試算を行っており、前提条件の違いから白書やマネジメント方針の試算結果と異なる結果となっております。

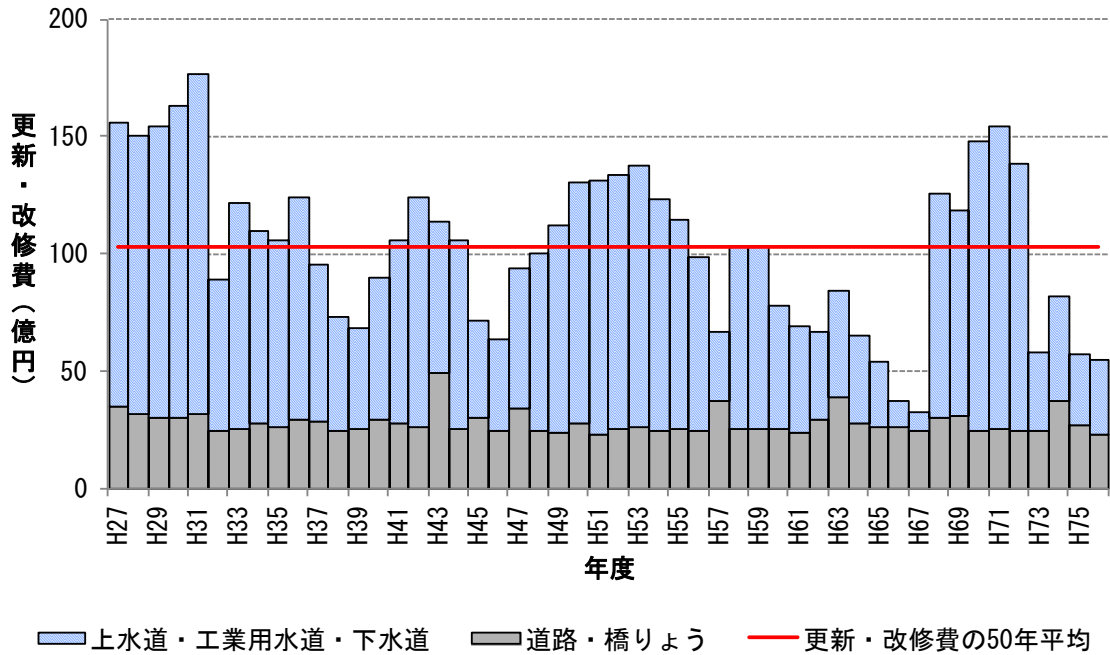
図表 1.19 更新等費用の推計（公共施設等全体）



図表 1.20 更新等費用の推計（建築系公共施設）



図表 1.21 更新等費用の推計（インフラ系公共施設）

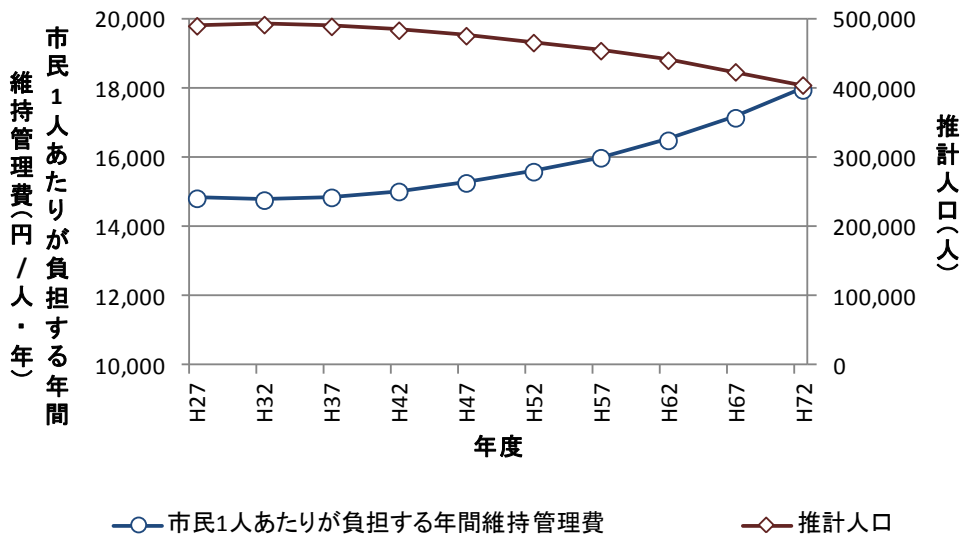


(2) 維持管理費の見通しと課題

建築系公共施設について、今後 45 年間、平成 26 年度実績の施設維持管理費が続くとした場合の市民 1 人あたりが負担する公共施設等の年間維持管理費を図表 1.22 に示しています。

現在の建築系公共施設の施設総量や維持管理費が変化しないとすれば、将来的な人口の減少に伴い、市民 1 人あたりが負担する年間維持管理費は次第に増加していくことになります。そのため、今後人口の減少に合わせて施設の維持管理費や施設総量を縮減することが課題となります。

図表 1.22 市民 1 人あたりが負担する公共施設等の年間維持管理費の推移



第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題

第1章で示したマネジメントの背景を総括すると、公共施設マネジメントの取り組みにあたって、「財務・品質・供給」の観点から次の課題が考えられます。

財務	・公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除
品質	・公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保
供給	・行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し

(1) 財務 ～公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除～

今後は、投資的経費に回す財源に余裕がなくなることが予測される一方で、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に多額の費用がかかることとなります。将来の負担を考えれば、公共施設等の更新及び維持管理を行う際には、その必要性を十分検討し、経費を抑制していく必要があります。

一方で、戦略的な保全計画を立てて、長寿命化を図ると共に単年度に発生する費用の平準化を図ることも重要になります。

(2) 品質 ～公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保～

老朽化した公共施設等に対する対症療法的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性も高まり、市民に対するサービスの質の低下に繋がるとともに、更新サイクルの短縮を招き、結果として、発生する費用を増大させる事態につながります。

次世代に向けた良好な社会資本を形成していく上では、計画的な保全により公共施設等の状態を安全・安心・快適に保ちつつ、機能的・社会的な劣化の改善や環境にも配慮して、出来るだけ長寿命化を図っていく必要があります。

(3) 供給 ～行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し～

今後、財政負担の軽減が求められる中で、特に建築系公共施設において施設総量の見直しを図っていく必要がありますが、その際には、今後の人口動向や地域の状況、市民のニーズをとらえ、市民に対するサービスの質をできるだけ落とさずに経費削減ができるよう、施設整備のあり方を検討していく必要があります。

2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

2.2.1 財務、品質、供給に関する基本的な考え方及びマネジメントの実施方針

(1) 建築系公共施設

建築系公共施設については、「マネジメント方針」で示した、維持管理の最適化、施設性能の最適化、施設機能の最適化、施設総量の最適化といった4つの方針を柱として引き継ぎ、推進していきますが、本計画においては、第3章の施設類型ごとの方針を整理する上で必要な財務、品質、供給の3つの視点に対応させ、基本的な考え方とそれに対する目標を示します。

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理をより効率的に実施することで、経費の圧縮を図ると共に、施設の状態を良好に保ち、利用者の快適性を高めます。 総量縮減と長寿命化を進めることで更新費及び維持管理経費の圧縮を図ります。 計画的な修繕や更新を行うことで、単年度に発生する費用の分散・平準化を行います。 計画的保全のための財源（公共施設保全積立基金）確保を行います。 施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討します。 指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに、民間活力の導入に努めます。
	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費を平成29年度までに、21年度比で10%以上削減します。 標準化された仕様書、管理マニュアルに基づく管理体制を確立します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 既に建築されている建築系公共施設については、中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、劣化の進行を遅らせ、長期に亘って使用できるようにします。 今後建築する建築系公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用が可能となるよう検討します。
	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に向けた計画的保全の実施体制を確立します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図ります。 有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら、用途変更や複合化など施設の再配置を進めます。

	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設総量（延床面積）を平成 44 年度までに、21 年度比で 10%以上縮減、74 年度までに 20%以上縮減します。 機能再編を図ることにより、施設の利用満足度を高めます。
<p>マネジメントの実施方針</p>	
<p>点検・診断等について</p>	<p><点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第 12 条、消防法第 17 条の 3 の 3 等、諸々の法令に基づく点検を、本市職員若しくは業務委託の受託者又は指定管理者により実施します。 建築基準法第 12 条に基づく点検の対象外の施設は、施設管理者が計画的に自主点検を行います。 建物と設備の視点から配慮すべきポイントや正しい使用方法などを定めた「施設の日常管理マニュアル」を作成し、そのマニュアルに従って日常管理を実施します。 <p><診断></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築・設備の経過年数や修繕・改修履歴、日常の管理における問題点から、建物性能の劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる施設について、修繕計画の精度を高めることを目的に劣化診断を実施し、その結果を記録します。劣化診断は施設管理者ヒアリング及び図面確認、目視調査を基本とします。修繕・改修措置の状況等により、必要に応じて非破壊計測調査及び破壊調査の実施も検討します。
<p>維持管理・修繕・更新等について</p>	<p><維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理業務（日常の運転、保守、点検、清掃、環境衛生管理など）の発注に係る仕様を標準化するための「施設維持管理に係る委託業務について（ガイドライン）」を定め、運用します。 見積額の厳正な査定により委託金額の適正化を図りつつ、一括契約や複数年契約など、効率性・合理性を視野に入れた契約方式の導入を検討します。 公共施設等の維持管理に係る年間データ（「運転・保守費」「清掃費」「警備費」「経常的修繕費」「光熱水費」「賃借料及び使用料」など）を収集、記録し、一元的・経年的に管理・蓄積するため、統一された記録様式による「施設維持管理台帳」を作成し、継続的なモニタリングを行います。 「施設維持管理台帳」を元に、同一施設区分の施設におけるデータの相対的な差異及びその要因を分析し、課題が見られる施設について、適切な改善措置を実施します。 <p><修繕></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年改訂版 公共施設の中長期修繕計画（以下、「中長期修繕計画」）に基づき、予防保全的な修繕を計画的に行います。 中長期修繕計画で対象となる施設、修繕項目を拡大し、より広範囲に計画的な修繕を進めます。 中長期修繕計画の対象としていない施設について、計画的な保全が必要と考える部位については、各施設管理者が計画的な修繕に努めます。

	<p><更新></p> <ul style="list-style-type: none"> 新築や増改築を行う場合は、総量が増加しないように既存の施設の調整を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 点検の結果に基づき、施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し、安全に影響を及ぼすものについては、適正に修繕します。 「施設の日常管理マニュアル」により、施設管理者自ら施設の不具合に気づき、安全に影響を及ぼす前の対処に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化を実施していない施設については、施設の存廃の判断を行い、存続させる方針の施設については耐震化を進めます。 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った耐震化の方策を検討します。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設をより長期に亘って使用するため、目標とする使用年数・性能水準や改修基準・維持管理等の要素を定めた「公共建築物長寿命化指針」を策定し、適用します。 新築、増改築する施設をより長期に亘って使用するため、長寿命の資材・機器類の採用、省エネルギー・省資源化や保守の効率化等の要素を定めた「ライフサイクルコスト削減のための設計指針」を策定し、適用します。 民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った長寿命化の方策を検討します。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 施設存廃の判断と合わせて施設機能の最適化を行い、施設総量の縮減を図ります。 廃止・余剰となった施設について、転用、売却、貸付などの資産活用を図ります。 施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> マネジメント担当による一元的な統括推進体制及び各所管の施設担当との全庁横断的な連携体制を強化します。 技術職員が配置されていない施設所管課への協力体制を強化します。 庁内における研修の実施等により、公共施設マネジメントの考え方に対する庁内浸透を図り、人材を育成し、適切で効率的な施設の管理体制を構築します。 公共施設等の維持管理に係る年間データを記録する「(仮称)施設維持管理台帳」、公共施設等の計画的保全に係る基本情報等を管理、蓄積する「(仮称)施設保全台帳」、市民の利用に供する施設の利用状況データを収集、蓄積する「(仮称)施設供給管理台帳」をデータベースとしてまとめ、GIS(地理情報システム)と連動したデータベースシステムの構築を行い、情報管理の体制を構築します。 マネジメントの取組み方策の効果検証及び、適切な改善措置をPDCAサイクルの推進により、実施します。

(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設は、既に長寿命化計画を策定し取り組んでいる施設もあり、またそれぞれの施設が特殊性をもっているため、第3章の分野別計画で財務、品質、供給に関する基本的な考え方及び実施方針を示します。

2.2.2 目標に関する今後の課題

財務と供給に関して、「マネジメント方針」作成時には、施設量における類似都市との比較及び将来推計人口などから、維持管理経費の削減目標や施設総量の縮減目標を設定しています。本計画においても同方針の目標を引き継いでいくこととしていますが、これまでの取り組みの中で、各施設の状況が明らかになるとともに、目標に対して次のような課題があることが分かってきました。

(1) 財務（維持管理の最適化）の目標に関する今後の課題

維持管理経費の削減については、委託の発注方法を一括契約や複数年契約にする等、削減に向けた取り組みを行ってきていますが、光熱水費や人件費の単価の上昇といった要因もあり、大幅な経費削減には至っていません。

(2) 品質（施設性能の最適化）の目標に関する今後の課題

品質に関して、施設利用者の安全を確保しつつ長寿命化を進めるためには、適切な計画修繕の実施、長寿命の資材・機器類等の採用などが必要となり、一時的に施設の計画修繕費や更新費が増大することとなりますが、50年、100年といった長期間では、事後修繕費の縮減や施設更新回数の減少により費用を縮減することが可能となるため、事業費の平準化を効率的に行いながら計画を推進していく必要があります。

(3) 供給（施設総量の最適化）の目標に関する今後の課題

施設総量の縮減については、人口が減少するという前提のもと、人口規模が類似した市との比較を行って算定していますが、子供の数がしばらくは増加するといった本市の特殊要因の影響を受ける施設が多く存在し、それらの施設は一時的には増加せざるを得ません。また、阪神・淡路大震災時に建設した復興住宅を含めた住宅施設についても生活の根幹に関わる施設であるため、削減するにはかなり長期にわたる計画を策定する必要があります。

今後はこれらの課題を解決しながら計画を推進していく必要がありますが、各種点検結果や本計画で示す取り組みを通じて得られる情報を踏まえ、必要に応じて総合管理計画の見直しを行うことにより、維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図り、計画の実行性を確保します。

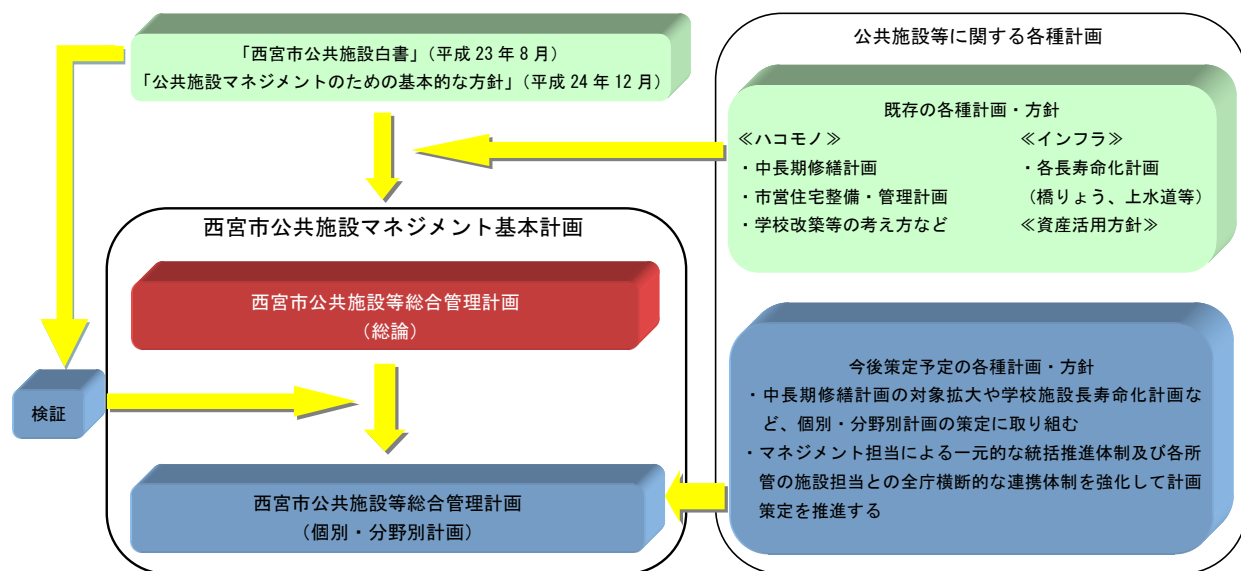
2.2.3 更なる公共施設マネジメントの推進に向けて

公共施設等はまちづくりにおけるコミュニティの核となるものが多く、多様な役割を担っているため、公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要であり、十分な話し合いや丁寧な説明を行ったうえで、余剰となった施設は転用、売却、貸付するなど、公有資産の活用を推進していきます。そして施設の統廃合により生じる残地や未利用地の利活用に関しては、利用しないで所有し続けることで失う利益（機会損失）を意識して検討することが必要であり、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、全庁的な取組みを実施します。同方針では、未利用地の解消のため、迅速な事務手続きの執行や情報の集約・共有・整理に努めることとしており、未利用地について、他の公共施設の用地として活用するか、又は、売却処分・貸付等をするかといった、利活用の方向性を定めるにあたっての基本的な考え方を示しています。

また、公共施設等の維持管理・運営においては、これまでも指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに行っており、今後も民間活力の導入に努めることとし、合わせて近隣市との施設の相互利用といった広域連携についても検討します。

今後、「総合管理計画」の総論に基づいて個別・分野別計画を策定し、それらを合わせて「西宮市公共施設マネジメント基本計画」として位置付け、マネジメントを推進していきます。

図表 2.1 西宮市公共施設マネジメント基本計画の概要



第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針

3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

3.1.1 学校施設

(1) 主な施設の概要

学校施設は、市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.1、また、各施設の一覧は図表 3.1.5 (P. 31) に示す通りです。

図表 3.1.2 は、学校施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。学校施設は高度経済成長期の人口増加に伴い、子供の数が増えていくことに対応するため、昭和 46 年度から平成 2 年度までの 20 年間に、約 29 万㎡もの施設が建てられています。このうち昭和 60 年度以前に建てられた、建築後 30 年を経過した施設が学校施設全体の約 63%を占めており、今後施設の老朽化に対して修繕・改修等にかかる費用が集中するといった課題があります。

また、今後長期的には園児・児童・生徒数が減少すると予想していますが、小学校、中学校等では校区によって一時的に児童・生徒数が急増する学校もあり、新設校の設置や校舎の増築、仮設校舎の設置などで対応を行っています。

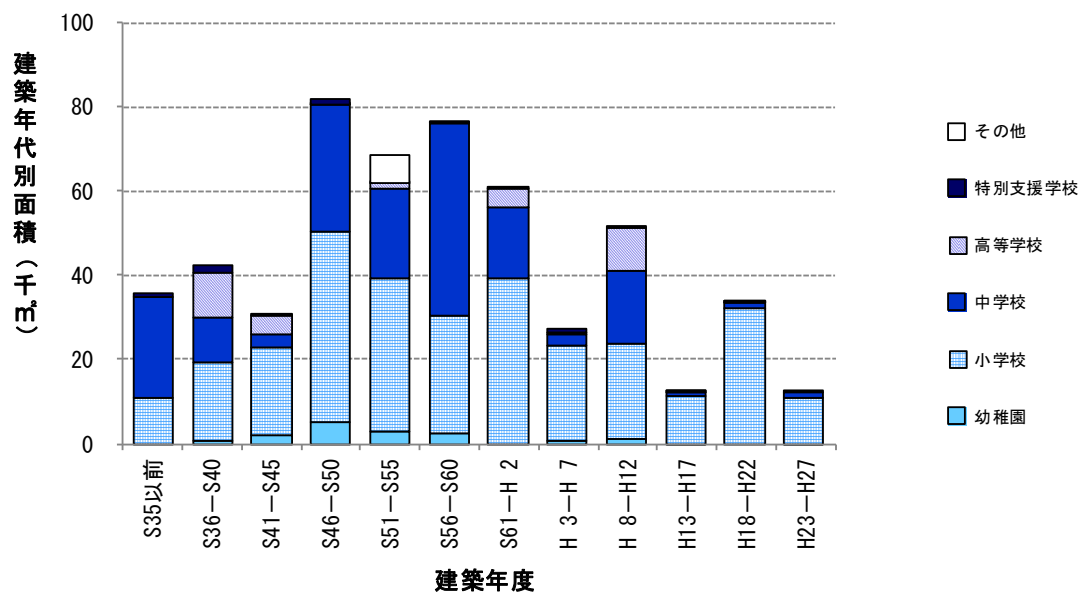
学校施設の耐震化については、耐震改修工事が可能な施設については平成 25 年度までに全て完了しており、耐震改修工事が困難な上甲子園小学校、南甲子園小学校については、更新による耐震化を行い、27 年度に新校舎が完成しています。(※図表 3.1.1、3.1.2 については、平成 27 年 3 月 31 日時点のものであるため、新校舎の床面積ではなく、仮設校舎の面積となっています。)また、体育館、格技棟、格技室の天井材の落下防止対策は完了しており、その他の非構造部材の耐震化を進めています。

また、学習環境改善等のため、空調設備やエレベーターの整備も進めており、平成 26 年度から 28 年度の 3 ヶ年で小学校の普通教室・特別教室等の全教室に空調設備を整備します。

図表 3.1.1 学校施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費 (平成26年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/㎡)
幼稚園	20	15,474.00	38,357,893	2,479
小学校	40	300,817.00	814,123,103	2,706
中学校	20	174,584.00	418,554,438	2,397
高等学校	2	31,551.00	79,713,453	2,526
特別支援学校	1	6,026.00	23,736,870	3,939
その他	2	6,409.66	37,882,159	5,910
合計	85	534,861.66	1,412,367,916	2,641

図表 3.1.2 建築年代別面積（学校施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



図表 3.1.3 園児・児童・生徒数等（平成 27 年 5 月 1 日時点）

対象施設	園児・児童・生徒数（人）	1人あたりの延床面積（㎡）
幼稚園	1,108	14
小学校	28,162	11
中学校	12,153	14
高等学校	1,745	18
特別支援学校	67	90
合計	43,235	12

※園児・児童・生徒数（人）は平成 27 年度教育要覧より

1) 幼稚園

市立幼稚園は 20 園あり、全園児数は 1,108 人となっています。施設の規模によっては園児数に 3 倍以上の差がある施設などもあります。

2) 小学校

市立小学校は、40 校あり、全児童数は 28,162 人となっています。

小学校により人数の差があり、1,200 人を超える学校もあれば、400 人に満たない学校もあります。全校の平均は、約 700 人となっています。

近年では、子育て世代の流入によって児童数が急増し、一部の学校では仮設校舎を設置しています。高木小学校における児童急増による教室不足等の問題を解消するため、平成 28 年 4 月に「高木北小学校」を開校しました。（※図表 3.1.1～3.1.5 は、平成 27 年 3 月 31 日時点のものであるため、高木北小学校（約 9,598 ㎡）を含んでおりません。）

3) 中学校

市立中学校は20校あり、全生徒数は12,153人となっています。生徒数は、最も多い中学校で約1,000人、最も少ない中学校で約200人となっています。全校の平均は、約600人となっています。

小学校の児童急増に伴い、年次的に生徒数が増加し、小学校と同様に仮設校舎を設置している学校もあります。

4) 高等学校

市内の公立高等学校は9校で、そのうち西宮市立の高等学校は2校あり、この2校の生徒数は1,745人となっています。

生徒数の増に対応するため、市立西宮高校では平成26年度から3年間、市立西宮東高校では28年度から3年間、1クラスずつ学級増を実施し、それに伴い必要な施設の整備を実施しています。

5) 特別支援学校

市立特別支援学校は1校あり、67人の児童・生徒がいます。施設の性質上、他の学校園施設より高い安全性が要求されています。

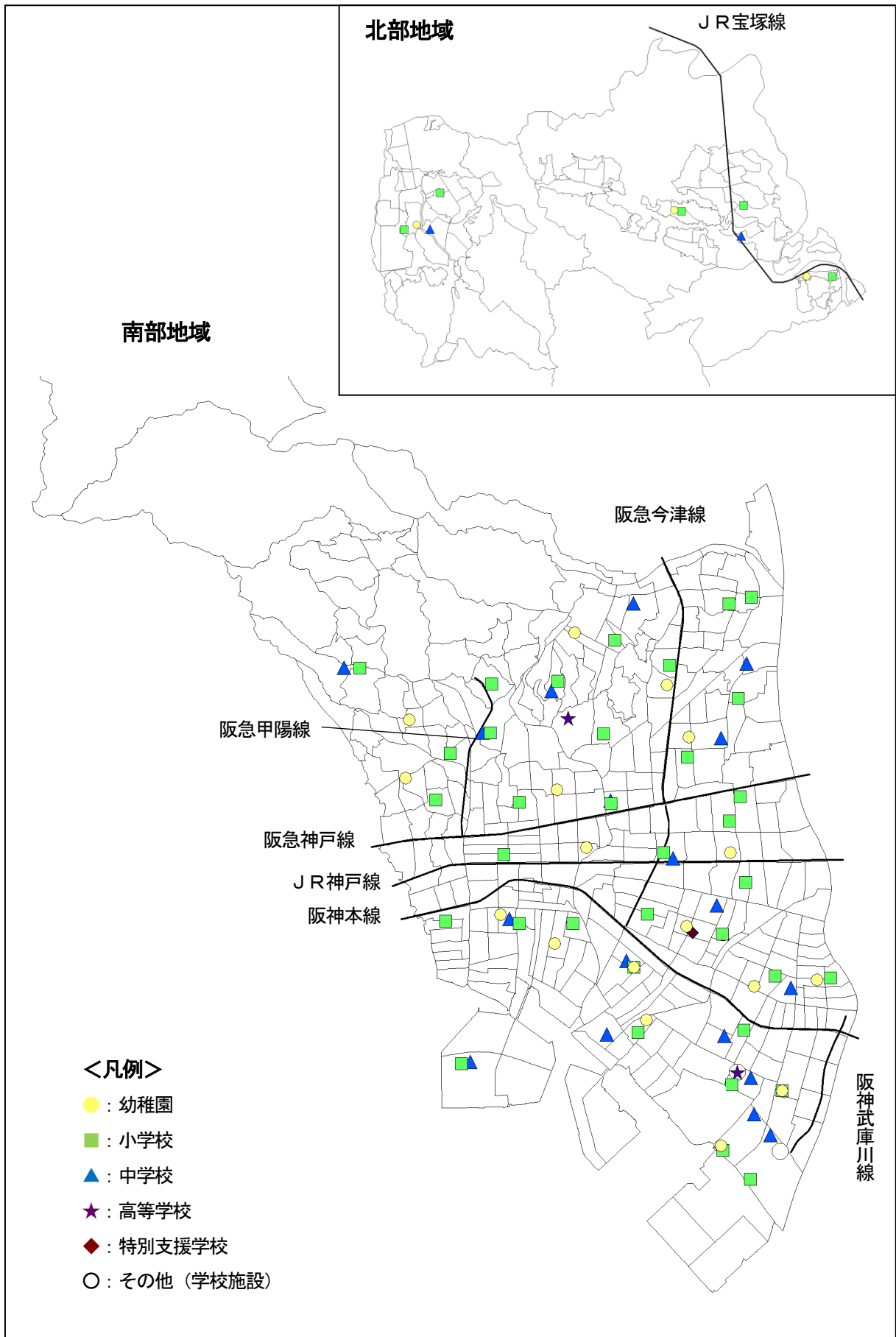
昭和35年に建設された校舎の老朽化が進んでいることから、老朽校舎の解消、教育環境の改善を目的として改築事業を計画しています。

6) その他

「西宮東高校ホール（なるお文化ホール）」は西宮東高校の施設であり、ホール(644席)及び学習室兼会議室が地域開放されています。建築後27年が経過しています。

「旧高須東小学校」は平成21年度に高須南小学校と統合され閉校しました。今後の活用方法は検討中です。現在、校舎等の施設は閉鎖されており、運動場と中庭は日時を限定し、地域に開放されています。

図表 3.1.4 学校施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・改修の頻度や、多様化する教育内容・バリアフリー化等の機能向上に対する整備需要等について定めた個別施設計画を策定し、長寿命化を効果的・効率的に推進することで、トータルコストの縮減に努めつつ予算の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園については、地域の状況や園児数の推移等を総合的に判断し、平成 30 年までの期間は、「西宮市立幼稚園のあり方について」に基づき、適正配置を進めます。 ・ 小学校・中学校については、適切な施設規模の検討を行うとともに、余裕教室の有効活用等を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 12 条による法定点検結果を個別施設計画に反映させます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な改修等については、優先順位を設定することで、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。 ・ 小学校・中学校については、建築年数や劣化状況と、教室不足や運動場不足など教育環境の整備状況等を総合的に判断し、優先度の高い学校を選定し、更新を行います。 ・ 学校施設の整備状況、修繕履歴、劣化状況等の情報を持った施設台帳システムを構築し、その情報を基に個別施設計画を作成します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児・児童・生徒等の安全確保のため、点検の体制を作り、所管課と学校の役割分担を定め連携します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設は、全て耐震化が完了しています。 ・ 体育館等の非構造部材の耐震化については、順次進めていきます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期修繕計画だけでなく、メンテナンスサイクル等を記載した個別施設計画を作成し、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むことにより、学校施設の長寿命化を図ります。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の規模については、将来の園児・児童・生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、既存ストックの有効活用も視野に入れながら、適切な規模を検討します。 ・ 多様化する教育内容に適応しつつ、余裕教室などの空きスペースを有効活用します。そのため、学校施設が地域の核となることを視野に入れ、有効活用と適正配置を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的見地に基づき作成する個別施設計画に基づき、総合的かつ計画的な管理を行います。

図表 3.1.5 学校施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
学校施設（85施設）				
幼稚園（20施設）				
1	浜脇幼稚園	宮前町8-22		○
2	用海幼稚園	石在町17-29		○
3	夙川幼稚園	松ヶ丘町9-23		○
4	越木岩幼稚園	美作町6-10		○
5	大社幼稚園	柳本町1-8		○
6	子育て総合センター付属あおぞら幼稚園	津田町3-40	子育て総合センター併設	○
7	上ヶ原幼稚園	上ヶ原三番町6-27		○
8	門戸幼稚園	門戸東町3-25		○
9	高木幼稚園	伏原町3-40		○
10	瓦木幼稚園	中島町5-2		○
11	春風幼稚園	今津野田町2-6		○
12	今津幼稚園	今津二葉町4-10	今津小学校併設	○
13	南甲子園幼稚園	南甲子園3丁目2-24		○
14	高須西幼稚園	高須町2丁目1-45		○
15	鳴尾東幼稚園	笠屋町30-47		○
16	鳴尾北幼稚園	花園町10-20		○
17	小松幼稚園	小松北町2丁目4-1	共同利用施設小松センター併設	○
18	山口幼稚園	山口町下山口4丁目1-5		○
19	名塩幼稚園	名塩1丁目41-15		○
20	生瀬幼稚園	生瀬町2丁目3-16		○
小学校（40施設）				
1	浜脇小学校	浜脇町5-48		○
2	西宮浜小学校	西宮浜4丁目3-12		○
3	香爐園小学校	中浜町3-32		○
4	安井小学校	安井町1-25		○
5	夙川小学校	久出ヶ谷町8-4		○
6	北夙川小学校	石劔町11-21		○
7	苦楽園小学校	苦楽園二番町18-12		○
8	大社小学校	桜谷町9-7		○
9	神原小学校	神原12-62		○
10	甲陽園小学校	甲陽園本庄町1-72		○
11	広田小学校	愛宕山7-24		○
12	平木小学校	平木町4-1		○
13	甲東小学校	神呪町3-33		○
14	上ヶ原小学校	上ヶ原二番町3-13		○
15	上ヶ原南小学校	上ヶ原九番町2-93		○
16	段上小学校	段上町7丁目5-21		○
17	段上西小学校	段上町2丁目8-24		○
18	樋ノ口小学校	樋ノ口町2丁目3-32		○
19	高木小学校	高木西町25-27		○
20	瓦木小学校	大屋町10-20		○
21	深津小学校	深津町5-22		○
22	瓦林小学校	瓦林町26-19		○
23	上甲子園小学校	甲子園口5丁目9-4		○
24	津門小学校	津門呉羽町5-13		○
25	春風小学校	上甲子園3丁目8-39		○
26	今津小学校	今津二葉町4-10	今津幼稚園併設	○
27	用海小学校	用海町3-54		○
28	鳴尾小学校	鳴尾町5丁目4-6		○
29	南甲子園小学校	南甲子園3丁目9-16		○
30	甲子園浜小学校	古川町1-65		○
31	高須小学校	高須町1丁目1-41		○
32	高須西小学校	高須町2丁目1-44		○
33	鳴尾東小学校	笠屋町30-50		○
34	鳴尾北小学校	学文殿町2丁目2-7		○
35	小松小学校	小松東町1丁目3-59		○
36	山口小学校	山口町下山口4丁目23-1		○
37	北六甲台小学校	北六甲台5丁目4-1		○

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
38	名塩小学校	名塩2丁目11-40		○
39	東山台小学校	東山台2丁目8-2		○
40	生瀬小学校	生瀬町2丁目26-24		○
中学校（20施設）				
1	浜脇中学校	宮前町3-5		○
2	西宮浜中学校	西宮浜4丁目2-31		○
3	大社中学校	神原12-45		○
4	苦楽園中学校	苦楽園三番町14-1		○
5	上ヶ原中学校	上ヶ原九番町2-107		○
6	甲陵中学校	上甲東園2丁目11-20		○
7	平木中学校	平木町6-19		○
8	甲武中学校	樋ノ口町1丁目7-55		○
9	瓦木中学校	薬師町4-15		○
10	深津中学校	深津町6-75		○
11	上甲子園中学校	上甲子園4丁目9-11		○
12	今津中学校	今津二葉町5-15		○
13	真砂中学校	今津真砂町1-10		○
14	鳴尾中学校	甲子園八番町1-26		○
15	浜甲子園中学校	古川町2-60		○
16	鳴尾南中学校	高須町1丁目1-36		○
17	高須中学校	高須町2丁目1-48		○
18	学文中学校	学文殿町1丁目5-7		○
19	山口中学校	山口町上山口2丁目3-43		○
20	塩瀬中学校	名塩木之元2-8		○
高等学校（2施設）				
1	西宮高等学校	高座町14-117		○
2	西宮東高等学校	古川町1-12		○
特別支援学校（1施設）				
1	西宮養護学校	甲子園春風町2-29		○
その他（2施設）				
1	旧高須東小学校	高須町1丁目1-38	閉校	○
2	西宮東高校ホール	古川町1-12	なるお文化ホール	○

●図表 ○○施設の概要（平成27年3月31日時点）の説明

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
幼稚園	20	15,474.00	38,357,893	2,479
小学校	40	306,817.00	814,123,103	2,706

①延床面積について、複合施設等において他の分類の延床面積を含む場合があります。

②維持管理経費について、複合施設等において他の分類の施設に維持管理経費の一部もしくは全てを含む場合があります。

●図表 ○○施設一覧の説明

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
学校施設（85施設）				
幼稚園（20施設）				
1	浜脇幼稚園	宮前町8-22		○
2	用海幼稚園	石在町17-29		○

方針対象：平成27年3月31日時点の建築系公共施設について、「マネジメント方針」の対象施設と同じ考え方で対象となる施設に「○」をつけています。第1章 図表1.6の平成27年3月31日時点の対象施設数と一致します。

3.1.2 社会教育関連施設

(1) 主な施設の概要

社会教育関連施設には、公民館、図書館などが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.6、また、各施設の一覧は図表 3.1.10(P.39)に示す通りです。

図表 3.1.8 は、社会教育関連施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。社会教育関連施設は昭和 56 年度から平成 2 年度の 10 年間に数多く建築されており、全体面積の約 46%を占めています。この時期に「山東自然の家 (5,972.83 m²)」や、「中央図書館」を含む「教育文化センター (8,358.04 m²)」などの大型施設が建築されています。

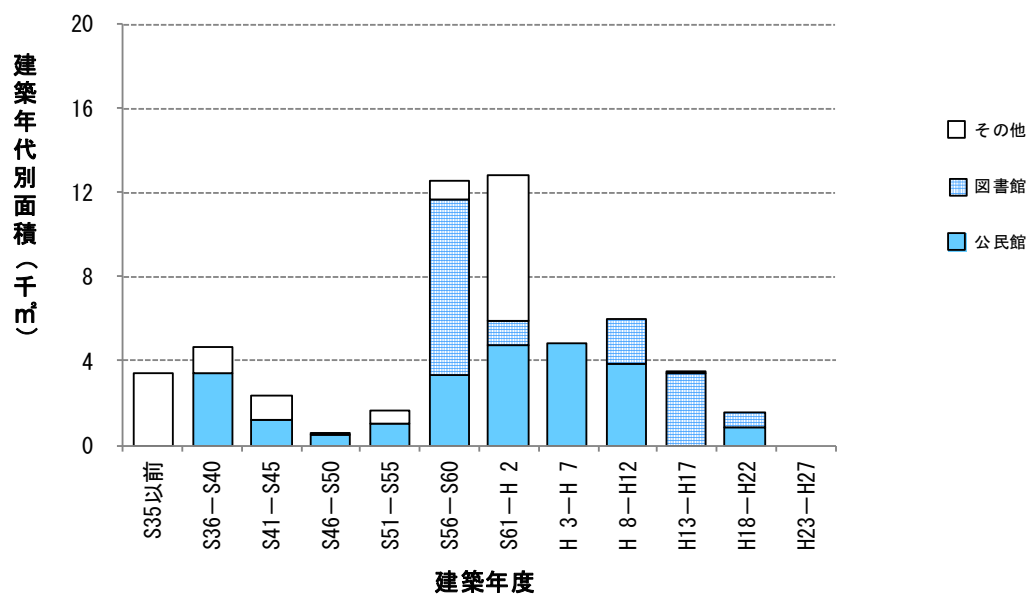
図表 3.1.6 社会教育関連施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成26年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
公民館	24	24,050.02	249,933,238	10,392
図書館	11	15,858.77	129,199,203	8,147
その他	11	14,278.52	94,111,494	6,591
合計	46	54,187.31	473,243,935	8,733

図表 3.1.7 社会教育関連施設の利用者数等 (平成 26 年度実績)

対象施設	年間利用者数 (人)	年間貸出数 (冊)	蔵書数 (冊)
公民館	1,010,906	—	—
図書館	912,752	3,519,808	1,035,870
その他	89,576	—	—
合計	2,013,234	3,519,808	1,035,870

図表 3.1.8 建築年代別面積 (社会教育関連施設) (平成 27 年 3 月 31 日時点)



1) 公民館

公民館は昭和 35 年 9 月に行われた社会教育委員会議の答申に基づき、概ね中学校区に 1 館設置するという方針で、市内に 24 館設置されています。地域住民主体の生涯学習施設として、また地域活動の拠点として、地域課題をとらえた主催講座や地域に根ざした推進員会講座を実施するほか、教養や趣味をひろげる自主的な学習・文化活動に活用されています。

全館の年間利用者数は、平成 26 年度の実績で延べ 1,010,906 人となっています。

公民館の中には建築後 20～40 年以上経過している施設があり、計画的に修繕を行う必要があります。

また、民間施設を借り受けている越木岩公民館の耐震化が今後の課題となっています。

2) 図書館

図書館は生涯学習の拠点として広く市民に利用されている施設で、本や CD などの貸し出しのほか、おはなし会や集会行事などを行っています。

市内には中央・鳴尾・北口・北部の 4 つの拠点館と、7 つの分室があり、全部で 11 館あります。

図書館全館の平成 26 年度の年間貸出数は 3,519,808 冊、蔵書数は 1,035,870 冊となっており、図書館登録者数・貸出冊数・貸出人数はここ数年微減の状況です。図書館の相互協力事業として、他市の所蔵図書相互貸出を行っています。

中央図書館は建築後 30 年、北部図書館は 24 年、鳴尾図書館は 17 年、北口図書館は 14 年が経過し、計画的に修繕を行う必要があります。

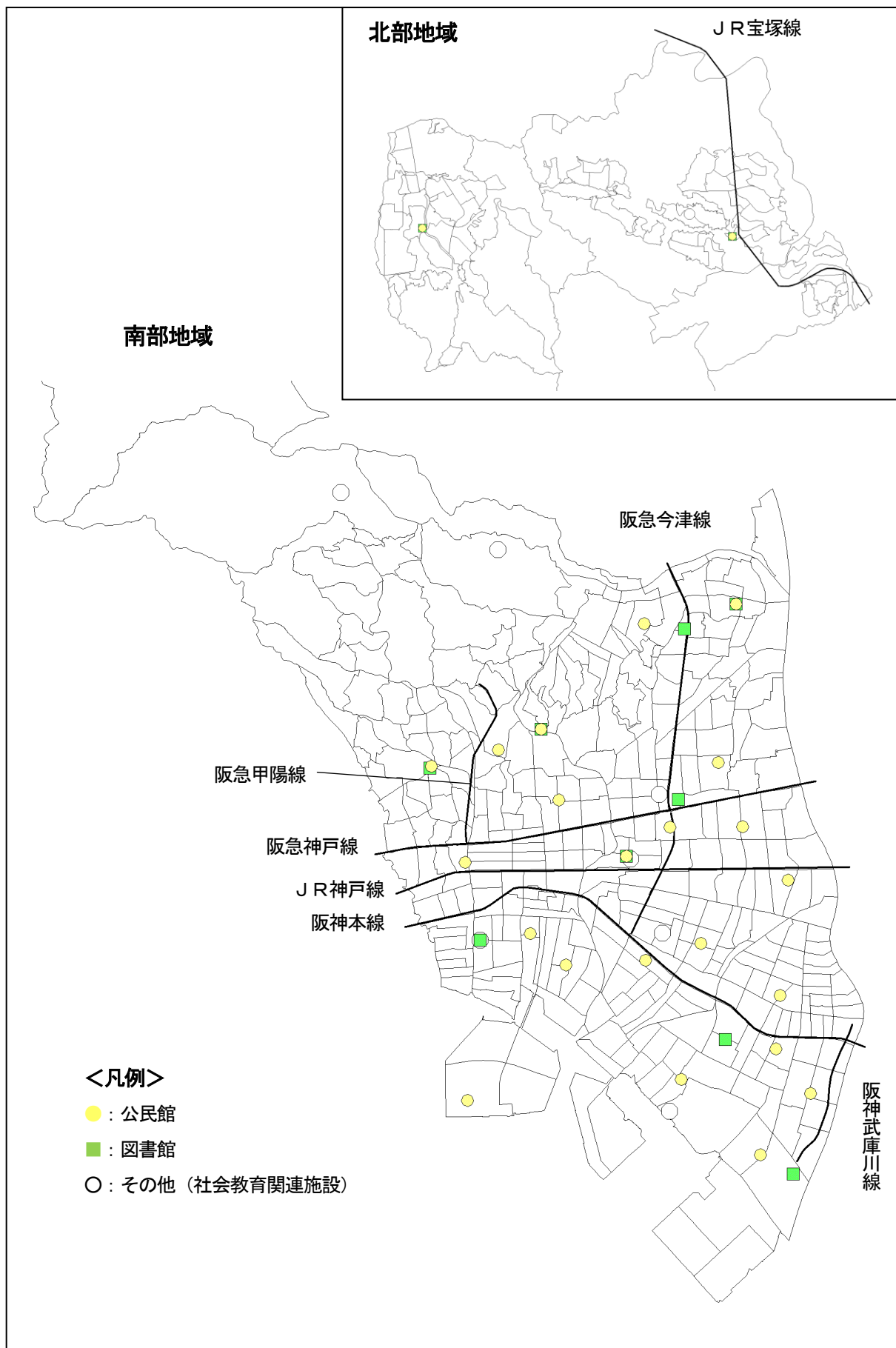
3) その他

「甲山自然環境センター(甲山自然の家、甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場、甲山自然学習館)」、「環境学習サポートセンター」、「甲子園浜自然環境センター」は、市民の環境学習活動を支援することを目的とした施設です。利用者は 10 年前に比べると増加しているものの、ここ数年は横ばいであり、より一層の有効活用を図る必要があります。

建築後 30 年～40 年以上経過している施設があり、計画的に修繕を行う必要があります。

「山東自然の家」は豊かな自然環境の中での集団・宿泊生活や野外活動を行うことにより、青少年の育成を図るために設置された施設で、市内全小学校が実施する自然学校の拠点施設として活用されています。宿泊室等からなる屋内施設と、炊飯場等からなる野外施設があり、建築後 27 年が経過しています。

図表 3.1.9 社会教育関連施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 公民館

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金及び減免規定を見直し、受益者負担の適正化を図ります。 ・ 新電力を含めた小売電気事業者との電力契約の見直しなど維持管理経費の縮減に努めるほか、自動販売機の設置など自主財源の確保に取り組みます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の有効活用の観点から、使用区分を細分化するなど、予約システムを含めたソフト・運用面の充実を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、市民館、共同利用施設など、不特定多数の地域住民が利用する施設については、今後の地域に必要な施設とは何かという観点から、抜本的な見直しをすすめるため、整備や再配置を含めた総合的な有効活用方針を策定します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市所有の公民館は、全て現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設適正配置審議会の答申においては、公民館は標準的な設備を備えた大規模館として位置づけられています。今後地域の実情に応じ、市民福祉の向上に資する総合的な有効活用が可能となるよう、施設のあり方について検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館や市民館等同様の機能を有する施設の所管課が連携し、施設の適切な管理体制を検討します。

2) 図書館

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新電力を含めた小売電気事業者との電力契約の見直しなど維持管理経費の縮減に努めるほか、自動販売機の設置や図書館壁面などを活用した広告料収入事業等自主財源の確保に取り組みます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の質と量の確保に努め、バランスのとれた蔵書の維持を図るとともに、市民に生涯学習及び交流活動の場所と機会を提供します。 ・ 利用者の利便性向上のため、トイレの洋式化などを進めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域図書館整備計画により配置をしており、今後も他の施設との連携を検討するなど、サービスの充実を目指します。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館は、全て現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況や地域バランス等を考慮し、施設の適正配置について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

3) その他（甲山自然環境センター、山東自然の家等）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターのうち、キャンプ場については、幼児など幅広い層の利用を促すため、トイレの洋式化や、水洗化などを検討します。 環境学習施設（甲山自然環境センター・甲子園浜自然環境センター・環境学習サポートセンター）は、自然系、生活系、歴史・文化系の環境学習をサポートできる施設とのネットワーク化により、イベントなどで連携し、施設の利用者の増加を図ります。 山東自然の家は、老朽化した設備の更新を計画的に行うとともに、快適性向上のためトイレの洋式化を進めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習施設（甲山自然環境センター・甲子園浜自然環境センター・環境学習サポートセンター）は、環境基本条例に基づき整備された施設で、民間における類似施設はなく、今後も有効活用に努めます。 多額の費用が必要となる更新や、老朽化等による大規模修繕の際には、利用者数や求められる役割の変化に応じて規模および運営形態の見直しを行います。 総合教育センターは、庁舎の再編整備に伴い、教員研修センター機能を本庁舎周辺の公共施設に移す予定です。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との事務協議や、現地調査により設備の状況の把握に努めます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターは、山林に囲まれた施設であるため、土砂の流出対策や、防災対策を検討します。また、周囲ではカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害などが近年増加し、施設の安全な利用を図るため、枯れ木の伐採など付随山林の適切な管理を行います。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 甲山自然環境センターのうち、甲山自然の家は平成 25 年度に耐震診断を実施し、平成 28 年度末に耐震補強工事が完了する予定です。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 教育会館は、総合教育センターに機能を統合し、閉館・解体します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者や、施設管理を委託している NPO 法人と連携し、施設の現状把握に努め、計画的に維持管理を行います。

図表 3.1.10 社会教育関連施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
社会教育関連施設（46施設）				
公民館（24施設）				
1	中央公民館	高松町4-8	ブレラにしのみや内	○
2	鳴尾公民館	鳴尾町1丁目8-2		○
3	鳴尾東公民館	東鳴尾町1丁目9-1		○
4	南甲子園公民館	甲子園九番町15-40		○
5	今津公民館	今津水波町9-28		○
6	山口公民館	山口町下山口4丁目1-8	山口センター4階	○
7	上甲子園公民館	甲子園口3丁目9-26	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター、共同利用施設上甲子園センター併設	○
8	大社公民館	柳本町1-37	大社幼稚園併設	○
9	甲東公民館	上甲東園2丁目11-60	甲東デイサービスセンター併設	○
10	塩瀬公民館	名塩新町1	塩瀬センター内	○
11	春風公民館	甲子園春風町2-21	西宮養護学校併設	○
12	夙川公民館	羽衣町1-39		○
13	浜脇公民館	浜脇町5-14		○
14	用海公民館	石在町10-21	用海保育所併設	○
15	学文公民館	学文殿町2丁目4-24		○
16	若竹公民館	西福町15-12	若竹生活文化会館内	○
17	瓦木公民館	瓦林町8-1	西宮市役所瓦木支所併設	○
18	段上公民館	段上町2丁目10-3	中央図書館段上分室併設	○
19	高須公民館	高須町2丁目1-35	高須市民センター内	○
20	神原公民館	神原6-11	神原市民館併設	○
21	越木岩公民館	樋之池町5-29	越木岩福祉会館内	○
22	高木公民館	高木東町15-10	瓦木消防署併設	○
23	上ヶ原公民館	六軒町1-32	中央図書館上ヶ原分室併設	○
24	西宮浜公民館	西宮浜4丁目13-1	西宮市員類館、西宮市役所市民課 西宮浜分室併設	○
図書館（11施設）				
1	中央図書館	川添町15-26	教育文化センター内	○
2	北部図書館	名塩新町1	塩瀬センター2階	○
3	鳴尾図書館	甲子園八番町1-20		○
4	北口図書館	北口町1-2	アクタ西宮東館5階	○
5	中央図書館越木岩分室	樋之池町5-31	越木岩福祉会館南隣	○
6	中央図書館段上分室	段上町2丁目10-3	段上公民館併設	○
7	中央図書館上ヶ原分室	六軒町1-32	上ヶ原公民館併設	○
8	中央図書館甲東園分室	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東5階	○
9	中央図書館高須分室	高須町1丁目7-91	高須デイサービスセンター2階	○
10	中央図書館山口分室	山口町下山口4丁目1-8	山口センター3階	○
11	中央図書館若竹分室	西福町15-12	若竹生活文化会館内	○
その他（11施設）				
1	総合教育センター	神祇官町2-6	旧芦原小学校	○
2	教育会館	津門呉羽町9-30		○
3	山東自然の家	朝来市山東町粟鹿2179	市外施設	○
4	甲山自然の家	甲山町67		○
5	甲山自然学習館	甲山町67		○
6	甲山キャンプ場	甲山町67		○
7	社家郷山キャンプ場	越水字社家郷山1-119		○
8	甲子園浜自然環境センター	枝川町19-10	共同利用施設浜甲子園センター南隣	○
9	環境学習サポートセンター	甲風園1丁目8-1	コープこうべゆとり生活館アミ1階	○
10	郷土資料館	川添町15-26	教育文化センター内	○
11	分館名塩和紙学習館	名塩2丁目10-8	郷土資料館分館	○

3.1.3 運動施設

(1) 主な施設の概要

運動施設には、体育館と屋外運動施設が該当します。

運動施設のうち建築物についての延床面積や維持管理経費は図表 3.1.11、運動施設数については図表 3.1.12 に示しています。また、運動施設の一覧は図表 3.1.15 (P. 44) に示す通りです。

図表 3.1.13 は、運動施設のうち建築物がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。運動施設は昭和 56 年度から平成 2 年度の 10 年間に数多く建築されており、全体の約 48% を占めています。この時期には「浜甲子園体育館 (2,920.49 m²)」が建築されており、最も古い体育館は昭和 40 年建築の中央体育館 (4,632.51 m²) となっています。

図表 3.1.11 運動施設（建築物）の概要（平成 27 年 3 月 31 日時点）

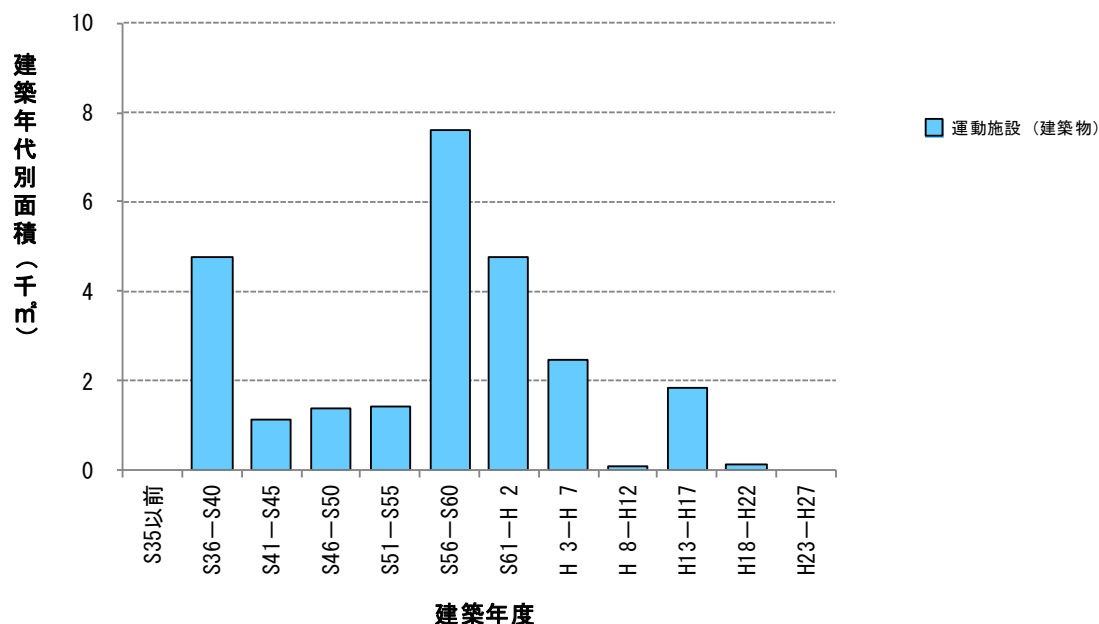
対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/m ² ）
運動施設（建築物）	15	25,614.45	252,719,048	—
合計	15	25,614.45	252,719,048	—

※屋外運動施設の維持管理経費を含むため、延床面積で除した単価は表示しておりません。

図表 3.1.12 運動施設の内訳（平成 27 年 3 月 31 日時点）

	種別	箇所数 (箇所)	平成26年度実績	
			団体利用件数 (件)	年間利用者数 (人)
運動施設 (建築物)	体育館	10	45,865	—
	屋外運動施設附属建築物	5	—	—
屋外運動 施設	陸上競技場	1 (1面)	1,003	—
	多目的グラウンド・運動場	5 (6面)	3,573	—
	テニスコート	6 (34面)	19,573	—
	野球場	7 (9面)	2,446	—
	屋外プール	1	—	20,879

図表 3.1.13 建築年代別面積（運動施設（建築物））（平成 27 年 3 月 31 日時点）



1) 運動施設

・ 体育館

体育館 10 館のうち 9 館は、スポーツやレクリエーションの推進と心身の健全な発達を促進することを目的として、その活動場所とするために設置されています。残る 1 館は勤労者・障害者体育館として、市内に在住、または在勤する勤労者等がより豊かな勤労生活を送ることができるよう、また、市民の健康増進を図るために設置されています。

平成 26 年度に体育館を利用した人は、延べ約 73 万人となっており、近年の利用者数については、極端な増減は見られません。

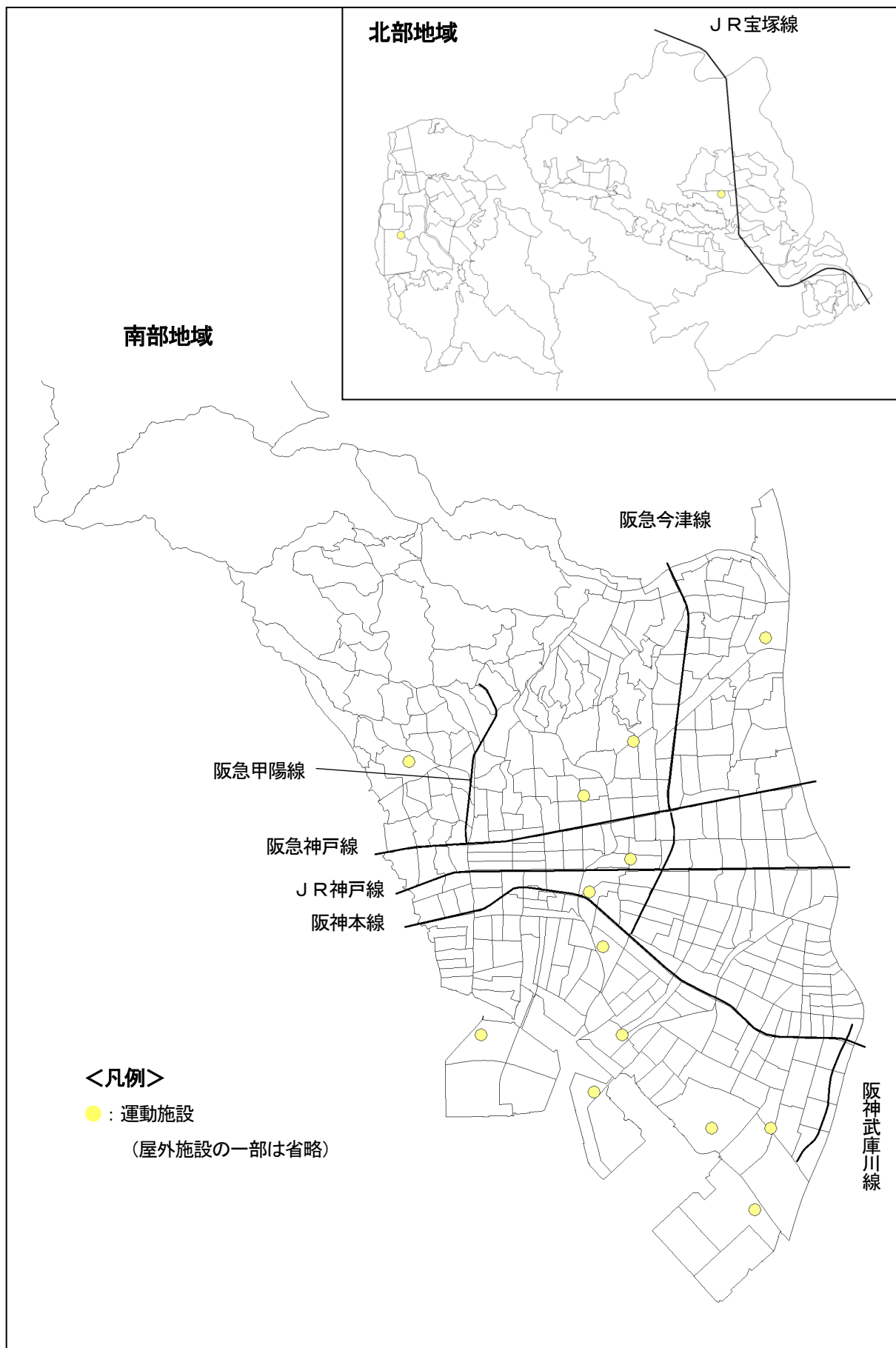
体育館 10 館のうち、建築後 50 年以上経過している施設が 1 館、40 年以上 50 年未満が 2 館、30 年以上 40 年未満が 3 館、20 年以上 30 年未満が 3 館、10 年以上 20 年未満が 1 館となっており、計画的かつ効率的に修繕を行う必要があります。

・ 屋外運動施設

平成 26 年度に野球場等の屋外運動施設を利用した人は、延べ約 48 万人となっており、近年の利用者数については、極端な増減は見られません。平成 26 年度の屋外運動施設の稼働率は約 46%です。球技等団体競技での利用が多く、土曜を含む休日の利用に集中する傾向が顕著です。

屋外運動施設として管理対象となるのは、管理棟・フェンス・観覧席・照明設備・プール施設及びろ過機等付帯設備などがあります。老朽化の度合いは施設やそこに付設されている設備によって異なり、体育館同様計画的かつ効率的に修繕を行う必要があります。

図表 3.1.14 運動施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 運動施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内施設の収入割合の底上げを図るとともに、営利目的使用の許可、料金改定及び減免制度の見直しを核とした受益者負担の適正化などの諸施策の実施により、コストの低減に努めます。 ・ 指定管理者制度を導入している施設においては、管理者のノウハウ等を活用した維持管理に努め、全体としての維持管理経費削減を図ります。 ・ いわゆる新電力を含めた小売電気事業者との最適な電力契約により維持管理経費の削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック開催などスポーツに関する市民の関心が高まる中、地域スポーツの受け皿として利用者満足度の向上に努め、稼働率の向上を目指します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民スポーツを推進する役割を今後も果たしていく中で、人口減や高齢化社会など将来的な要素やそれによって予測される需要などを考慮に入れながら、市内のみならず隣接市町を含めた施設の適正量を見極め、施設の統廃合・再編を検討します。その際には、収支面・受益者負担の観点からも、市立スポーツ施設の持続可能性を精査して実施します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者のノウハウを活用し、早期に危険箇所等の発見に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館は全て現行の耐震基準を満たしています。 ・ 非構造部材の耐震化について、今後検討・着手していきます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に同様の民間施設がある樋之池・鳴尾浜臨海テニスコートや、近接している臨海地区の屋外施設の一部について、更新時期や収支、利用状況等を総合的に勘案して、施設の統廃合・再編を検討します。 ・ 多額の費用が必要となる更新や老朽化等による大規模修繕の際には、施設の集約化（統合）や廃止を含めて検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管課及び指定管理者を中心に、効率的な施設管理を遂行します。

図表 3.1.15 運動施設（建築物）一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針 対象
運動施設（15施設）				
運動施設（15施設）				
1	中央体育館・武道場	河原町1-16		○
2	中央体育館分館	神祇官町2-6	総合教育センター併設	○
3	今津体育館	今津真砂町1-4		○
4	鳴尾体育館	上田西町4-43		○
5	甲武体育館	上大市5丁目15-25		○
6	北夙川体育館	樋之池町11-33		○
7	塩瀬体育館	東山台5丁目10-1		○
8	浜甲子園体育館	枝川町20-15		○
9	流通東体育館	山口町阪神流通センター1 丁目5-1		○
10	勤労者体育館	松原町2-41	サン・アビリティーズにしのみ や	○
11	鳴尾浜臨海野球場・テニスコート	鳴尾浜1丁目5-2		○
12	津門野球場	津門住江町3		○
13	甲子園浜野球場	甲子園浜2丁目7		○
14	能登運動場	能登町14-26		○
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	西宮浜3丁目		○

3.1.4 文化施設

(1) 主な施設の概要

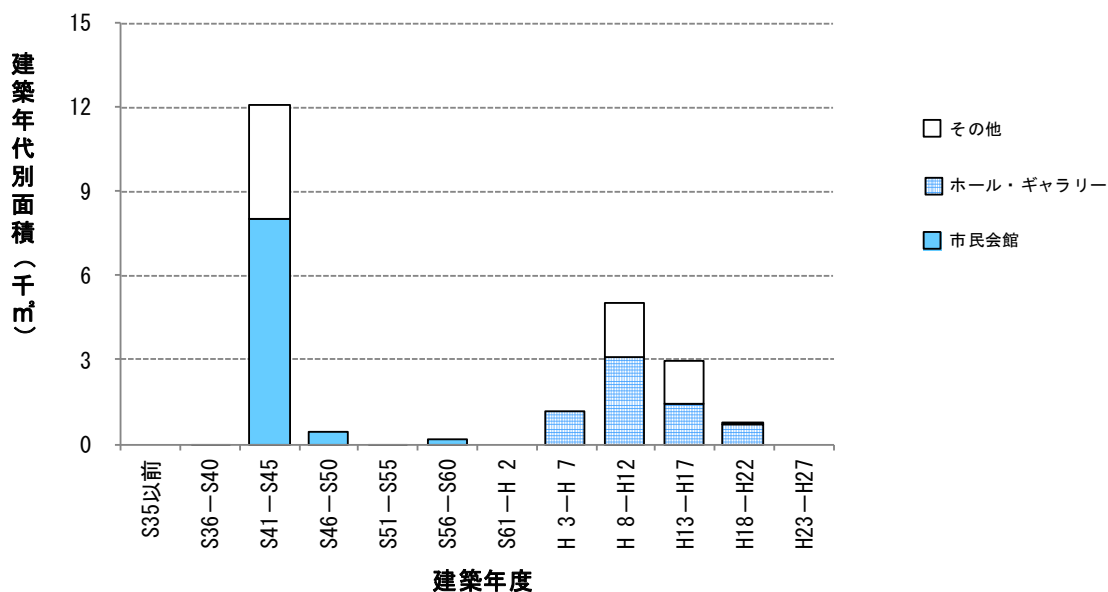
文化施設には、市民会館、ホール、ギャラリーなどが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.16、また、各施設の一覧は図表 3.1.19(P.49)に示す通りです。

図表 3.1.17 は、文化施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。文化施設の建築年代別面積を見ると、昭和 41 年度から 45 年度の 5 年間に数多く建築されており、この時期に「西宮市民会館（建築当初面積 8,680.89 m²）」が建築されています。建築後 30 年を経過した施設が全体の約 55% を占めていることから、老朽化等への対応を考える必要があります。

図表 3.1.16 文化施設の概要（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/m ² ）
市民会館	1	8,680.89	75,436,417	8,690
ホール・ギャラリー	10	6,405.97	124,406,243	19,420
その他	6	7,609.85	89,410,364	11,749
合計	17	22,696.71	289,253,024	12,744

図表 3.1.17 建築年代別面積（文化施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



1) 市民会館

「西宮市民会館」は、市民の芸術文化の拠点として、利用しやすく親しみやすい施設となることを目指して昭和42年に設置した文化施設で、大小様々な多目的会議室を12室備えています。

建築後49年が経過していますが、既存不適格建築物であるため、一定規模以上の改修や増築を行うことが困難な状況です。市の文化振興の拠点として、市民のニーズに対応するために、更新を検討する時期に来ています。

2) ホール・ギャラリー

市内には1,500人を収容可能な「アミティホール」をはじめ、ホール施設が5施設あり、様々な文化活動や催事に利用されています。市南部地域に定員300人以上のホールが3つありますが、固定席型、オープンプラタとの併用型とそれぞれ設備仕様が異なり、多様なニーズに対応でき、交通至便であることから高い利用率となっています。一方、市北部地域の山口ホールの利用率は3割から4割となっています。

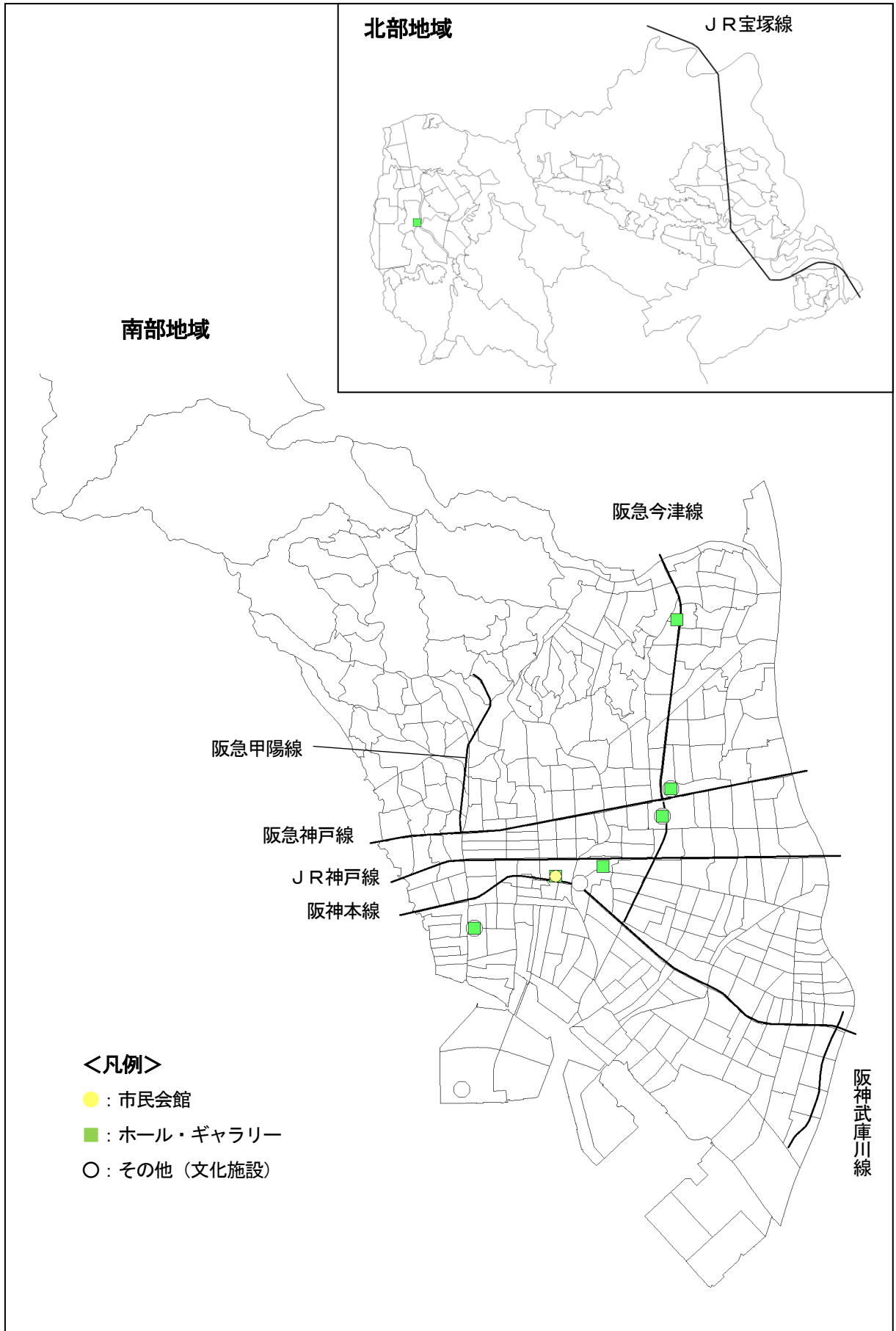
ギャラリー等も市内に5施設あり、芸術文化の振興と向上に貢献しています。市立ギャラリーの利用率は、北口ギャラリーは9割、市民ギャラリーは5割から6割となっています。

3) その他（西宮市貝類館、勤労会館など）

「西宮市貝類館」は、貴重な学術資料を保管・展示する貝類分野専門の博物館類似施設として、平成11年5月に開館しました。平成26年度に訪れた年間利用者数は14,387人となっており、そのうち6,673人が社会見学等で訪れた児童等となっています。

「勤労会館」は、昭和42年に勤労者の教養、文化及び福利厚生等向上の事業場所として設立され、勤労者が日常の職業生活で抱える様々な問題や勤労者の人権に係る問題などの相談場所としての役割も果たしています。

図表 3.1.18 文化施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市民会館 2) ホール・ギャラリー

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台設備の長期賃借などにより、経費の削減を検討します。 ・ 稼働率の向上を目指し、新たな使用方法を検討します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共又は民間との複合施設となっているものが多く、大規模修繕や更新等には他の所有者との協議が必要となりますが、可能な範囲で利用者満足度の向上に努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接自治体及び民間を含めたホール・ギャラリーの適正量を見極め、施設の数量、配置の適正化を進めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者を指定しており、そのノウハウ等を活用し効率的な維持管理に努めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施設について、現行の耐震基準を満たしています。 ・ 非構造部材の耐震化に努めます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設の入った複合施設では、施設全体の方針に沿った長寿命化方策を検討します。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の施設において有効活用されていない夜間等の空き区分があり、その有効活用について検討します。 ・ ギャラリーについては、小規模の民間のギャラリーが地域に点在しているため、民間を含めたギャラリーの適正量を見極め、施設の数量、配置の適正化を進めます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホールやギャラリーといった文化施設は、特殊な設備を数多く使用しており、耐用年数、技術革新に応じた中長期的な修繕が必要なことから、施設建設と同時に、基金を設定するなど、一定のメンテナンス費用をあらかじめ確保することを検討します。

3) その他（西宮市貝類館、勤労会館など）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 |
|---|

図表 3.1.19 文化施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針 対象
文化施設（17施設）				
市民会館（1施設）				
1	西宮市民会館	六湛寺町10-11		○
ホール・ギャラリー（10施設）				
1	アミティホール	六湛寺町10-11	西宮市民会館併設	○
2	ギャラリー・アミティ	六湛寺町10-11	西宮市民会館併設	○
3	西宮市フレンテホール	池田町11-1	フレンテ西宮5階	○
4	西宮市ブレラホール	高松町4-8	ブレラにしのみや5階	○
5	市民ギャラリー	川添町15-26	教育文化センター2・3階	○
6	北口ギャラリー	北口町1-2	アクタ西宮東館6階	○
7	西宮市甲東ホール	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東4・5階	○
8	西宮市甲東ホール展示室	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東4階	○
9	西宮市山口ホール	山口町下山口4丁目1-8	山口センター1階	○
10	西宮市山口ホール展示室	山口町下山口4丁目1-8	山口センター1階	○
その他（6施設）				
1	西宮市男女共同参画センター ウェーブ	高松町4-8	ブレラにしのみや4階	○
2	西宮市貝類館	西宮浜4丁目13-4	西宮浜公民館、西宮市役所市民課 西宮浜分室併設	○
3	西宮市平和資料館	川添町15-26	教育文化センター1階	○
4	勤労会館	松原町2-37		○
5	勤労青少年ホーム	松原町2-37		○
6	西宮市大学交流センター	北口町1-2	アクタ西宮東館6階	○

3.1.5 保健・福祉施設

(1) 主な施設の概要

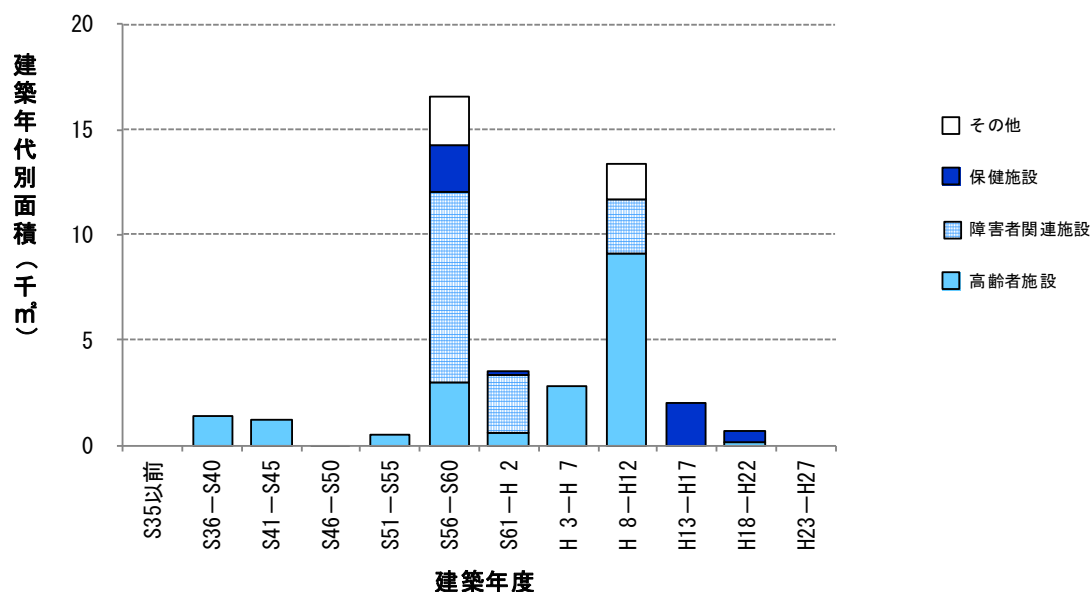
保健・福祉施設には、高齢者施設、障害者関連施設、保健施設などが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.20、また、各施設の一覧は図表 3.1.23 (P.59)に示す通りです。

図表 3.1.21 は、保健・福祉施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。保健・福祉施設は昭和 56 年度から 60 年度の 5 年間と平成 8 年度から 12 年度の 5 年間に数多く建築されており、昭和 59 年度に「総合福祉センター (9027.33 m²)」が、平成 8 年度に「すこやかケア西宮 (5,847.32 m²)」が建築されています。

図表 3.1.20 保健・福祉施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成 26 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
高齢者施設	18	18,914.87	71,701,904	3,791
障害者関連施設	6	14,335.57	86,372,933	6,025
保健施設	5	4,948.65	68,812,595	13,905
その他	4	3,973.21	54,410,691	13,694
合計	33	42,172.30	281,298,123	6,670

図表 3.1.21 建築年代別面積 (保健・福祉施設) (平成 27 年 3 月 31 日時点)



1) 高齢者施設

高齢者施設は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」に従って施策を進めています。

「老人いこいの家」は、高齢者に健全な娯楽及び休息の場を提供し、高齢者の心身の健康の増進に寄与することを目的に設置しています。市内には23ヶ所の「老人いこいの家」があり、そのうち5ヶ所が市所有の施設となっており、今津二葉老人いこいの家は建築後39年が、鳴尾北老人いこいの家は建築後32年が経過しています。

「デイサービスセンター（市有建物貸付）」は、市内に8ヶ所あります。現在多くの利用者がおり、今後もサービスを継続して実施する方針です。市立デイサービスセンターについては開設当初は措置制度であったため市が利用決定を行っており、利用可能な施設を充実させるためにも存在意義は大きかったと言えます。しかしながら、平成12年度に介護保険制度が導入された後、民間事業者が多数参入し、現在市内にあるデイサービスセンターは量的に充足していることから市立施設としての存在意義がなくなったため、26年度より指定管理者による管理を廃止し、指定管理者となっていた法人へ建物を無償貸与する形態に変更しています。

「すこやかケア西宮」は、市立介護老人保健施設で、老人の健康の保持及び福祉の増進を図るために設置されており、建築後18年が経過しています。

「老人福祉センター」は、高齢者の生きがいづくり、社会参加を図ることを目的に設置しており、市内に2ヶ所あります。そのうち鳴尾老人福祉センターは建築後38年が経過しています。

「寿園」は、唯一の市立養護老人ホームであり、虐待等を理由とした高齢者の緊急受入も行っており、建築後33年が経過しています。

2) 障害者関連施設

障害者関連施設は、「西宮市障害福祉推進計画」に従って施策を進めています。

「総合福祉センター（視覚障害者図書館・障害者自立支援施設いずみ園を含む）」は、障害のある人の社会参加を促進し、市民の福祉の増進を図る目的で設置されており、障害のある人が利用する総合的かつ核となる施設です。年間11万人の利用者があり、プール・集会室のニーズが高い傾向にあります。また、建築後30年が経過しており、計画的な修繕を行う必要があります。

「作業所等」は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人を対象に自立に向けての支援や授産活動の指導などを行っています。現在、民間施設が多く供給されるなか、市が主体となって設置する意義は低下しています。公設民営施設であった名神あけぼの園及び武庫川すずかけ作業所は、平成25年度末に市立施設としての位置づけを廃止し、施設を無償貸与する形態へと変更しています。

3) 保健施設（保健福祉センター）

「保健福祉センター」は、市内に「中央・北口・山口・鳴尾・塩瀬」の5箇所があり、各種健診事業を実施する施設として、地域保健における中心的な役割を果たしています。

北口保健福祉センターは利用者数が増加しており、乳幼児健診をはじめとする事業実施時は混雑しています。また、塩瀬保健福祉センターは部屋数が少なく、広さも十分でないため、乳幼児健診は公民館で実施しています。

「中央・北口」は民間複合ビルに入っており、それぞれ建築後30年、15年が経過しています。「山口・鳴尾・塩瀬」は、支所との複合施設であり、それぞれ建築後6年、36年、25年が経過しています。

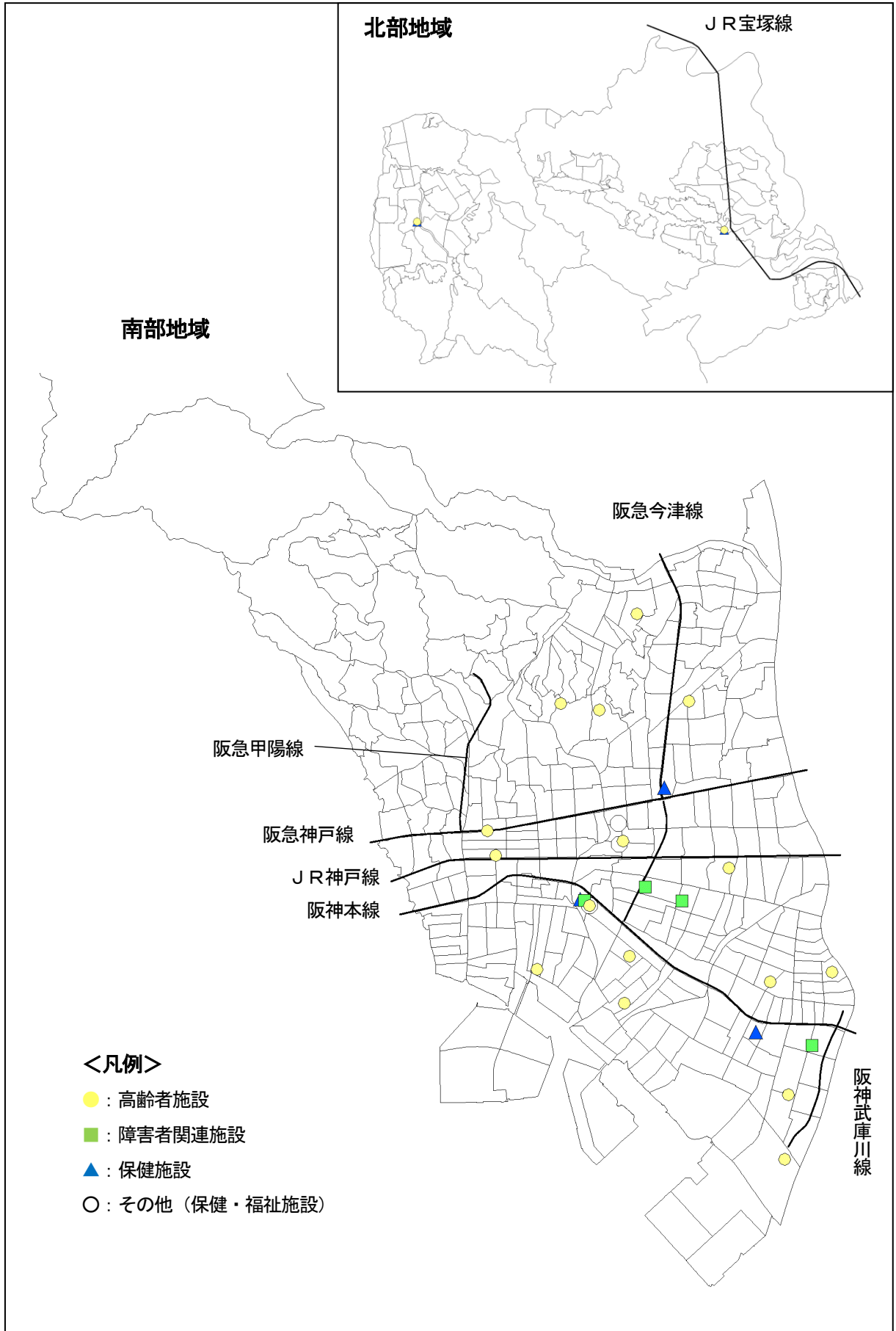
4) その他（母子・父子福祉センター、ボランティアセンター、若竹生活文化会館、芦乃湯会館）

母子家庭、父子家庭のための施設である「母子・父子福祉センター」、ボランティアの相談窓口である「ボランティアセンター」の入所している福祉会館（建築後 49 年が経過）は建物の解体が検討されており、それに伴いセンターの廃止・移転を検討しています。

「若竹生活文化会館」は、社会福祉法に規定された隣保館として、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うことをその目的とし、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置しています。また、「若竹公民館」「中央図書館若竹分室」との複合施設となっております。

「芦乃湯会館」は、市民の交流及び健康の増進を図る施設です。

図表 3.1.22 保健・福祉施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 高齢者施設

・老人いこいの家

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内には 23 ヶ所の老人いこいの家があり、また老人いこいの家に比べて設置基準が緩和された老人専用集会室も 12 ヶ所あるため、現時点においては適正な数量を有していると考えますが、今後は地域の状況をふまえ、検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設については、近隣の他の公共施設の更新に合わせて複合施設とするなど、施設のあり方について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館等近隣の他の公共施設の利用を検討するため、市民館等を所管する担当課との連携を図ります。

・デイサービスセンター（市有建物貸付）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 建物を無償貸与していますが、修繕については基本的に運営法人負担とし、施設に関する維持管理経費を縮減しています。 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や市民館との複合施設となっているデイサービスセンターについては、「公共施設の中長期修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行います。 点検により指摘があった事項について修繕を行うよう運営法人に指導します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 市の施設との複合施設でないデイサービスセンターについては運営法人に修繕計画を提出させ、計画的な修繕の実施を図ります。

安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 運営法人には、点検・診断等において不具合が発見された場合は迅速に対応し、報告するよう求めています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の複合化や再編について、今後対応策を検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 運営法人が施設を適正に管理しているかについて、修繕計画書等で市が確認する体制を取ります。 施設の老朽化に伴う更新や施設の譲渡等について、所管課と福祉施設の整備に関わる課等が連携して対応する体制を構築します。

・すこやかケア西宮

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常維持管理業務を効果的に実施し、維持管理経費の削減を図るよう指定管理者に指導します。 民間への施設の無償貸与等を検討します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設については、民間事業者の参入により十分な充足が図られているため、市立老人保健施設の存在意義について見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な修繕については市が、大規模な修繕以外については指定管理者が行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等において不具合が発見された場合は、迅速に対応するよう指定管理者に指導します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 民間への施設の無償貸与等を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> すこやかケア西宮の4・5階部分については中央病院の寮となっているため、施設管理に関して中央病院との連携体制を構築します。

・老人福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常維持管理業務を効果的に実施し、維持管理経費の削減を図るよう指定管理者に指導します。

品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターと同様の機能をもつ老人いこいの家が市内に複数箇所あることから、今後は地域の状況をふまえ、検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕については市が、大規模修繕以外については指定管理者が行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等において不具合が発見された場合は、迅速に対応するよう指定管理者に指導します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕や近隣の他の公共施設の建替時などに、統廃合など施設のあり方について検討します。 西宮老人福祉センターの入所している福祉会館（建築後 49 年が経過）は建物の解体が検討されており、それに伴いセンターの廃止・移転を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。

・ 寿園

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 現時点においては市営養護老人ホームとして適正な規模を有していると考えますが、今後は入所者数や求められる役割の変化に応じて、規模等の見直しを検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 今後の供給の状況も踏まえ、社会福祉法人が運営する新たな養護老人ホームの必要性も含め、検討します。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
------------------------------	--

2) 障害者関連施設

・総合福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費削減に向けて、民間企業との協働を検討します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内唯一の福祉拠点として、さらに機能を充実させていく考えです。 他の施設との連携を検討するなど、サービスの充実を目指します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 修繕・改修項目の集約による効果的な工事の実施を検討します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 「総合福祉センター等福祉ゾーン再整備構想」に基づき取り組みを進めます。 現在、隣接する福祉会館機能の集約を検討しており、施設総量の縮減を図っていきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「総合福祉センター等福祉ゾーン再整備構想」に基づき、計画的な管理を実現するための体制の構築を進めます。

・作業所等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理経費については、原則として施設の借主である法人負担とすることとして協議します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 施設を運営管理する法人に対し、長寿命化、安全管理、機能の充実など施設の品質を維持向上することを施設貸付の条件とするなどの対応を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設が多く供給されるなか、市が主体となって設置する意義は低下しており、法人への譲渡を進めます。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の無償使用者の義務負担として法人が責任を持って点検・診断等を実施していきます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 法人への無償貸与を行っている施設の維持管理・修繕の実施について、今後は、原則法人負担として協議を進めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 無償貸与している施設については、定期的に建物診断を実施することを法人に促し、安全確保に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 58 年以降の建築物であり、現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の複合化や再編について、今後対応策を検討していきます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有が市ではないものも含まれるため現時点で具体的な方策を示すことは困難な状況ですが、今後対応策を検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使用者は、法人（民間）であり、法人との官民連携により、施設がより効果的に機能するよう協議を進めます。

3) 保健施設

・保健福祉センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設に入っている施設については、その施設の計画に合わせて修繕していきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内に 5 ヶ所あり、中央・北口・山口・鳴尾・塩瀬とバランス良く分散して配置されています。 北口・鳴尾・塩瀬は広さや部屋数等が不足しており、事業実施時には他の施設を利用するなど、効率的な実施・安全の確保に努めます。
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 	

4) その他（母子・父子福祉センター、ボランティアセンター、若竹生活文化会館、芦乃湯会館）

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.23 保健・福祉施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
保健・福祉施設（33施設）				
高齢者施設（18施設）				
1	今津二葉老人いこいの家	今津二葉町4-49		○
2	塩瀬老人いこいの家	名塩新町1	塩瀬センター2階	○
3	夙川老人いこいの家	若松町5-1		○
4	鳴尾北老人いこいの家	学文殿町 2 丁目4-29		○
5	山口老人いこいの家	山口町下山口 4 丁目1-8	山口センター2階	○
6	高須デイサービスセンター	高須町 1 丁目7-91	中央図書館高須分室併設	○
7	安井デイサービスセンター	安井町2-4	安井市民館併設	○
8	甲子園口デイサービスセンター	甲子園口 6 丁目6-20	甲子園口市民館併設	○
9	小松デイサービスセンター	小松東町 1 丁目3-10		○
10	甲東デイサービスセンター	上甲東園 2 丁目11-60	甲東公民館併設	○
11	浜脇デイサービスセンター	久保町14-12		○
12	芦原デイサービスセンター	芦原町1-20		○
13	今津南デイサービスセンター	今津巽町7-10		○
14	雅楽荘	愛宕山18-35		○
15	寿園	上ヶ原八番町1-10		○
16	すこやかケア西宮	林田町7-17		○
17	鳴尾老人福祉センター	上田中町2-7		○
18	西宮老人福祉センター	津門川町2-28	福祉会館内	○
障害者関連施設（6施設）				
1	名神あけぼの園	津門大箇町2-13		○
2	武庫川すずかけ作業所	武庫川町4-1		○
3	すずかけ労働センター	上甲子園 5 丁目9-23		○
4	総合福祉センター	染殿町8-17		○
5	いずみ園	染殿町8-17	総合福祉センター内	○
6	青葉園	染殿町8-17	総合福祉センター内	○
保健施設（5施設）				
1	中央保健福祉センター	染殿町8-3	西宮健康開発センター1・2階	○
2	北口保健福祉センター	北口町1-1	アクタ西宮西館5階	○
3	山口保健福祉センター	山口町下山口 4 丁目1-8	山口センター2階	○
4	鳴尾保健福祉センター	鳴尾町 3 丁目5-14	鳴尾支所2階	○
5	塩瀬保健福祉センター	西宮市名塩新町 1	塩瀬センター1階	○
その他（4施設）				
1	芦乃湯会館	森下町8-1		○
2	若竹生活文化会館	西福町15-12		○
3	ボランティアセンター	津門川町2-28	福祉会館内	○
4	母子・父子福祉センター	津門川町2-28	福祉会館内	○

3.1.6 児童施設

(1) 主な施設の概要

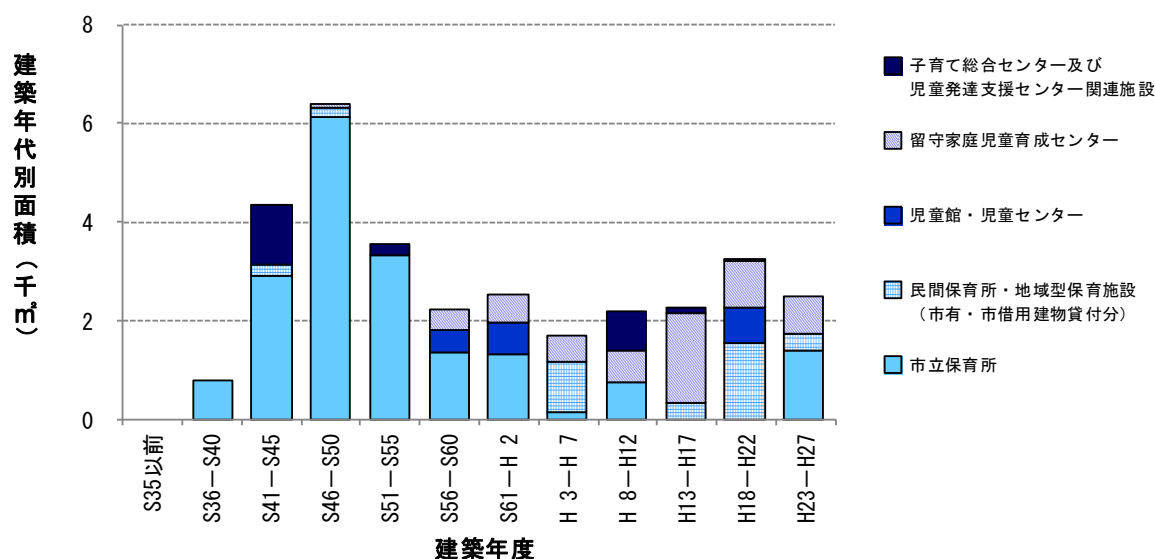
児童施設は、市立保育所、民間保育所・地域型保育施設（市有・市借用建物貸付分）、児童館・児童センター、留守家庭児童育成センター、子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設が該当し、それらは、「西宮市子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を進めています。それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.24、また、各施設の一覧は図表 3.1.27(P.69)に示す通りです。

図表 3.1.25 は、児童施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。児童施設は昭和 46 年度から 50 年度の 5 年間に数多く建築されています。また、この時期に、市立保育所も多く建築されています。

図表 3.1.24 児童施設の概要（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
市立保育所	23	18,054.96	217,659,710	12,055
民間保育所・地域型保育施設 (市有・市借用建物貸付分)	16	4,079.39	35,132,631	8,612
児童館・児童センター	8	1,823.57	13,402,441	7,350
留守家庭児童育成センター	40	5,785.23	13,822,127	2,389
子育て総合センター及び 児童発達支援センター関連施設	4	2,441.69	23,038,242	9,435
合計	91	32,184.84	303,055,151	9,416

図表 3.1.25 建築年代別面積（児童施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



1) 市立保育所

市立保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭において十分な保育をすることができない乳幼児の心身の健全な発達を図る保育を行い、保育に欠ける児童を持つ世帯を支援するための施設です。平成27年3月1日時点では、全23保育所で2,581人の乳幼児を預かり、充実した保育を提供しています。保育需要は増加傾向にありますが、就学前児童数は減少傾向にあり、保育所の待機児童対策を進めていく上では、将来の保育需要の動向を見据えた取り組みが必要となります。

建築後40年を超える施設が多くある中で、現在は不具合があつてからの事後的修繕が大半を占めており、雨漏り、排水不良、漏水等が生じています。

2) 民間保育所・地域型保育施設（市有・市借用建物貸付分）

本市では、待機児童解消のため、賃貸物件等を活用した保育所分園や保育ルーム等の整備により入所枠の拡大を進めてきました。その結果、社会福祉法人等へ貸付され、民間保育所・地域型保育施設として利用される施設が16施設あります。

民間保育所・地域型保育施設として活用できる市有・市借用建物の減少に伴って、供給は減少傾向にあります。

3) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、地域社会における児童のレクリエーション施設として、児童に健全で楽しい遊び場を与え、健全育成を行うための施設として設置しています。最近では地域子育て支援の拠点として、子育て中の家庭の支援に力を入れており、乳幼児とその保護者を対象にした講座やイベントも行っています。

児童館・児童センターを利用しにくい地域では、公民館等を利用した移動児童館を実施するなどして補っています。

施設の状況としては、建設年度が昭和40年代～50年代と古い建物が多く、老朽化が進んでいます。

4) 留守家庭児童育成センター

「留守家庭児童育成センター（以下、育成センター）」は保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生（障害のある場合は6年生まで、また、市が指定する育成センターは4年生まで）の児童に、授業の終了後適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るため市が設置している施設です。

市内には40小学校区すべてに育成センターがあり、設置形態は、小学校敷地内に単独で設置されるものや、校舎・体育倉庫との複合施設になっているもの、小学校敷地外に設置されているものがあります。

平成24年の児童福祉法の改正により、高学年児童も利用対象になったことや、共働き家庭の増加により今後利用者数の増加が見込まれています。ただし校区によって児童数にばらつきがあり、施設の増設が必要な校区がある一方、小学校内の余裕教室への移行が可能な校区もあります。

施設の状況としては、建築後20年以上経過している施設が複数あります。

5) 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設

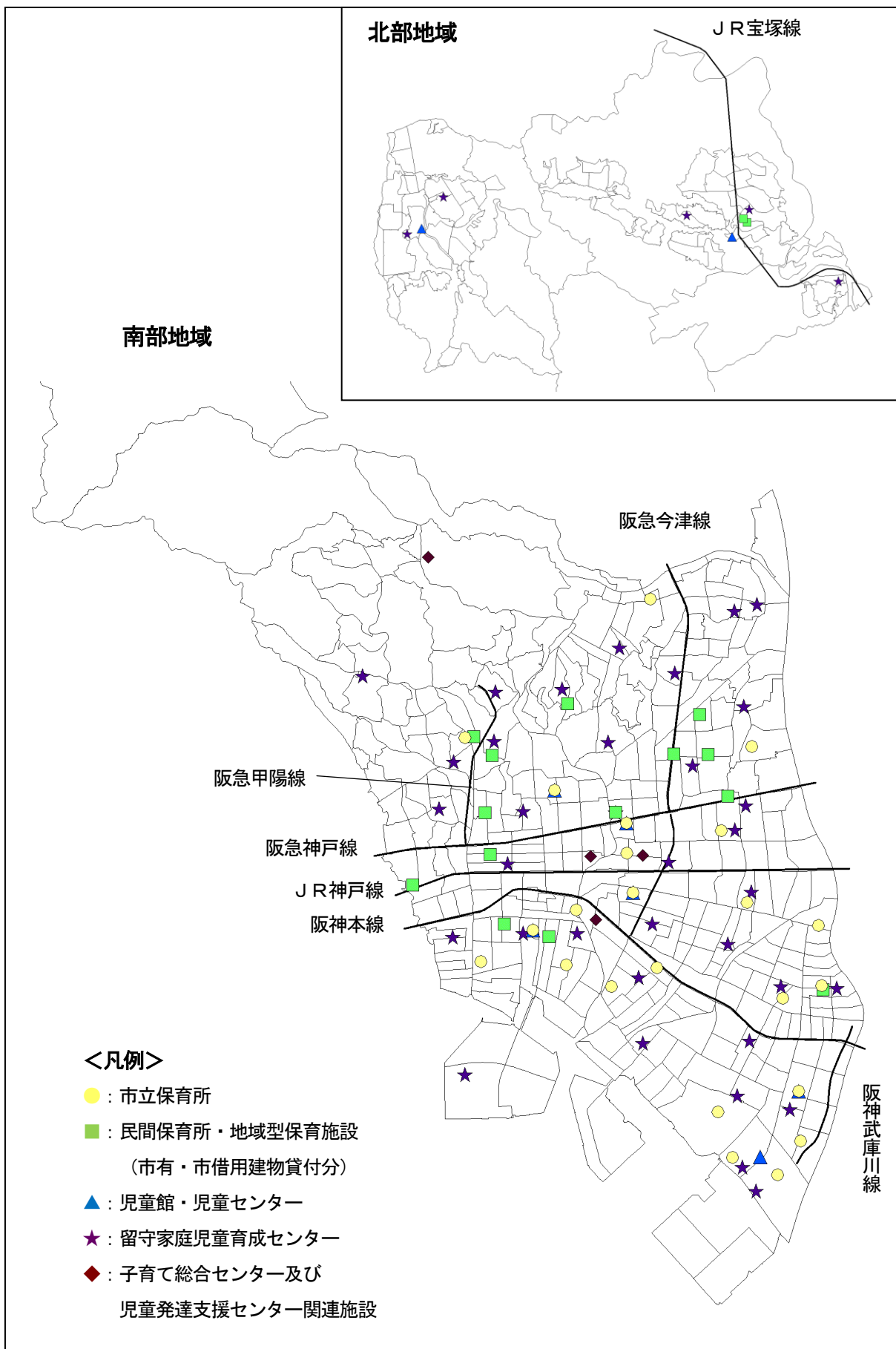
「子育て総合センター」は、少子化や核家族化を背景に、主に乳幼児とその家庭を対象とし、親子同士の交流や保護者の子育てに対する孤独感・不安感・負担感などを軽減するための子育て支援の拠点として平成13年に開設された施設です。市内の子育て支援の中核施設であり、利用人数は増加傾向にあります。バリアフリー化等施設面は充実しています。

「みやっこキッズパーク」は子供たちが、自然の中で五感を活かし感性と創造性を育むとともに、けがや事故など危険を自ら防ぐことを身につけてゆく子育て総合センターの屋外施設です。近隣に子育て世帯が増えたことにより、利用人数は増加傾向にあります。管理棟については、バリアフリー化されており、快適に利用されています。

旧「西宮市立わかば園」は昭和42年6月に肢体不自由児のための通園施設として創設され、国に先駆けて肢体不自由児の診察・療育の取組を行ってきました。しかし、老朽化した施設では発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズの高まりへの対応が困難になったため、移転・建替えを行うにあたり、福祉・教育・医療が連携して切れ目のない一貫した支援を行うことを目的として、「旧わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を複合化し、「西宮市立こども未来センター」として平成27年9月に開所しました。

「北山学園」は、知的障害のある就学前の子供を対象に通所療育等を行う施設（児童発達支援センター）です。建築後40年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。

図表 3.1.26 児童施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市立保育所

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 子供の安全を最優先として整備していきます。 児童館との併設園は子育て支援の拠点施設として活かせるよう検討します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育所では、定員以上に受け入れる弾力化を高い割合で実施していることもあり、保育需要が減少傾向となっても、当分の間、保育所数の縮減は困難な状況です。 民間保育所が増加しても、セーフティネットとして、市立保育所は市内に 13 園程度は必要と考えています。現在は地域によって需要や設置数に偏りがありますが、可能な限り地域的な偏在がないよう努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育所 23 施設のうち 16 施設が旧耐震基準の建物で、うち 3 施設は耐震基準を満たしており、うち 5 施設については平成 27 年度末までに耐震補強工事が完了しています（耐震化率 65.2%）。残りの施設については、平成 32 年度を耐震化の目標年度としています。 今後、仮設園舎の活用等も含め、耐震化の手法を検討します。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化を進める際に、施設の長寿命化のための大規模改修も行います。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 保育需要の今後の推移と耐用年数等を踏まえ、閉鎖すべき施設とその時期、また、閉鎖に伴う民間代替園が必要かどうかを十分検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画としては、平成 25 年度までは「西宮市保育所待機児童解消計画」に基づき、管理を行ってきました。現在、「(仮称) 西宮市公立保育所適正配置計画」を作成中であり、今後はこの計画に基づいて計画的な管理を進めていきます。

2) 民間保育所・地域型保育施設（市有・市借用建物貸付分）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常の維持管理経費は、事業者が負担しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 別用途として建てられたものを転用しているものは、民間保育所・地域型保育施設としての品質は高くありませんが、保育ニーズが高い地域に、民間保育所・地域型保育施設として利用できる市有・市借用建物がある場合は、子供の安全を最優先に、その活用に向けて検討していきます。

供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズが高い地域に、民間保育所・地域型保育施設として利用できる市有・市借用建物がある場合は子供の安全を最優先に、その活用に向けて検討していきます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担については管理区分表を定め、同表に基づき費用負担しています。また、管理区分表に明示されない事項については、双方協議の上決定しています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保については、貸借人が実施します。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育施設の用途で貸付を行っている建物については、耐震化を行った状態で貸付しています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育需要の今後の推移と耐用年数等を踏まえ、閉鎖時期を法人と協議します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別計画としては、平成 25 年度までは「西宮市保育所待機児童解消計画」に基づき、管理を行ってきました。現在、「(仮称) 西宮市公立保育所適正配置計画」を作成中であり、今後はこの計画に基づいて計画的な管理を進めていきます。

3) 児童館・児童センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用人数は増加傾向で、児童や子育て親子の重要な居場所となっており、現在の数量は維持すべきと考えます。 ・ 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、事業内容や運営形態の見直しを行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他施設と併設であるため、大規模な改修が困難なところはありますが、利用に支障がないように館内の改修を進めていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館 8 施設のうち、5 施設が旧耐震基準の建物で、そのうち耐震化が完了している施設は 2 施設です。今後も、併設する保育所に合わせ、耐震化を進めていきます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度にむつみ児童館・むつみ保育所と芦原保育所を統合施設として整備する計画を進めています。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 単体の施設ではないことから、児童館だけで計画的な管理を行うことは困難であり、併設施設との連携体制の構築を進めます。
------------------------------	---

4) 留守家庭児童育成センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の余裕教室利用を実施していくことにより、長期的なコストダウンを図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童や車椅子を使用している児童が快適に利用できるように、多くの施設でバリアフリー化や多目的トイレの整備をしていきます。 手洗い場、トイレの数の不足により運営に支障が出ている施設があり、適正数の基準を作成し、改善していきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室での運営が可能な小学校に関しては、できるだけ小学校内の余裕教室への移行を目指し、施設総量の縮減を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化点検を計画的に実施していく方針であり、具体的な方法を検討しています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 全ての建物において現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の余裕教室利用を実施していくことにより、長寿命化を推進していきます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、余裕教室での運営が可能な小学校に関しては、できるだけ小学校内の余裕教室への移行を目指します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区ごとの中長期的な施設整備計画を策定し、適正管理を進めます。

5) 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設

・子育て総合センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、規模および運営形態の見直しを行います。

マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 市内の子育て支援の中核的施設として、同様の公共施設はなく、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 今後も施設の運営及び維持管理を一括して行い、施設全体の状況を把握していきます。

・みやっこキッズパーク

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 今後は利用者数や求められる役割の変化に応じて、規模および運営形態の見直しを行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア組織の事業推進委員会と共に日常的に安全点検を行っています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 市内に同様の公共施設はなく、統合・廃止の予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営については、市民ボランティアで組織されている事業推進委員会に委託し運営を行っています。引き続き継続的な運営を委託します。

・児童発達支援センター（旧わかば園（H27.9～こども未来センター）・北山学園）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 旧わかば園は、施設の老朽化と耐震化に課題があったため、移転・建替えるにあたり、「西宮市スクーリングサポートセンター」と複合化し、「西宮市立こども未来センター」として平成27年9月に開所しました。 北山学園は、施設種別の変更（児童発達支援センターへの移行）に伴う機能の拡張や支援ニーズの増加に伴い、各々の機能に見合った適正な施設規模を有していないことから、今後大規模改修を実施する際には、適正規模となるよう見直しを行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある子供の療育施設であるため、利用者の視点に立った安全管理に努めています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> こども未来センターは、現行の耐震基準を満たしています。 北山学園は昭和44年に建築されていますが、耐震改修工事を行っており、現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 旧わかば園は、平成27年8月に廃止し、こども未来センターに移転・再編しました。 北山学園は、3－5歳児の知的障害や発達障害のある子どもの通園療育ニーズが高いことから、廃止の予定はありませんが、多額の費用が必要となる更新や老朽化による大規模改修の際には、施設の適正規模および適正配置について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 近年、増加傾向にある障害のある子供の発生率の推移を踏まえ、北山学園や他の療育施設との役割分担など、関係の整理を行い、「西宮市立こども未来センター運営審議会」等の意見を聴取しながら、診療・療育施設のあり方や適正配置について検討します。

図表 3.1.27 児童施設一覧（平成27年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
児童施設（91施設）				
市立保育所（23施設）				
1	朝日愛児館	与古道町4-31		○
2	芦原保育所	神明町7-18		○
3	今津文協保育所	今津水波町11-26		○
4	今津南保育所	今津出在家町10-6	今津南市民館併設	○
5	学文殿保育所	学文殿町1丁目6-22		○
6	上之町保育所	上之町24-44	共同利用施設北瓦木センター併設	○
7	瓦木北保育所	大屋町13-8		○
8	瓦木みのり保育所	甲子園口5丁目15-4		○
9	北夙川保育所	松風町7-25		○
10	甲東北保育所	仁川町4丁目3-10		○
11	小松朝日保育所	小松北町1丁目7-9		○
12	大社保育所	神垣町7-32		○
13	高須西保育所	高須町2丁目1-46		○
14	高須東保育所	高須町1丁目1-39		○
15	建石保育所	川添町10-3	夙東市民館併設	○
16	津門保育所	津門稲荷町5-23		○
17	鳴尾保育所	笠屋町19-1	鳴尾児童館、共同利用施設鳴尾センター併設	○
18	鳴尾北保育所	戸崎町1-70		○
19	鳴尾東保育所	上田東町4-120		○
20	浜甲子園保育所	枝川町12-8		○
21	浜脇保育所	浜脇町3-13		○
22	むつみ保育所	森下町11-28		○
23	用海保育所	石在町10-22	用海公民館併設	○
民間保育所・地域型保育施設（市有・市借用建物貸付分）（16施設）				
1	東山ぼぼ保育園	東山台1丁目106-2	斜行エレベーター内	○
2	東山ぼぼ保育園分園	東山台1丁目11-1		○
3	夙川夢保育園	北名次町15-27		○
4	安井さくら保育園	千歳町4-19		○
5	つぼみの子保育園	林田町8-42		○
6	西北夢保育園	長田町4-8		○
7	ニコニコ桜風水園	結善町1-28		○
8	保育ルームまっきー	伏原町1-58	共同利用施設高木センター併設	○
9	そらいろ保育ルーム	神原5-1-101	神原住宅101号室	○
10	保育ルーム chouchou	上ヶ原九番町1-56	上ヶ原九番町住宅集会所内	○
11	おおぞら園	宮前町8-22	浜脇幼稚園園舎内	○
12	保育ルーム うさぎたんぼぼ	平木町4-1	平木小学校校舎内	○
13	小規模保育施設 りんごさくらんぼ	小松北町2丁目4-1	小松幼稚園園舎内	○
14	むしっこ保育園	薬師町2-62		○
15	キャンディ&クッキー	久保町5-16		○
16	保育園 パステルのおうち こりす・こぐま	大谷町1-29		○
児童館・児童センター（8施設）				
1	むつみ児童館	森下町11-28	むつみ保育所併設	○
2	浜脇児童館	浜脇町3-13	浜脇保育所併設	○
3	津門児童館	津門稲荷町5-23	津門保育所併設	○
4	鳴尾児童館	笠屋町19-1	鳴尾保育所、共同利用施設鳴尾センター併設	○
5	大社児童センター	神垣町7-32	大社保育所併設	○
6	高須児童センター	高須町2丁目1-35	高須市民センター内	○
7	塩瀬児童センター	名塩新町1	塩瀬センター4階	○
8	山口児童センター	山口町下山口4丁目1-8	山口センター3階	○

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
留守家庭児童育成センター（40施設）				
1	鳴尾東留守家庭児童育成センター	上田中町1-14	鳴尾東小学校 プール附属室1階	○
2	甲子園浜留守家庭児童育成センター	古川町1-65		○
3	香榎園留守家庭児童育成センター	中浜町3-15	香榎園市民館併設	○
4	春風留守家庭児童育成センター	上甲子園3丁目8-39		○
5	瓦林留守家庭児童育成センター	瓦林町26-19	瓦林小学校 体育倉庫2階	○
6	上ヶ原南留守家庭児童育成センター	上ヶ原九番町2-93		○
7	上甲子園留守家庭児童育成センター	甲子園口5丁目9-4		○
8	名塩留守家庭児童育成センター	名塩2丁目11-40	名塩小学校 体育倉庫2階	○
9	小松留守家庭児童育成センター	小松東町1丁目3-59	小松小学校 更衣室2階	○
10	甲東留守家庭児童育成センター	神呪町3-33		○
11	南甲子園留守家庭児童育成センター	南甲子園3丁目9-16		○
12	安井留守家庭児童育成センター	安井町1-25		○
13	北夙川留守家庭児童育成センター	石叡町11-21		○
14	樋ノ口留守家庭児童育成センター	樋ノ口町2丁目3-32		○
15	鳴尾留守家庭児童育成センター	鳴尾町5丁目4-6	鳴尾小学校 講堂兼体育館1階	○
16	鳴尾北留守家庭児童育成センター	学文殿町2丁目2-7		○
17	高木留守家庭児童育成センター	高木西町25-27		○
18	段上留守家庭児童育成センター	段上町7丁目5-21		○
19	津門留守家庭児童育成センター	津門呉羽町5-13	津門小学校 体育倉庫2階	○
20	用海留守家庭児童育成センター	用海町3-54		○
21	広田留守家庭児童育成センター	愛宕山7-24		○
22	神原留守家庭児童育成センター	神原12-62	神原小学校 作業室1・2階	○
23	瓦木留守家庭児童育成センター	大屋町10-20	瓦木小学校 体育倉庫2階	○
24	平木留守家庭児童育成センター	平木町4-1	平木小学校 校舎1階	○
25	浜脇留守家庭児童育成センター	浜脇町5-48	浜脇小学校 開放倉庫1・2階	○
26	上ヶ原留守家庭児童育成センター	上ヶ原二番町3-13		○
27	高須西留守家庭児童育成センター	高須町2丁目1-52		○
28	今津留守家庭児童育成センター	今津二葉町4-10		○
29	段上西留守家庭児童育成センター	段上町2丁目8-24		○
30	深津留守家庭児童育成センター	深津町5-22	深津小学校 スポーツクラブ21倉庫1階	○
31	甲陽園留守家庭児童育成センター	甲陽園本庄町1-72		○
32	夙川留守家庭児童育成センター	久出ヶ谷町8-4		○
33	高須留守家庭児童育成センター	高須町1丁目1-41		○
34	大社留守家庭児童育成センター	桜谷町9-7		○
35	北六甲台留守家庭児童育成センター	北六甲台5丁目4-1		○
36	生瀬留守家庭児童育成センター	生瀬町2丁目26-24	生瀬小学校 倉庫2階	○
37	山口留守家庭児童育成センター	山口町下山口4丁目23-1		○
38	東山台留守家庭児童育成センター	東山台2丁目8-2		○
39	西宮浜留守家庭児童育成センター	西宮浜4丁目3-12		○
40	苦楽園留守家庭児童育成センター	苦楽園二番町18-12	苦楽園小学校 スポーツクラブ21棟2階	○
子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設（4施設）				
1	旧わかば園 （こども未来センター）	津門川町2-28 （高畑町2-77）	福祉会館併設（H27.8.31廃止） （H27.9.1開所）	○
2	北山学園	甲山町53		○
3	子育て総合センター	津田町3-40	あおぞら幼稚園併設	○
4	みやっこキッズパーク	芦原町7-32		○

3.1.7 住宅施設

(1) 主な施設の概要

市営住宅等は、所得等の要因により住宅に困窮されている方々のために市が国からの補助金等を活用し、供給する賃貸住宅です。

このため、民間の賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や西宮市営住宅条例などで入居者資格等が定められており、入居するには一定の条件を満たす必要があります。

また、市営住宅等の種類としては普通市営住宅や改良住宅、コミュニティ住宅、従前居住者用住宅などのほか、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や特別賃貸住宅があります。

平成27年3月末時点での市営住宅等の入居率は、約84%で、今後も効率的かつ計画的な供給（募集）に努めます。

市営住宅等の施設数、延床面積及び維持管理経費は図表3.1.28、また、各施設の一覧は図表3.1.31(P.75)に示す通りです。

図表3.1.29は、住宅施設がどの年代に建築されたかの分布を延床面積で表したグラフです。

西宮市では、耐震基準変更前の昭和55年度以前に建築された市営住宅等は、全体の約35%（※）を占めており、これらの住宅は、老朽化への対策に加え、耐震化を進める必要があります。

一方で、阪神・淡路大震災による被災者向けに平成8年度から12年度までの5年間に供給した住宅は、市営住宅等全体の約31%（※）を占めており、これらの住宅が一斉に大規模修繕の時期を迎えています。

これらのことから、市営住宅等の適正管理を行うにあたっては、計画的な改修と維持保全のための安定した財源の確保が必要となります。

また、震災による被災者向けに供給した住宅のうちURから借り上げた住宅については、20年間の契約期間満了に伴い全て返還することを基本方針としています。

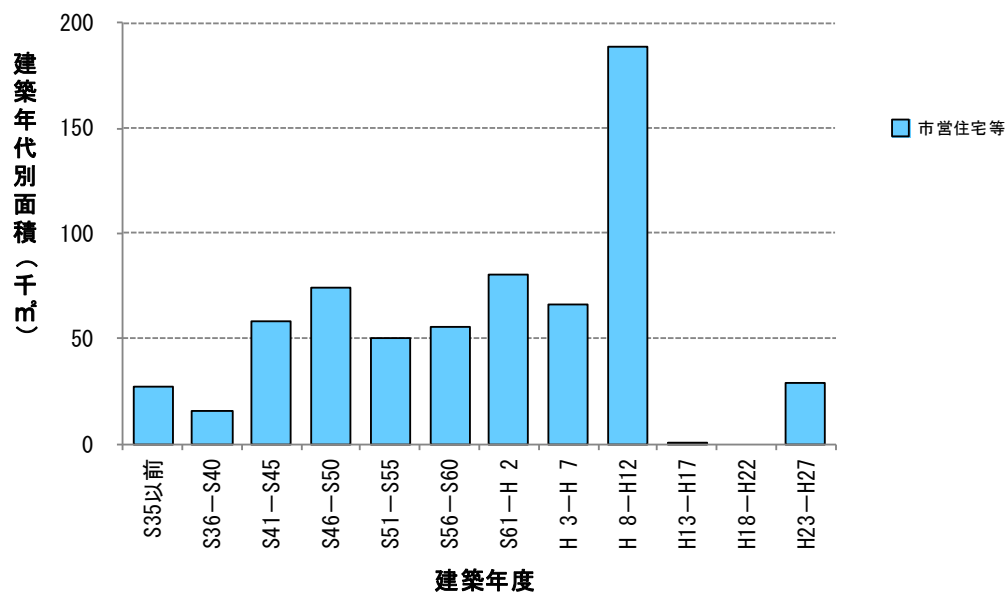
※数値は、延床面積の比較とする。

図表3.1.28 住宅施設の概要（平成27年3月31日時点）

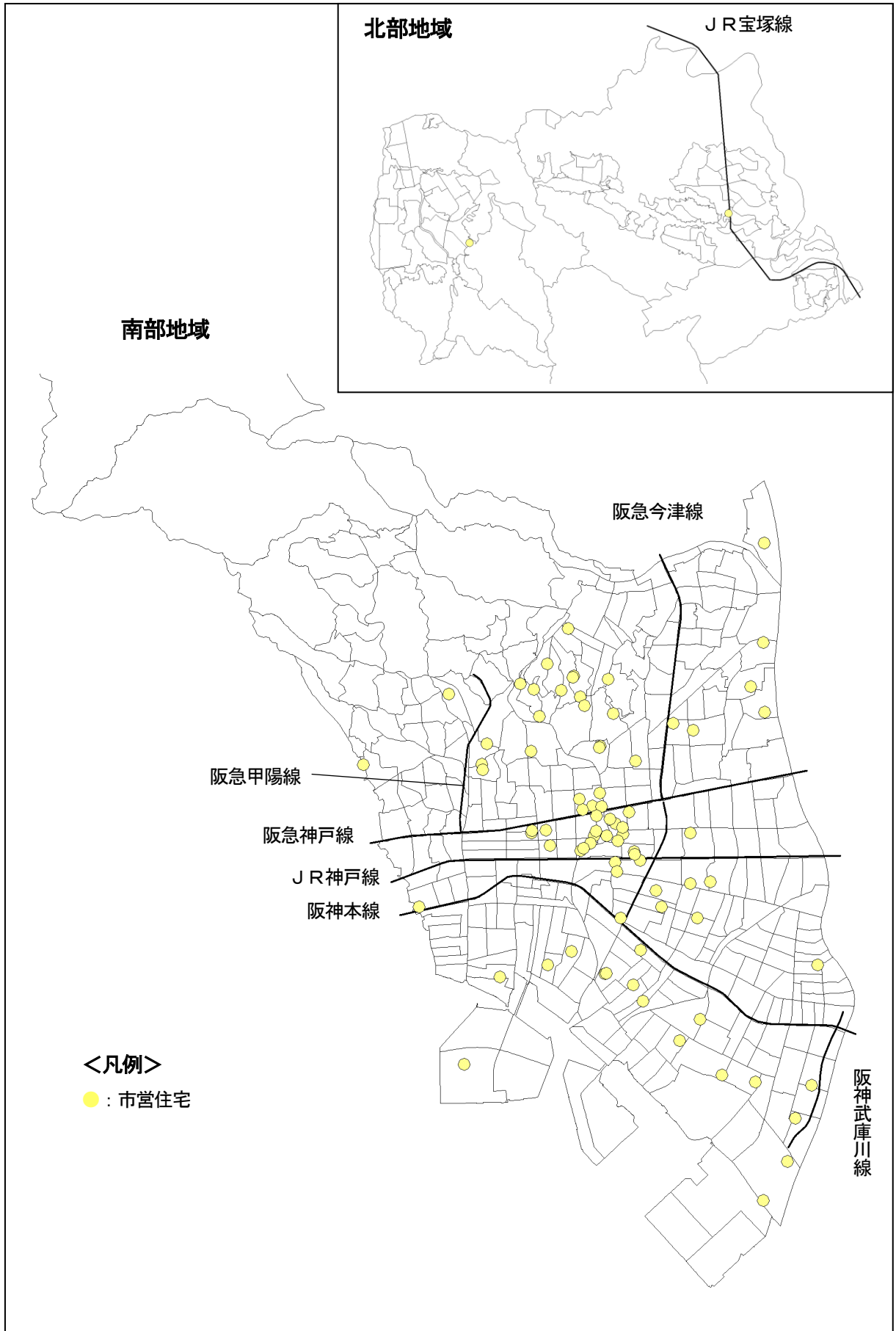
対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
市営住宅等	82	644,659.51	1,794,489,553	2,784
合計	82	644,659.51	1,794,489,553	2,784

※住宅施設の施設数は、1団地を1施設としてカウントしています。

図表 3.1.29 建築年代別面積（住宅施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



図表 3.1.30 住宅施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 戸数目標を定め、更新による集約等により総量及び管理戸数の圧縮を図りコストダウンを目指します。 民間活力導入によるコスト縮減として、更新におけるPFI手法の活用による事業（建設等イニシャル）コストの圧縮、指定管理者の導入等を行っています。 平成30年前後には、災害公営住宅等の計画修繕時期が集中します。これらに対応するため、財政負担の平準化等、長期的な視点に立ったストックマネジメントを推進します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 保全台帳による点検・修繕履歴等の活用及び指定管理者向けの仕様書を作成することによりサービスの質の公平化を図っています。 更新により居住性改善（最低居住面積未満の入居世帯の解消、バリアフリー化等）を実施し、合わせて福祉施設の併設や広場整備等による地域貢献の可能性も検討します。 外壁改修等については仕様のグレードアップを行い、建物の長寿命化を図っています。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅での対応が求められる住宅確保要配慮者のうち、市営住宅での対応が求められる数を推計し、更新・集約廃止による再編により管理戸数の縮減を図ります。 「西宮市営住宅整備・管理計画」においては、平成33年度までに管理戸数を現在の約9,600戸から約8,600戸とすることを目標とし、長期的視点に立った管理戸数の目安を約7,000戸としていますが、現在中間見直し作業を行っています。 更新にあたっては募集停止や既存への住替えによる整備戸数の縮減、間取別面積や供給割合の見直し等により整備ボリュームの増加抑制に努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 修繕標準周期に先立って定期点検を実施し、建物の老朽化や劣化等による事故等を未然に防ぐとともに、計画修繕や改善の効果的な実施に繋がります。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果と修繕履歴の経年的な蓄積により補修時期や地域ごとの特性を把握し、計画修繕に関する工法や時期設定の精度向上を図っています。 指定管理者向けに仕様書を作成し、安定的で効率的、公平な管理を実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に課題のある住棟においては集約廃止の中で解消を図るほか、耐震改修等により耐震性を高めます。 建設時期が古い住棟においては、外壁の劣化が見られる為、法12条点検に加え別途点検を実施し、安全性の確保に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 除却予定のものを除いた耐震化率は約70%であり、耐震性に課題のある住棟においては集約廃止の中で解消を図るほか、耐震改修により耐震性を高め、耐震化率の向上を目指します。 耐震改修については、入居者の負担が少なく移転を伴わない「居ながら工事」が可能で、かつ効果が見込める住棟について実施する方針としています。

長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、長期的な活用を図るべき住棟において、予防保全的な改修の実施やグレードの高い材料を使用することで、躯体の耐久性及び維持管理の容易性の向上を図っています。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 更新に合わせて集約廃止を実施し、管理戸数の縮減を図っています。 団地廃止後の跡地については事業に充てる財源確保のため売却することを基本方針としますが、更新により創出された余剰地を所管替えし、民間による社会福祉施設運営用敷地として活用（貸付）している実績もあり、今後も同様に有効活用に向けた検討を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市営住宅整備・管理計画」（平成24～33年度）及び「西宮市公営住宅等長寿命化計画」（平成22～31年度）における施設の管理に関する方針等に基づき、住宅施設の修繕・改修・更新等を計画的に推進することができるよう、適切な管理体制について検討します。

図表 3.1.31 住宅施設一覧（平成27年3月31日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
住宅施設（82施設）				
市営住宅等（82施設）				
1	青木町木造住宅	青木町11-23	団地代表住所を記載	○
2	青木町テラス住宅	青木町14-32		○
3	一ヶ谷町住宅	一ヶ谷町8-1		○
4	上ヶ原三番町住宅	上ヶ原三番町6-11		○
5	上ヶ原四番町住宅	上ヶ原四番町3-1		○
6	上ヶ原七番町住宅	上ヶ原七番町1-1		○
7	上ヶ原八番町住宅	上ヶ原八番町8-1		○
8	上ヶ原八番町テラス住宅	上ヶ原八番町8-6		○
9	上ヶ原九番町住宅	上ヶ原九番町1-7		○
10	上ヶ原十番町住宅	上ヶ原十番町4-1		○
11	老松町住宅	老松町17-1		○
12	岡田山住宅	岡田山2-1		○
13	神原住宅	神原5-1		○
14	五月ヶ丘住宅	五月ヶ丘1-1		○
15	獅子ヶ口町住宅	獅子ヶ口町14-1		○
16	大社町住宅	大社町6-1		○
17	高座町テラス住宅	高座町10-5		○
18	田近野町住宅	田近野町7-3		○
19	堤町木造住宅	堤町4-8		○
20	名次町木造住宅	名次町11-17		○
21	名次町住宅	名次町9-1		○
22	東山台1丁目住宅	東山台1丁目13-1		○
23	樋ノ口町1丁目住宅	樋ノ口町1丁目13-21		○
24	樋ノ口町2丁目住宅	樋ノ口町2丁目12-1		○
25	広田町住宅	広田町11-1		○
26	広田町テラス住宅	広田町11-26		○
27	山口町住宅	山口町上山口3丁目21-41		○
28	六軒町住宅	六軒町13-1		○
29	シティハイツ西宮北口住宅	青木町4-25		○
30	ルゼフィール西宮丸橋町住宅	丸橋町4-12		○
31	薬師町住宅	薬師町1-28		○
32	伏原町住宅	伏原町6-1		○
33	神祇官町木造住宅	神祇官町4-9		○
34	両度町住宅	両度町3-3		○
35	江上町住宅	江上町3-1		○
36	池田町住宅	池田町13-1		○
37	甲子園口6丁目住宅	甲子園口6丁目1-1		○

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
38	高畑町住宅	高畑町2-35	団地代表住所を記載	○
39	津門大塚町住宅	津門大塚町1-1		○
40	津門飯田町テラス住宅	津門飯田町3-24		○
41	改良青木町住宅	青木町2-22		○
42	改良中殿町住宅	中殿町2-1		○
43	改良中須佐町住宅	中須佐町9-7		○
44	改良津田町住宅	津田町5-10		○
45	改良森下町住宅	森下町7-1		○
46	改良芦原町住宅	芦原町3-33		○
47	改良神明町住宅	神明町7-3		○
48	中殿町住宅	中殿町6-3		○
49	津田町住宅	津田町2-20		○
50	城ヶ堀町住宅	城ヶ堀町6-1		○
51	分銅町住宅	分銅町2-20		○
52	末広町住宅	末広町1-5		○
53	青木町店舗	青木町9-17		○
54	中須佐町店舗	中須佐町8-17		○
55	津田町店舗	津田町2-21		○
56	森下町店舗	森下町2-16		○
57	津門大塚町店舗	津門大塚町5-16		○
58	神祇官町店舗	神祇官町4-25		○
59	芦原町店舗	芦原町4-4		○
60	泉町住宅	泉町1-37		○
61	今津久寿川町住宅	今津久寿川町11-1		○
62	今津巽町住宅	今津巽町3-1		○
63	今津出在家町住宅	今津出在家町10-10		○
64	今津出在家町テラス住宅	今津出在家町10-8		○
65	今津水波町住宅	今津水波町9-6		○
66	上田東町住宅	上田東町1-17		○
67	甲子園九番町住宅	甲子園九番町10-1		○
68	甲子園春風町住宅	甲子園春風町1-1		○
69	小松北町1丁目住宅	小松北町1丁目3-10		○
70	高須町1丁目住宅	高須町1丁目2-21		○
71	津門綾羽町住宅	津門綾羽町6-1		○
72	津門宝津町住宅	津門宝津町11-1		○
73	西宮浜4丁目住宅	西宮浜4丁目5-1		○
74	東町1丁目住宅	東町1丁目10-1		○
75	東町2丁目住宅	東町2丁目5-1		○
76	東鳴尾町1丁目住宅	東鳴尾町1丁目10-1		○
77	古川町住宅	古川町2-28		○
78	ルゼフィール武庫川第2五番街住宅	高須町1丁目7-15		○
79	ルゼフィール南甲子園住宅	南甲子園1丁目4-5		○
80	弓場町住宅	弓場町3-1	○	
81	ルネシティ西宮津門2号棟住宅	津門大筒町5-17	○	
82	第1甲子園住宅	甲子園町8-4	○	

3.1.8 行政施設

(1) 主な施設の概要

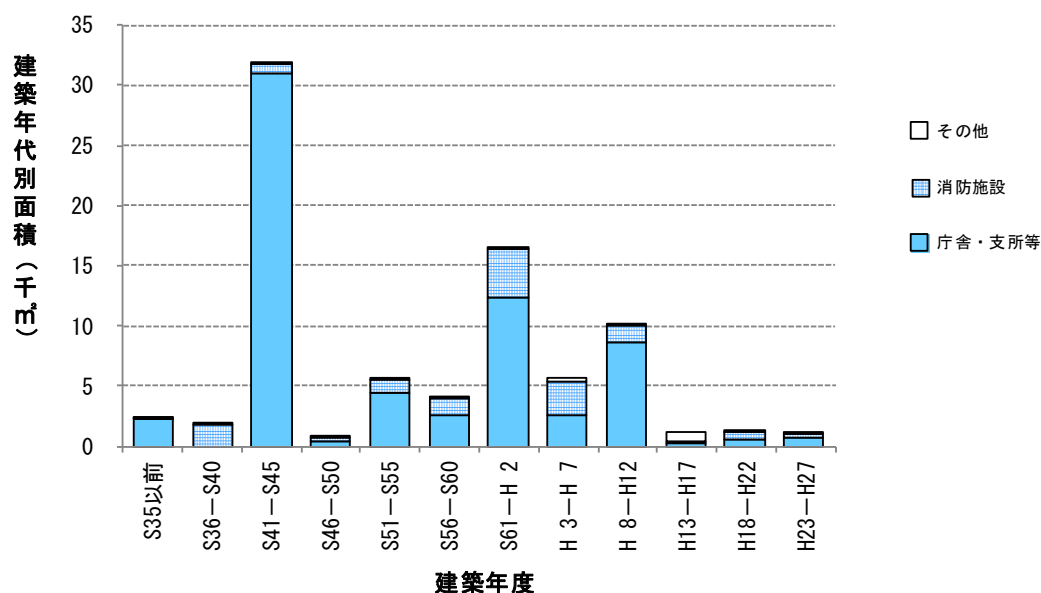
行政施設には、庁舎・支所等、消防施設等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.32、また、各施設の内訳は図表 3.1.35 (P.83) に示す通りです。これらの施設は、市民サービスを行う拠点として利用されており、また各種災害対応など市民生活の安全を確保するために必要な施設です。

図表 3.1.33 は、行政施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。行政施設は、昭和 41 年度から 45 年度の 5 年間に数多く建築されており、全体の約 41% を占めています。この時期に「西宮市役所本庁舎 (29,916.96 m²)」が建築されています。また、「西宮市役所本庁舎」を含めた建築後 30 年を経過した施設が全体の約 60% を占めており、今後施設の老朽化に対して修繕・改修等にかかる費用が集中するといった課題があります。

図表 3.1.32 行政施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成 26 年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
庁舎・支所等	28	66,288.59	505,548,840	7,626
消防施設	51	14,726.64	89,988,723	6,111
その他	41	2,383.97	13,235,885	5,552
合計	120	83,399.20	608,773,448	7,300

図表 3.1.33 建築年代別面積 (行政施設) (平成 27 年 3 月 31 日時点)



1) 庁舎・支所等

庁舎・支所等は、各種窓口・相談業務のほか、様々な市民サービスを提供しています。

庁舎・支所等多くの施設において、サービスの多様化や子育て・福祉政策の拡大による受付事務の増加といった業務の多様化により執務空間が不足しています。また、西宮市役所本庁舎の周辺では連携が必要な部署が分散しており、非効率な状況となっています。

西宮市役所本庁舎は建築後 40 年以上経過しています。阪神・淡路大震災後に大規模な修繕工事と耐震補強が行われましたが、その後は大規模な修繕は行われずに 20 年が経過しています。そのため、計画的な修繕を行いつつ、耐用年数を見据え、更新の検討を行います。

西宮市役所江上庁舎、西宮市役所教育委員会庁舎、西宮市保健所についても建築後 40 年以上経過し、施設が老朽化しており、耐震基準も満たしていないため、これらの課題を庁舎機能の集約化により解決します。

2) 消防施設

消防施設は、消防活動拠点として、「西宮市消防局」、「西宮消防署」などの消防庁舎等施設が 13 施設と、「浜脇分団」などの消防団車庫等施設が 38 施設あり、市民生活に不可欠な施設です。また、防火水槽が 489 基あります。消防団は地域における消防防災の中心的存在として、地域密着性や要員動員力、即時対応力という特性を持ち、被害軽減のために効果的な防災活動を行う施設です。

消防庁舎等施設について、13 施設のうち消防署は 8 施設であり、「消防力の整備指針（総務省消防庁）」に記載されている基準数を満たしておりません。また、それぞれの消防署においては、災害の複雑多様化や人口増加により消防需要が増加したことから、車庫、訓練スペース、事務室等の拡張や、出動動線の確保、仮眠室の個室化などが必要となっています。

消防団車庫施設について、38 施設のうち 11 施設が建築後 40 年以上経過している木造建築物であり、老朽化が大きな課題となっています。また、17 施設が現行の耐震基準を満たしておりません。

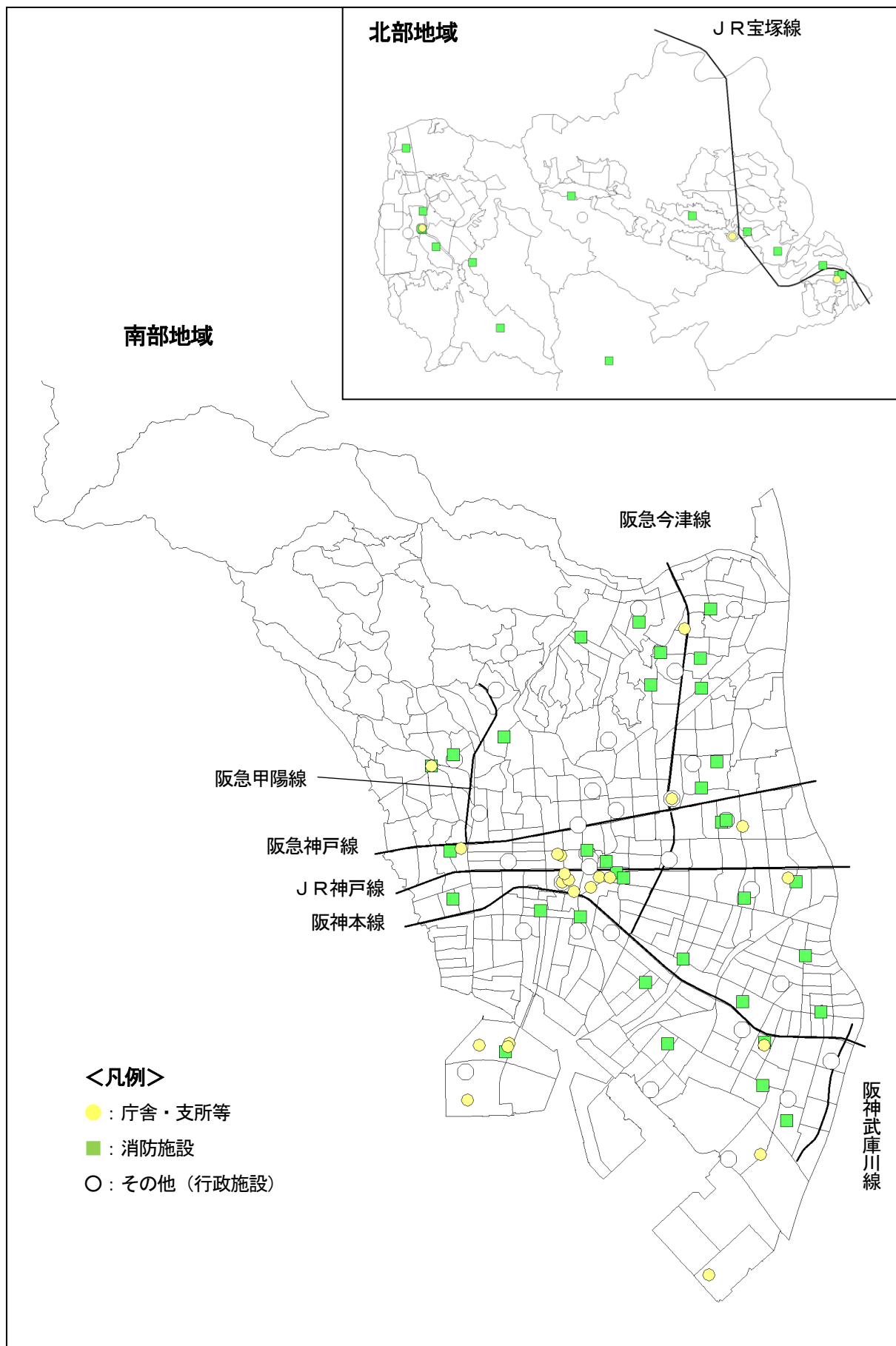
防火水槽について、市内全域に配置されていますが、設置後 50 年以上経過しているものもあり、その中には道路の下に設置されているものもあります。防火水槽の数量の確保、安全性の確保が必要であり、老朽化対策が大きな課題となっています。

3) その他（消費生活センター、大気測定局、防災備蓄倉庫など）

「消費生活センター」は、平成 28 年 3 月策定の西宮市消費者教育推進計画において、本市における消費者教育推進の拠点として、情報の収集と発信、講座・消費者団体連絡会イベント等の開催、消費者教育に関する活動の支援等を行える体制づくりと環境の整備に取り組むことと位置づけられています。

本市では、高度経済成長がもたらした消費者問題の解決に向けて、昭和 46 年 2 月から消費者相談を開始、52 年 4 月には西宮市役所本庁舎 1 階に消費生活センターを開設しました。平成 13 年 4 月に、消費生活審議会の答申を受けて、消費生活に関する相談事業の充実、各種情報と啓発活動の充実、自立した消費者の育成と支援、消費者活動の場としてセンターの整備・運営を行うことを目的に、消費生活センターとして、現在のアクタ西宮西館に事務所を移転しました。28 年度には、市民サービス向上のため、アクタ西宮ステーションが 5 階に、消費生活センターの事務所及び相談窓口は 3 階に移転する予定です。

図表 3.1.34 行政施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 庁舎・支所等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年契約により、コスト削減が図れる機械警備業務については、引き続き継続していきます。 ・ 市役所東館、フレンテ西館事務所等の借受施設については、今後、全庁的な借受財産の把握という観点から、台帳の整備など借受事務のあり方について検討していきます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常管理及び点検は管理委託業者により実施し、法定点検や機器の精密点検は専門業者に委託することにより、設備機器の状態や劣化状況による故障予防や修繕計画作成に努めており、引き続き継続していきます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器については、管理委託や点検委託の結果に応じて修繕計画を立てており、必要に応じて修繕を行っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市役所江上庁舎、西宮市役所教育委員会庁舎、西宮市保健所については、第二庁舎の整備を契機とする庁舎機能の集約化と効率的な再配置の中で更新することにより解決します。 ・ 非構造部材の耐震化については、現行の基準を満たしていない箇所もあり、今後対策を進めていきます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中長期修繕計画」及び「本庁舎・東館維持管理事業 長期修繕計画」を適切に行うことで長期に亘って使用します。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎・支所等の更新や増築等の際には、周辺の公共施設との複合化などを検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の異常や使用形態を把握している所管課と施設整備部門との連携が必要であり、今後より適切な管理体制について検討します。

2) 消防施設

・消防庁舎等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 消防署の総数については、将来的な消防需要を見極めながら整備方策を検討します。 更新時には、消防需要の増加を考慮したうえで、空間利用の効率化を図りつつ必要な規模や諸室を整備します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮消防署と瓦木消防署甲東分署については、近い将来の更新を見据え、応急的な耐震改修に留めています。それ以外については、耐震化が完了しています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は管轄区域を有しており、それぞれの管轄区域を偏りなく包含する必要があるため、統廃合は困難です。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の維持管理を一括して担当する部署により、庁舎の全体の状況を把握しています。

・消防団車庫

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 予防修繕がされず老朽化した消防団車庫の維持管理は、事後修繕にかかる費用の負担が大きいため、早期に更新を行い、更新後は、計画的な改修や修繕を行うことで、単年度に発生する費用の分散、平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 更新の際には、鉄骨造を基本とし、耐久性の高い資材を選択することで長寿命化を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 現在の数量は適正と考えますが、社会情勢や周辺の公共施設の更新時期を考慮して、施設の統合や複合化を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます

維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 点検時に、建物や敷地の危険度や老朽具合等を客観的に点数化し、その点数を基に修繕の順番や内容を判断し、安全を確保していきます。
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 更新により耐震化を図ります。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や周辺の公共施設の建替え時期を考慮して、施設の統合や複合化を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「消防団施設整備事業計画」において、建物の経過年数・耐用年数及び建物や敷地の危険度・老朽具合等を考慮し、更新の優先順位を決定し、推進していくことで適切な管理を実現していきます。

・防火水槽

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 消防地水利規程に基づき、2ヶ月に1回、目視による点検を実施します。 今後、調査及び診断を実施し、劣化状況等の把握に努め、計画的な維持管理を行います。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な更新や改修等を実施します。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が確保されていない防火水槽もあり、更新・改修により耐震化を図ります。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、根本的な改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 更新時に周辺の消防水利の配置状況を確認し、統合もしくは移設を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画を策定し、更新、長寿命化等を行い、適切な管理を行います。

3) その他 (大気測定局、防災備蓄倉庫など)

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

・消費生活センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> アクタ西宮商業施設の管理会社による法定点検等を受けており、今後も継続します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 共有部分についてはアクタ西宮西館管理組合において、維持管理計画を策定し、計画的な更新や改修等を実施します。 公共専有部分（空調機、トイレ設備、電話交換機、照明器具等）についてはアクタ西宮西館に設置された施設の所管課が協力して、施設の適切な管理を行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に大規模補修工事を実施しました。今後も計画的に修繕を行っていくことで長寿命化を図ります。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> アクタ西宮西館に設置された施設の所管課が協力して、効率的な施設管理を遂行します。

図表 3.1.35 行政施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
行政施設（120施設）				
庁舎・支所等（28施設）				
1	西宮市役所本庁舎	六湛寺町10-3		○
2	西宮市役所南館	六湛寺町10-3		○
3	西宮市役所東館	六湛寺町3-1	市役所前公共駐車場（東館）併設	○
4	西宮市役所西館	六湛寺町10-3		○
5	西宮市役所江上庁舎	江上町3-40		○
6	西宮市役所教育委員会庁舎	六湛寺町8-26		○
7	西宮市保健所	江上町3-26		○
8	西宮市役所夙川市民サービスセンター	羽衣町7-30	夙川グリーンタウン1階	○
9	西宮市役所市民課 越木岩分室	樋之池町5-29	越木岩公民館併設	○
10	西宮市役所市民課 西宮浜分室	西宮浜 4 丁目13-1	西宮浜公民館併設	○
11	西宮市役所瓦木支所	瓦林町8-1	瓦木公民館併設	○
12	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター	甲子園口 3 丁目9-3	上甲子園公民館、共同利用施設 上甲子園センター併設	○
13	西宮市役所アクタ西宮ステーション	北口町1-1	アクタ西宮西館3階	○
14	西宮市役所甲東支所	甲東園 3 丁目2-29	アプリ甲東3階	○
15	西宮市役所塩瀬支所	名塩新町1	塩瀬センター1階	○
16	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室	生瀬町 2 丁目20-22	生瀬市民館併設	○
17	西宮市役所鳴尾支所	鳴尾町 3 丁目5-14		○

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
18	西宮市役所鳴尾支所 高須分室	高須町2丁目1-35	高須市民センター内	○
19	西宮市役所山口支所	山口町下山口4丁目1-8	山口センター1階	○
20	フレンテ西館事務所	池田町9-7	フレンテ西館306号室	○
21	秘書課	池田町11-1	フレンテ西宮4階	○
22	大学・生涯学習推進課	池田町11-1	フレンテ西宮4階	○
23	市役所前ビル	六湛寺町9-8		
24	美化第2課事務所	鳴尾浜2丁目1-4		○
25	美化第3課事務所	西宮浜3丁目3		○
26	環境衛生課・管財課庁舎	西宮浜3丁目4		○
27	環境事業部庁舎	西宮浜3丁目8		○
28	上下水道局本庁舎	池田町8-11		
消防施設 (51施設)				
1	西宮市消防局	池田町13-3	西宮市応急診療所併設	○
2	西宮消防署	津門大塚町1-38		○
3	西宮消防署北夙川分署	松風町4-4		○
4	鳴尾消防署	古川町2-12		○
5	鳴尾消防署浜分署	西宮浜3丁目5		○
6	瓦木消防署	高木東町15-11	高木公民館併設	○
7	瓦木消防署甲東分署	上甲東園2丁目11-66		○
8	北消防署	名塩新町7-1		○
9	北消防署山口分署	山口町下山口4丁目1-20		○
10	消防待機宿舎	津門大塚町1-38	フレンドハウス併設	○
11	消防局倉庫	大屋町15		○
12	消防局整備センター	西宮浜3丁目5		○
13	水防倉庫	山口町下山口4丁目1		○
14	浜脇分団	本町11-26		○
15	用海分団	本町3-8		○
16	建石分団	屋敷町11-10		○
17	今津分団	今津社前町4-13		○
18	津門分団	今津上野町7-19		○
19	安井分団	津田町3-16		○
20	大社分団	神原8-20		○
21	芦原分団	西福町6-3		○
22	夙川分団	羽衣町5-15		○
23	越木岩分団	樋之池町5-29	越木岩福祉会館西隣	○
24	段上分団	段上町2丁目15-1		○
25	門戸分団	門戸西町3-33		○
26	上ヶ原分団	上ヶ原三番町6-24	上ヶ原市民館併設	○
27	下大市分団	下大市東町28-14		○
28	神尻分団	松籟荘2-3		○
29	上大市分団	上大市2丁目12-27		○
30	高木分団	高木東町16-4		○
31	瓦木分団	大屋町12-14	水防資材倉庫(大屋町)併設	○
32	甲子園口分団	甲子園口2丁目6-3		○
33	上甲子園分団	甲子園口5丁目14-6		○
34	鳴尾中分団	鳴尾町3丁目5-19	鳴尾支所北隣	○
35	鳴尾西分団	南甲子園2丁目5-18		○
36	鳴尾北分団	上鳴尾町9-10		○
37	小松分団	小松町2丁目6-4		○
38	小曾根分団	小曾根町3丁目1-35		○
39	鳴尾東分団	上田中町6-2		○
40	名来分団	山口町名来1丁目3-3		○
41	下山口分団	山口町下山口4丁目13-9		○
42	上山口分団	山口町上山口1丁目9-12		○
43	上山口分団金仙寺班	山口町金仙寺2丁目4-17		○
44	中野分団	山口町中野1丁目6-10		○
45	船坂分団	山口町船坂664		○
46	生瀬分団	生瀬町2丁目24-20		○
47	生瀬分団西車庫	生瀬町1丁目24-1		○
48	生瀬分団東車庫	生瀬町2丁目24-53		○
49	名塩分団	名塩2丁目10-1		○

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
50	名塩分団木之元班	名塩木之元22-21		○
51	名塩分団東久保班	名塩東久保9-2		○
その他(41施設)				
1	室川町事務室	室川町11		○
2	交通安全対策課分室	津田町3-43		○
3	西宮市消費生活センター	北口町1-1	アクタ西宮西館5階	○
4	防災備蓄倉庫(西宮浜小学校)	西宮浜4丁目3-12	体育館棟横	
5	防災備蓄倉庫(高須西小学校)	高須町2丁目1-44	校舎棟3階	
6	防災備蓄倉庫(鳴尾東小学校)	笠屋町30-50	体育館棟1階	
7	防災備蓄倉庫(鳴尾北小学校)	学文殿町2丁目2-7	鳴尾北小学校 スポーツクラブ 21棟2階	
8	防災備蓄倉庫(上甲子園小学校)	甲子園口5丁目9-4		
9	防災備蓄倉庫(用海小学校)	用海町3-54		
10	防災備蓄倉庫(浜脇小学校)	浜脇町5-48	体育倉庫棟1階	
11	防災備蓄倉庫(深津小学校)	深津町5-22	体育館棟2階	
12	防災備蓄倉庫(高木小学校)	高木西町25-27		
13	防災備蓄倉庫(平木小学校)	平木町4-1		
14	防災備蓄倉庫(安井小学校)	安井町1-25		
15	防災備蓄倉庫(広田小学校)	愛宕山7-24	校舎棟1階	
16	防災備蓄倉庫(甲東小学校)	神呪町3-33	校舎棟2階	
17	防災備蓄倉庫(段上西小学校)	段上町2丁目8-24		
18	防災備蓄倉庫(甲陽園小学校)	甲陽園本庄町1-72		
19	防災備蓄倉庫(苦楽園小学校)	苦楽園二番町18-12	校舎棟3階	
20	防災備蓄倉庫(北夙川小学校)	石叻町11-21	体育倉庫棟2階	
21	防災備蓄倉庫(生瀬小学校)	生瀬町2丁目26-24	プール倉庫棟1階	
22	防災備蓄倉庫(旧北消防署)	塩瀬町名塩5318-1	旧北消防署2階	
23	防災備蓄倉庫(北六甲台小学校)	北六甲台5丁目4-1		
24	防災備蓄倉庫(東山台小学校)	東山台2丁目8-2		
25	防災備蓄倉庫(山口小学校)	山口町下山口4丁目23-1		
26	資機材倉庫(甲陽園東山町)	甲陽園東山町7-14		
27	資機材倉庫(津田町)	津田町2-21		
28	西福水防倉庫	西福町1-15		
29	夙川水防倉庫	結善町2-5		
30	鳴尾水防倉庫	武庫川町5		
31	山口水防倉庫	山口町下山口4丁目1		
32	塩瀬水防倉庫	塩瀬町名塩5318-1	旧北消防署1階	
33	資機材倉庫(大屋町)	大屋町12-14	瓦木分団併設	
34	一般環境大気測定局 甲陵中学校局	上甲東園2丁目11-20		
35	一般環境大気測定局 山口小学校局	山口町下山口4丁目23-1		
36	一般環境大気測定局 浜甲子園局	浜甲子園2丁目16-23		
37	自動車排気ガス測定所(六湛寺町)	六湛寺町10-3		
38	自動車排気ガス測定所(津門川町)	津門川町6-20		
39	自動車排気ガス測定所(河原町)	河原町1-31		
40	自動車排気ガス測定所(甲子園七番町)	甲子園七番町15-7		
41	自動車排気ガス測定所(名塩新町)	名塩新町1		

3.1.9 衛生施設

(1) 主な施設の概要

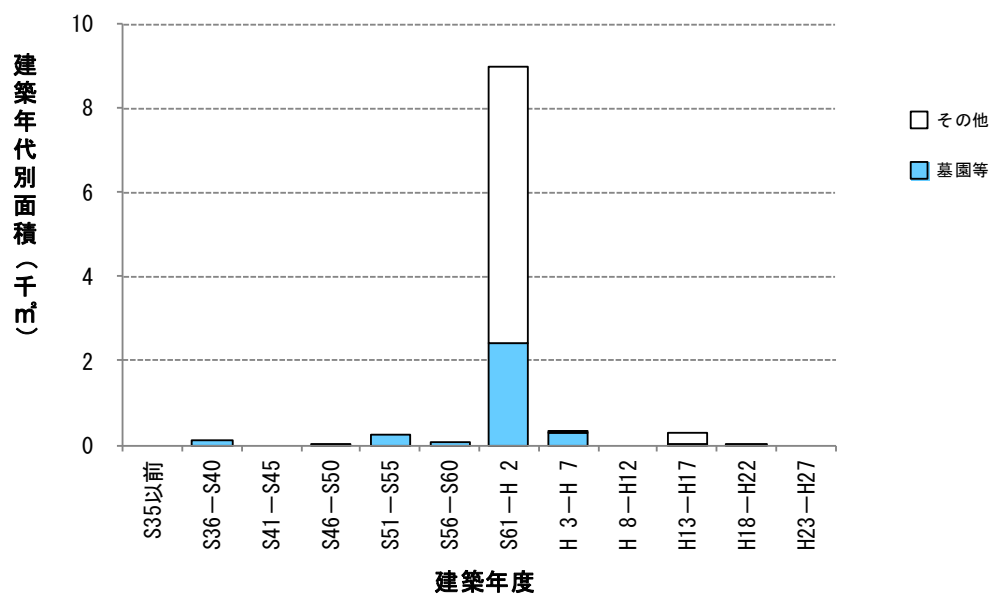
衛生施設には、墓園等、その他として「食肉センター」、「食肉衛生検査所」、「動物管理センター」が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.36、また、各施設の一覧は図表 3.1.39 (P.90)に示す通りです。

図表 3.1.37 は、衛生施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。昭和 61 年度から平成 2 年度の 5 年間に数多く建築されており、全体の約 90%を占めています。この時期に「食肉センター (6,424.76 m²)」が建築されています。

図表 3.1.36 衛生施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成26年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
墓園等	6	3,143.92	60,459,013	19,230
その他	3	6,918.41	267,325,618	38,640
合計	9	10,062.33	327,784,631	32,575

図表 3.1.37 建築年代別面積 (衛生施設) (平成 27 年 3 月 31 日時点)



1) 墓園等

「満池谷斎場」は、『清楚で低廉』な葬儀を提供する施設であり、近年はこのような葬儀を望む市民の声も高まっています。西宮市では市営葬儀も市民に定着しており、年間約 500 件、市内葬儀の 1 割強を占めており、利用者はここ数年微増です。

施設については、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行う必要があります。墓地については、園内における路面・石垣・階段・手摺等で経年劣化が表面化し、土壌の流失等も生じており、修繕が必要です。

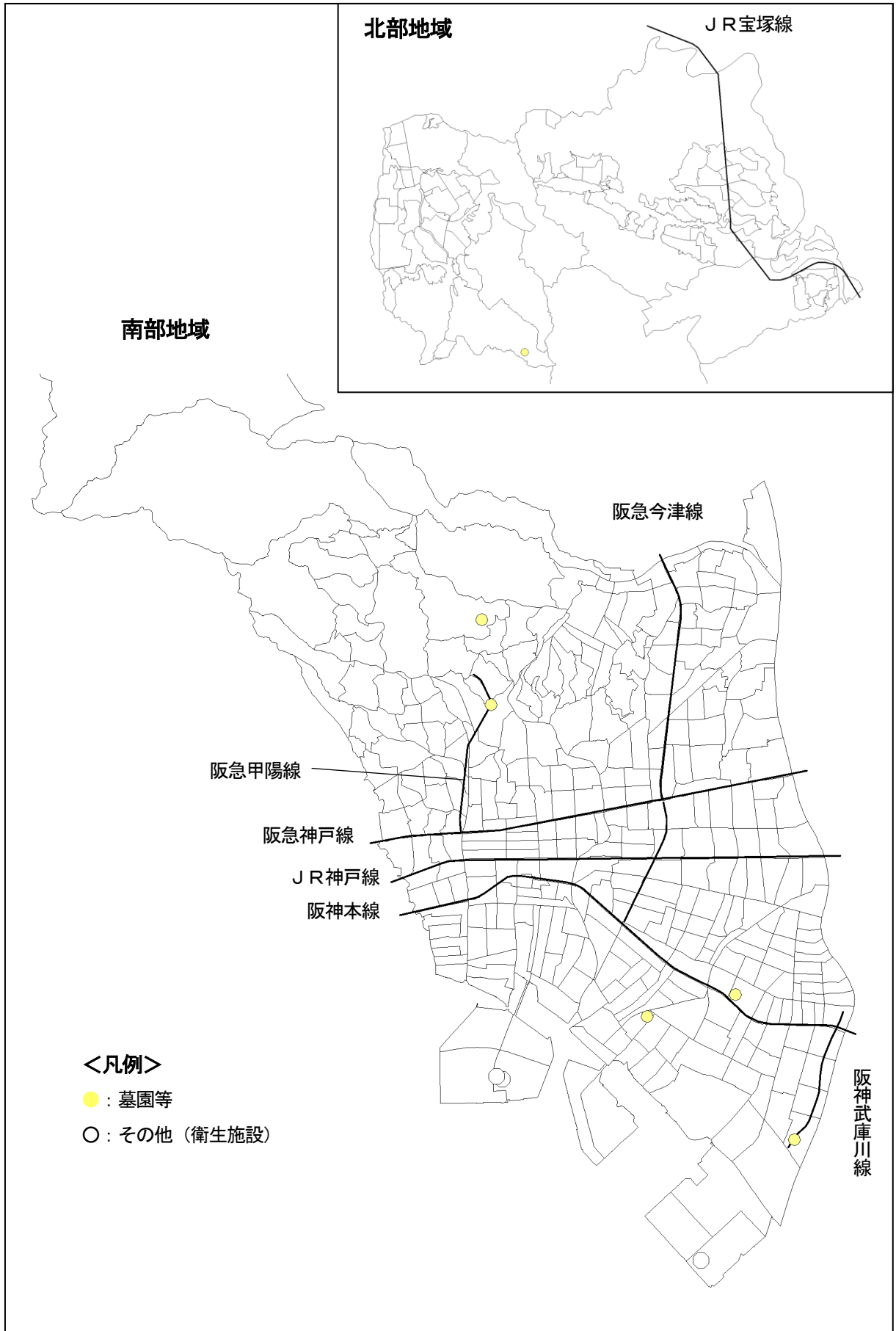
2) その他（食肉センター、食肉衛生検査所、動物管理センター）

「食肉センター」は、大正6年に現在の芦原町に開設され、阪神間の食肉流通の拠点として、地域住民の食生活の向上に寄与してきました。その後、周辺開発が進む中、施設の老朽化等により施設の移転整備が必要となったため、昭和63年に、現在の西宮浜に移転しています。

「食肉衛生検査所」は、消費者に、より衛生的で安全な食肉を提供できるよう、食肉センターで処理される食肉の検査等を実施する施設です。

「動物管理センター」は、犬の登録管理、動物の相談受付、狂犬病予防注射の管理、犬猫の引取り譲渡、殺処分を実施している施設です。市民の生活衛生に欠かせない役割を担っています。

図表 3.1.38 衛生施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 墓園等

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的な管理運営体制の構築や指定管理者制度の導入により、今後も効率的かつ効果的な管理運営を行います。 ・ 現況から必要な修繕方法や実施時期を検討し、将来コストの縮減が図れるよう、維持管理計画に反映します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場は、稼働年数と今後の死亡者数を見込むと、稼働規模として不足する可能性があり、現機能より増幅された施設となるよう、更新を検討します。 ・ 墓地施設についても、同様の理由から規模の拡大を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲山墓園及び白水峡公園墓地管理事務所は現行の耐震基準を満たしていない可能性があるため、今後調査、検討します。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場は、民間においても同様の運営が可能ですが、今後市営葬儀の取組みと合わせた見直しを検討します
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場は、現状の指定管理者による管理を継続します。 ・ 墓地は、現状は指定管理者による管理ですが、少子高齢化の進展により墓の世話をする人がいなくなることで永続的な管理運営が難しくなることや、広大な敷地の大規模修繕に対応する経費等の面で課題があり、管理運営の体制について検討します。 ・ 斎場は、建物としての会館管理部門と市営葬儀部門があり、民間も含めた体制整備の検討が必要です。

2) その他（食肉センター、食肉衛生検査所、動物管理センター）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 |
|---|

図表 3.1.39 衛生施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針 対象
衛生施設（9 施設）				
墓園等（6 施設）				
1	満池谷墓地	神原13-41		○
2	甲山墓園	甲陽園目神山町4-1		○
3	白水峡公園墓地	山口町中野803-1		○
4	上鳴尾墓地	上鳴尾町18		
5	中津墓地	南甲子園 3 丁目2		
6	上田墓地	上田東町4		
その他（3 施設）				
1	西宮市食肉センター	西宮浜 2 丁目32-1		○
2	食肉衛生検査所	西宮浜 2 丁目32-5		○
3	動物管理センター	鳴尾浜 2 丁目1-4		○

3.1.10 公園施設

(1) 主な施設の概要

本節では、公園施設のうち建築物を対象とし、延床面積や維持管理経費は図表 3.1.40、建築物の一覧は図表 3.1.43 (P.95) に示す通りです。

図表 3.1.40 対象公園施設（建築物）（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
主要公園施設	9	13,515.72	248,040,186	18,352
その他	61	1,357.43	88,498,707	65,196
合計	70	14,873.15	336,538,893	22,627

1) 建築物

「北山緑化植物園」は、都市緑化の必要性や効果に対する情報提供、市民の緑化意識の向上、植物知識の普及を図るため、昭和 53 年度より整備が始められました。その後、昭和 62 年に「北山山荘」、「小蘭亭」、平成 2 年には「植物生産研究センター」、4 年には「北山墨華亭」が建築され現在にいらっています。

「鳴尾浜臨海公園」は、臨海部における緑の拠点とし、また、スポーツ、健康増進を目的として整備された公園で、平成 4 年には「リゾ鳴尾浜 (10,582.04 ㎡)」が建築され、他にも野球場やテニスコートがあります。

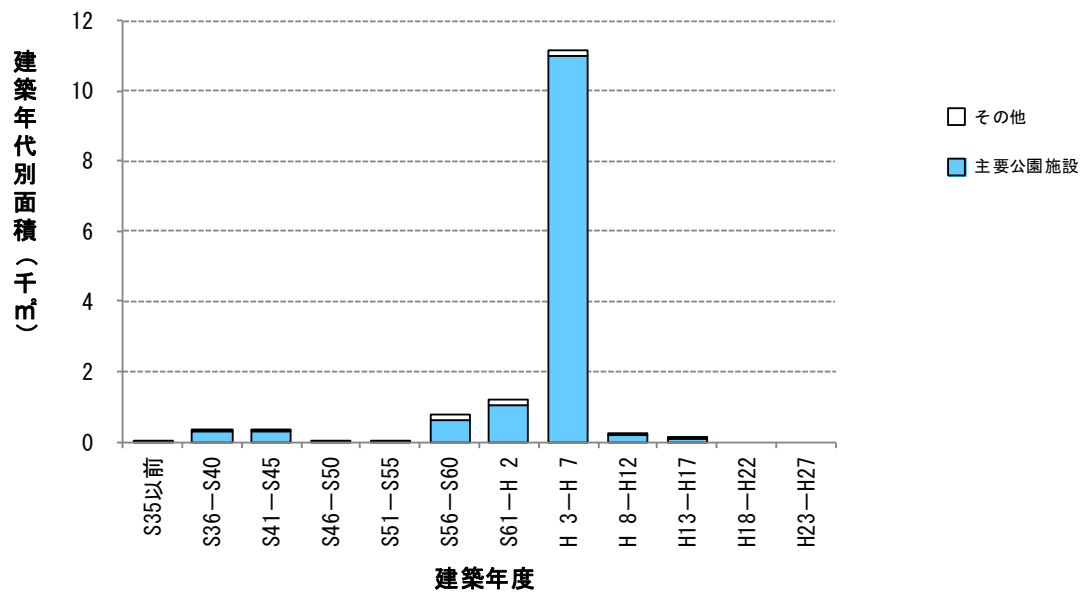
図表 3.1.41 は、公園施設のうち、建築物（トイレを含む）がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成 3 年度から 7 年度の 5 年間に建築のピークがきており、全体の約 79% を占めています。この時期に「リゾ鳴尾浜 (10,582.04 ㎡)」が建築されています。

「北山緑化植物園」、「リゾ鳴尾浜」は建築後 20～30 年を経過しており、計画的な修繕を行っています。

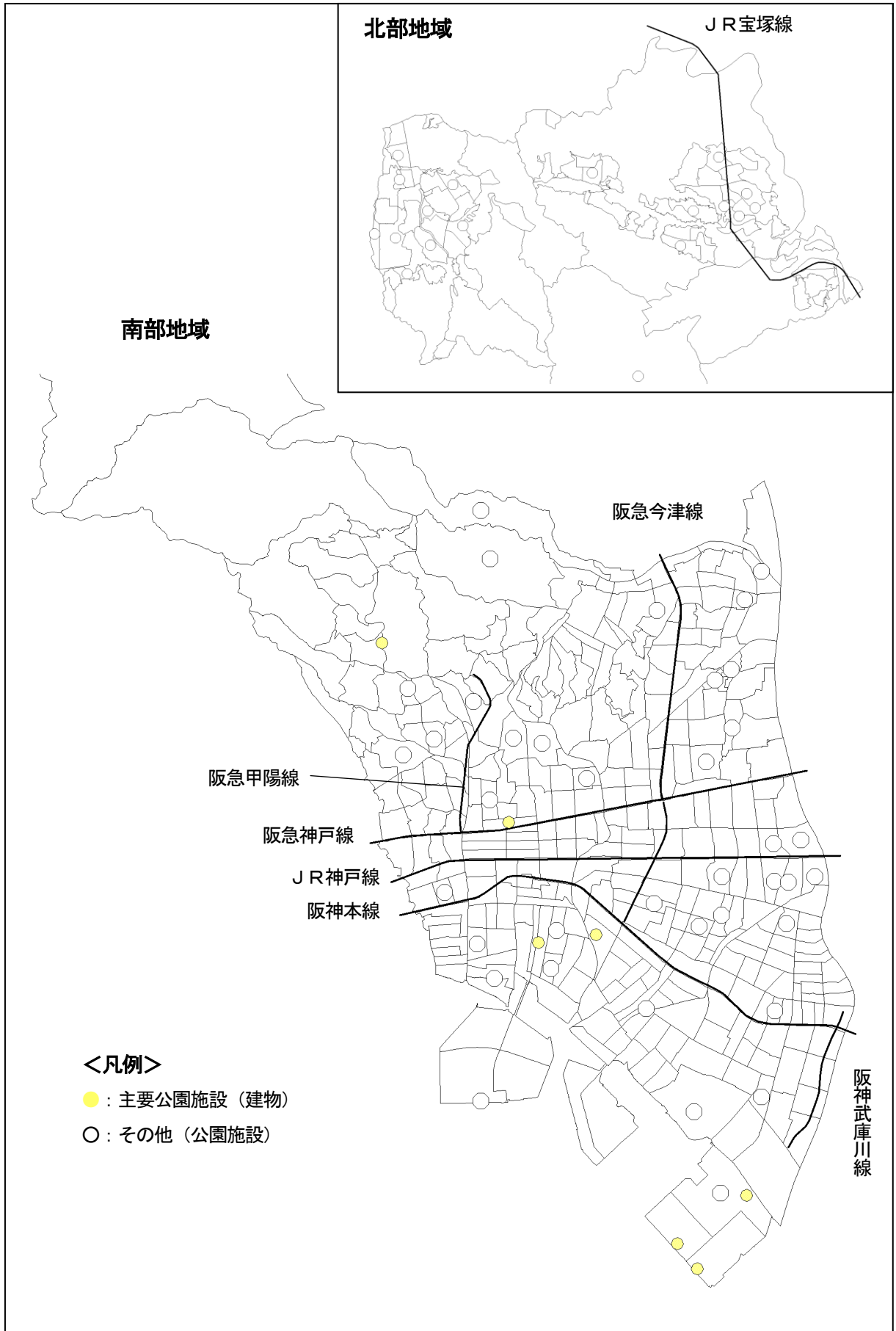
2) トイレ

公園トイレの設置は、一定規模以上の面積を有する都市公園を対象としており、公園利用者だけでなく、広く一般の方にも利用されるトイレとなっています。公園トイレの多くは住宅地に接する形で設置されており、利用者の快適性と近隣住宅地への配慮の面から、清掃など日常の維持管理が必要となります。また、公園トイレの新設がある場合は、市標準仕様として定めた統一仕様のトイレを設置しています。既設トイレの改修については、市内 92 箇所あるトイレの内約半数が設置後 30 年以上経過しているため、老朽化の著しいものや使用頻度などの利用状況を勘案しながら計画的に実施します。

図表 3.1.41 建築年代別面積（公園施設（建築物））（平成 27 年 3 月 31 日時点）



図表 3.1.42 公園施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 建築物

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設のうち、リゾ鳴尾浜は耐震性能を確保していますが、その他施設については今後、耐震性の確認を行います。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新の際に、利用状況や現状の公園に見合った施設か等を見極め、廃止を含めた検討を行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物について、保全計画を策定します。

2) トイレ

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常清掃業務の委託先を一元化し、効率的な維持管理体制を構築しています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 洋式化を含め、バリアフリーに対応した更新を図っていきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性を図る施設として、一定規模の公園整備に際し、設置を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、トイレを更新する際には、耐震構造とします。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したトイレの更新計画を策定し、長期間の使用を前提に、バリアフリー化にも対応した施設とします。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況や現状の公園に必要な施設か等を見極め、地域の意向も確認しながら廃止を含めた検討を行います。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化計画の策定を行い、計画的に管理を行います。
------------------------------	--

図表 3. 1. 43 公園施設のうち建築物一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
公園施設（70施設）				
主要公園施設（9施設）				
1	北山緑化植物園	北山町1-1		○
2	植物生産研究センター	北山町1-1		○
3	植物生産研究センター 花工房	鳴尾浜 2 丁目1-8		○
4	リゾ鳴尾浜・健康増進施設	鳴尾浜 3 丁目13		○
5	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜 1 丁目5-2		○
6	津門中央公園	津門住江町3	トイレ1箇所	○
7	西田公園	西田町6	トイレ1箇所	○
8	西宮浜総合公園	西宮浜 3 丁目2	トイレ3箇所	○
9	交通公園	久保町9-20	トイレ1箇所	
その他（61施設）				
1	綱引公園	甲子園綱引町	トイレ1箇所	
2	あらきの森公園	荒木町	トイレ1箇所	
3	海辺の道公園	西宮浜 4 丁目	トイレ1箇所	
4	神園公園	神園町	トイレ1箇所	
5	上山口芝ノ垣内公園	山口町上山口 1 丁目	トイレ1箇所	
6	川添公園	川添町	トイレ1箇所	
7	甲子園口 S L 公園	甲子園口 6 丁目	トイレ1箇所	
8	甲子園口公園	甲子園口 1 丁目	トイレ1箇所	
9	甲子園口 6 丁目北公園	甲子園口 6 丁目	トイレ1箇所	
10	寿公園	里中町 2 丁目	トイレ1箇所	
11	さくら台中央公園	名塩さくら台 2 丁目	トイレ1箇所	
12	下山口公園	山口町下山口 2 丁目	トイレ1箇所	
13	すみれ台中央公園	すみれ台 2 丁目	トイレ1箇所	
14	そよかぜ大島公園	大島町	トイレ1箇所	
15	段上公園	段上町 7 丁目	トイレ1箇所	
16	津門公園	津門綾羽町	トイレ1箇所	
17	東三公園	石在町	トイレ1箇所	
18	どんぐり公園	西宮浜 4 丁目	トイレ1箇所	
19	ナシオン公園	東山台 1 丁目	トイレ1箇所	
20	名来南公園	山口町名来 2 丁目	トイレ1箇所	
21	南郷山公園	南郷町	トイレ1箇所	
22	西宮震災記念碑公園	奥畑	トイレ1箇所	
23	浜戎公園	東町 2 丁目	トイレ1箇所	
24	春風公園	甲子園春風町	トイレ1箇所	
25	東浦公園	甲子園口北町	トイレ1箇所	
26	東甲子園公園	甲子園一番町	トイレ1箇所	
27	東山台北公園	東山台 3 丁目	トイレ1箇所	
28	東山台東公園	東山台 2 丁目	トイレ1箇所	
29	東山台南公園	東山台 2 丁目	トイレ1箇所	
30	毘沙門公園	毘沙門町	トイレ1箇所	
31	広田山北公園	大社町	トイレ1箇所	
32	二見公園	二見町	トイレ1箇所	
33	船坂公園	山口町船坂	トイレ1箇所	
34	弁天公園	甲子園口 2 丁目	トイレ1箇所	
35	豊楽公園	豊楽町	トイレ1箇所	
36	御代開公園	甲子園口 3 丁目	トイレ1箇所	
37	森具公園	屋敷町	トイレ1箇所	
38	山口丸山公園	山口町上山口 3 丁目	トイレ1箇所	
39	山畑公園	上甲東園 1 丁目	トイレ1箇所	
40	若山はちまん公園	若山町	トイレ1箇所	

No.	施設名称	所在地	備考	方針 対象
41	上田西公園	上田西町	トイレ1箇所	
42	高木公園	高木東町	トイレ1箇所	
43	名塩北公園	国見台3丁目	トイレ1箇所	
44	名塩南台中央公園	名塩南台3丁目	トイレ1箇所	
45	樋之池公園	樋之池町	トイレ1箇所 北夙川体育館併設	
46	平尻公園	北六甲台2丁目	トイレ1箇所	
47	山口中央公園	山口町下山口5丁目	トイレ1箇所	
48	流通西公園	山口町阪神流通センター2丁目	トイレ1箇所	
49	瓦林公園	上甲子園3丁目	トイレ1箇所	
50	西宮中央運動公園	河原町	トイレ1箇所	
51	流通東公園	山口町阪神流通センター1丁目	トイレ1箇所	
52	塩瀬中央公園	東山台5丁目	トイレ5箇所	
53	浜甲子園運動公園	枝川町	トイレ2箇所	
54	広田山公園	大社町	トイレ2箇所	
55	甲山公園	甲山町	トイレ1箇所	
56	有馬川緑道	山口町下山口5丁目	トイレ1箇所	
57	夙川公園	泉町	トイレ9箇所	
58	仁川緑地	仁川町6丁目	トイレ2箇所	
59	武庫川公園	一里山町	トイレ11箇所	
60	鳴尾浜緑地	鳴尾浜1丁目	トイレ1箇所	
61	名塩南児童遊園	名塩1丁目	トイレ1箇所	

3.1.11 市民集会施設

(1) 主な施設の概要

市民集会施設は、市民館、共同利用施設等が該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.44、また、各施設の一覧は図表 3.1.48(P.103)に示す通りです。これらは市民に広く利用されている集会施設となっています。

図表 3.1.46 は、市民集会施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフで、昭和 46 年度から 50 年度の 5 年間に建築のピークがきており、全体の約 29%を占めています。また、昭和 56 年度から 60 年度の 5 年間に建築のピークがきており、全体の約 24%を占めています。

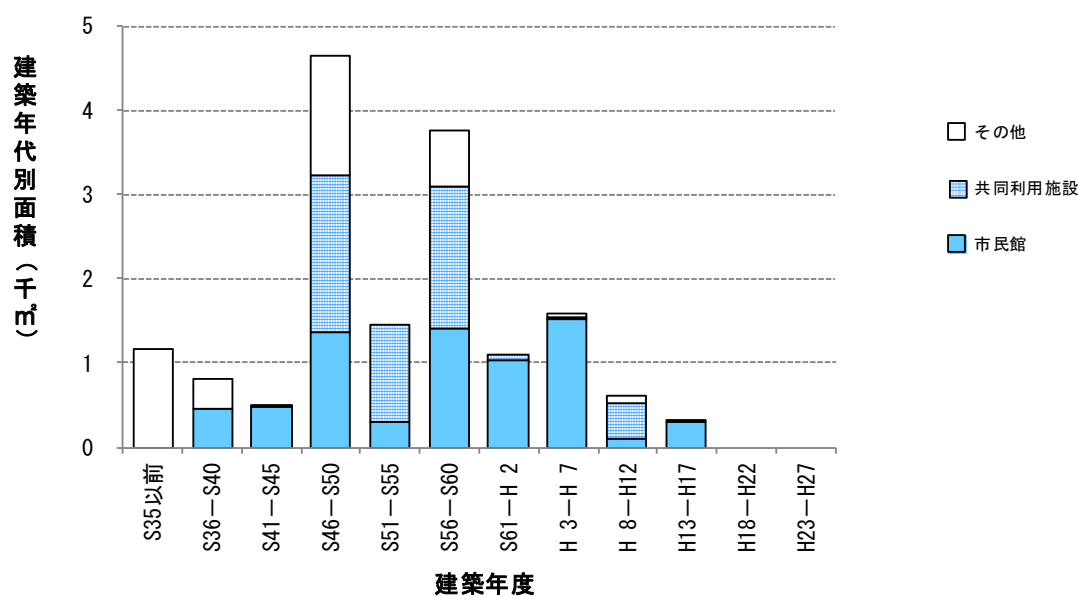
図表 3.1.44 市民集会施設の概要（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (㎡)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/㎡）
市民館	22	6,991.50	72,909,126	10,428
共同利用施設	10	5,269.76	56,879,125	10,793
その他	4	3,764.90	25,256,622	6,708
合計	36	16,026.16	155,044,873	9,674

図表 3.1.45 市民集会施設の利用者数（平成 26 年度実績）

対象施設	年間利用者数 (人)
市民館	263,512
共同利用施設	182,686
その他	147,200
合計	593,398

図表 3.1.46 建築年代別面積（市民集会施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



1) 市民館

市民館は、地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与するために設置された施設で、分館を含め市内に 22 館あり、全館の年間利用者数は、平成 26 年度の実績で 263,512 人となっています。

市民館 22 館のうち半数以上の施設が建築後 30 年以上経過しており、計画的に修繕を行う必要があります。

2) 共同利用施設

共同利用施設は、公共飛行場周辺における航空機騒音対策の一環として設置された施設です。利用料は無料で、部屋の貸出をしている会議室、集会室と、随時利用できる休養室、学習室、保育室があります。共同利用施設は市内に 10 館あり、全館の年間利用者数は、平成 26 年度の実績で 182,686 人となっています。10 館のうち半数が建築後 30 年以上経過しており、計画的に修繕を行う必要があります。

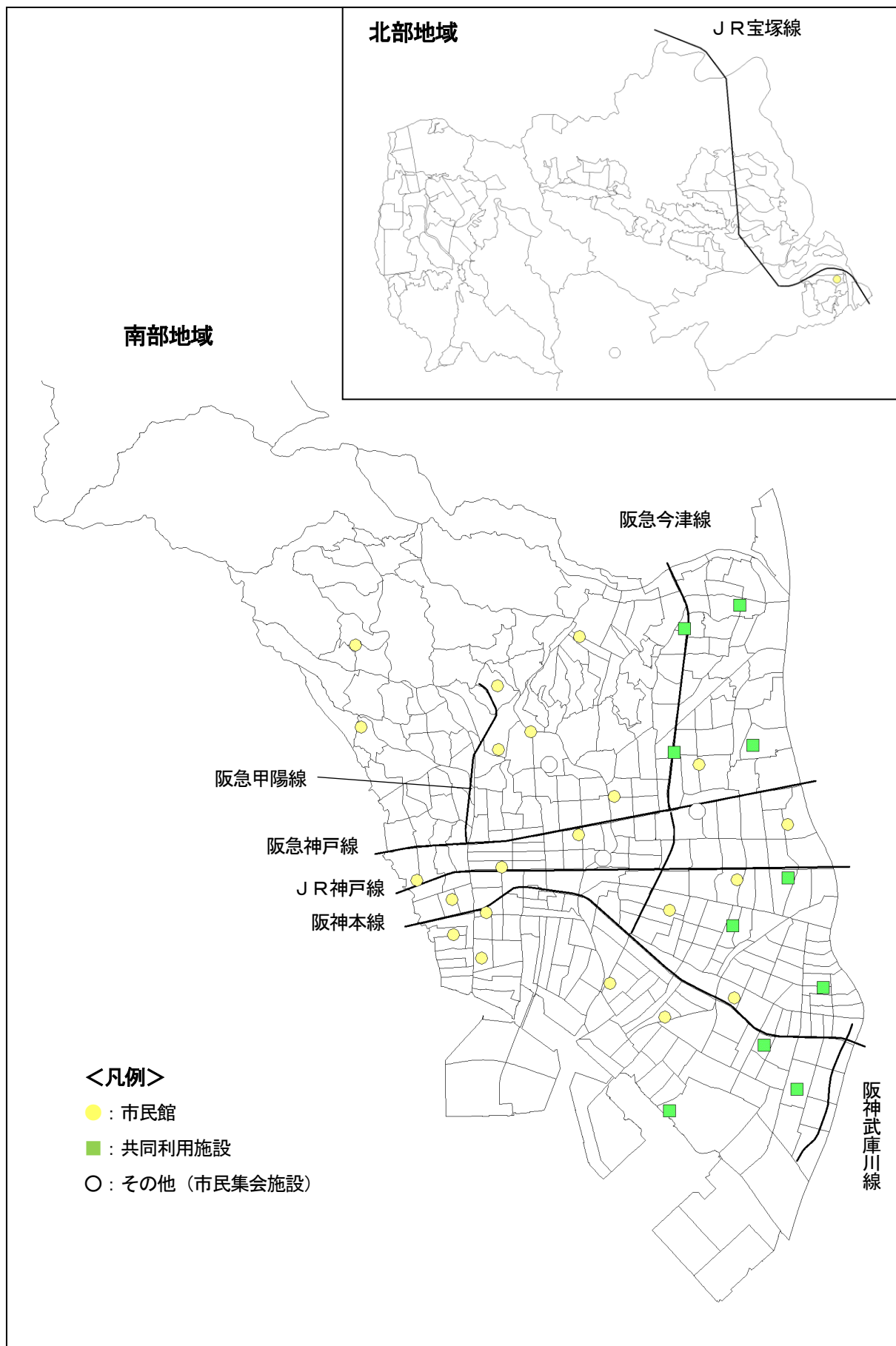
3) その他（広田山荘、市民交流センター等）

「広田山荘」は市民の健全な娯楽及び休息のための施設として設置されたもので、和室が 7 室、会議室が 1 室あり公募の指定管理者により運営しています。建築後 56 年が経過しており、老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていないため、耐震化等の対応を検討していきます。

「西宮市市民交流センター」は、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県自転車競技厚生事業団から厚生事業会館の譲渡を受け、平成 14 年に開設された施設です。公益活動を目的とする市民活動団体の交流促進並びに市民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進拠点施設として需要が高く、貸室の利用率も 79.1%となっています。平成 21 年度に耐震補強や、エレベーター設置などの施設機能の向上を図るための改修工事を行っており、現行の耐震基準を満たしています。

「船坂小学校跡施設」（平成 28 年度からは船坂里山学校）は、閉校となった船坂小学校について、地域住民の交流の拠点施設として暫定利用を行っています。建築後 50～60 年が経過しており、施設の多くが老朽化しています。一部の施設については耐震補強工事を実施する等、施設状況は改善していますが、今後も老朽化対策が必要です。今後は、地域内外の交流・地域活性化等の場所としても利用を進めることとしています。

図表 3.1.47 市民集会施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 市民館 2) 共同利用施設 3) その他（広田山荘）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館は利用料金及び減免規定を見直し、受益者負担の適正化を図ります。 共同利用施設は今後、使用料の徴収について検討しますが、指定管理者による運営も含め総合的に検討します。 広田山荘は受益者負担の適正化を図り、使用料を見直すことを検討します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 市民館は、現状では地域の集会施設として認識されていますが、今後は集会施設に留まらず、地域住民のつどいの場となることを目指します。 広田山荘は今後も利用者アンケートや指定管理者主催の事業を行うことにより、利用者満足度の向上に取り組みます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、市民館、共同利用施設など、不特定多数の地域住民が利用する施設については、今後の地域に必要な施設とは何かという観点から、抜本的な見直しをすすめるため、整備や再配置を含めた総合的な有効活用方針を策定します。 広田山荘は市民館や公民館とともに、地域における総合的な有効活用が可能となるよう、市としての方針を検討します。
施設管理の実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 第2章「公共施設の管理に関する基本的な考え方」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 地域における市民の財産としての施設のあり方を総合的に整理して、整備や再配置を含めた有効活用計画を策定・実現することにより市民福祉の向上を図るとともに、統合や廃止の必要性について検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や市民館等同様の機能を有する施設の所管課が連携し、施設の適切な管理体制を検討します。

3) その他

・市民交流センター

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定や減免制度の見直しといった受益者負担の適正化などの諸施策の実施により、コストの低減に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 等の公益活動の支援についてスキルやノウハウを有する指定管理者と連携して、各種相談対応や講座の開催等により市民活動の促進を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動の促進拠点施設として継続利用していきますが、多額の費用が必要となる更新や老朽化による大規模修繕の際には利用状況に基づき適正規模を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の費用が必要となる更新や老朽化による大規模修繕の際には、近隣施設との統合の可能性を検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と連携して、施設の適切な管理に努めます。

・船坂小学校跡施設（平成 28 年度からは船坂里山学校）

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者負担の適正化など諸施策の実施により、コストの低減に努めていきます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域集会施設としての利用が始まったばかりであり、今後地域集会施設として長期間使用できる品質を整えていきます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の核となる施設として継続利用していきます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の一部では現行の耐震基準を満たしていないため、耐震化等について検討します。

長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化による大規模修繕や更新の際には、一部の施設について廃止を検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画を作成し、計画的な管理を進める予定です。

・大黒会館

<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.48 市民集会施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
市民集会施設（36施設）				
市民館（22施設）				
1	綱引市民館	甲子園綱引町7-1		○
2	市庭市民館	市庭町7-13		○
3	今津南市民館	今津出在家町10-5	今津南保育所併設	○
4	上ヶ原市民館	上ヶ原三番町6-22	上ヶ原分団併設	○
5	大箇市民館	津門大箇町7-29		○
6	柏堂市民館	柏堂町13-16		○
7	神原市民館	神原6-11	神原公民館併設	○
8	北甲子園口市民館	松並町5-12		○
9	苦楽園市民館	苦楽園五番町3-25		○
10	甲子園口市民館	甲子園口6丁目6-20	甲子園口デイサービスセンター併設	○
11	甲陽園市民館	甲陽園本庄町1-75		○
12	香櫨園市民館	中浜町3-15	香櫨園留守家庭児童育成センター併設	○
13	香櫨園市民館分館	屋敷町12-1		○
14	夙川西市民館	大谷町3-50		○
15	夙東市民館	川添町10-30	建石保育所併設	○
16	高木市民館	高木東町34-8		○
17	中市民館	中前田町8-11		○
18	生瀬市民館	生瀬町2丁目20-22	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室併設	○
19	平木市民館	大畑町1-35		○
20	安井市民館	安井町2-4	安井デイサービスセンター併設	○
21	八ツ松市民館	甲子園六番町11-12		○
22	六軒市民館	大社町12-26		○
共同利用施設（10施設）				
1	共同利用施設上甲子園センター	甲子園口3丁目9-3	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター、上甲子園公民館併設	○
2	共同利用施設瓦林公園センター	上甲子園3丁目7-4		○
3	共同利用施設北瓦木センター	上之町24-40	上之町保育所併設	○
4	共同利用施設甲東センター	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東内	○
5	共同利用施設小松センター	小松北町2丁目4-1	小松幼稚園併設	○
6	共同利用施設高木センター	伏原町1-58	保育ルームまっきー併設	○
7	共同利用施設段上センター	段上町2丁目10-23	段上児童館併設	○
8	共同利用施設鳴尾センター	笠屋町19-23	鳴尾保育所、鳴尾児童館併設	○
9	共同利用施設鳴尾中央センター	鳴尾町3丁目5-14	鳴尾支所3階	○
10	共同利用施設浜甲子園センター	枝川町19-10	甲子園浜自然環境センター北隣	○
その他（4施設）				
1	西宮市市民交流センター	高松町20-20		○
2	広田山荘	大社町7-17		○
3	芦乃湯会館分館 大黒会館	西福町4-11		○
4	船坂小学校跡施設	山口町船坂2103-2		○

3.1.12 ごみ処理施設

(1) 主な施設の概要

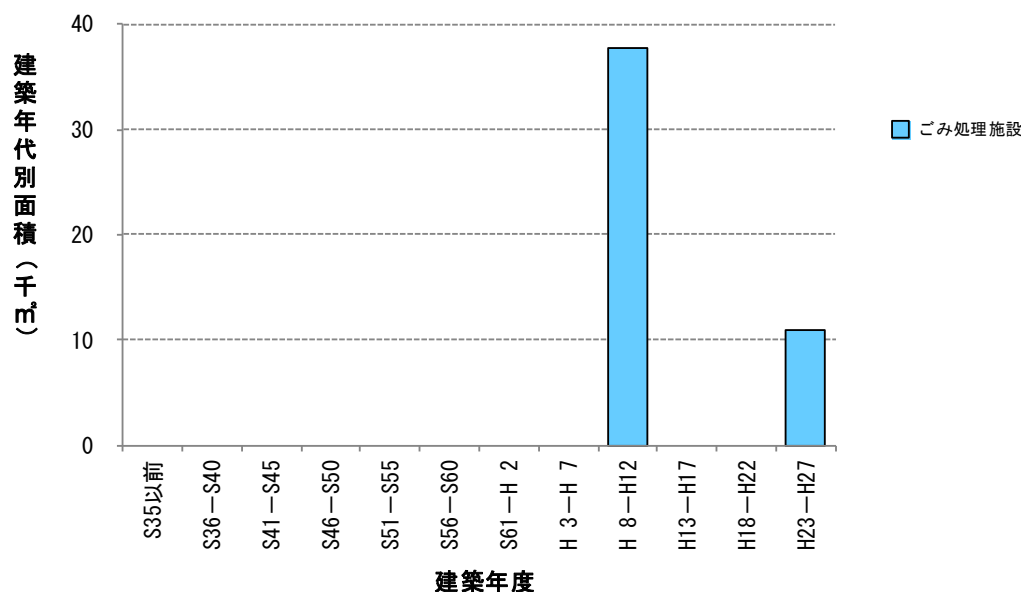
ごみ処理施設は、西宮浜の西部総合処理センター、鳴尾浜の東部総合処理センターが該当し、それぞれの延床面積や維持管理経費は図表 3.1.49、また、各施設の一覧は図表 3.1.52(P.110)に示す通りです。

図表 3.1.50 は、ごみ処理施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成8年度から12年度の5年間に数多く建築されており、全体の約77%を占めています。この時期に「西部総合処理センター (36,826.63 m²)」が建築されています。

図表 3.1.49 ごみ処理施設の概要 (平成27年3月31日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成26年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
ごみ処理施設	2	48,583.51	590,725,698	12,159
合計	2	48,583.51	590,725,698	12,159

図表 3.1.50 建築年代別面積 (ごみ処理施設) (平成27年3月31日時点)



1) 西部総合処理センター

・焼却施設

西部総合処理センター焼却棟では、市内で収集されたもやすごみ、市民や市内の事業所から直接持ち込まれた可燃ごみ、西部総合処理センター破碎選別棟で発生した可燃残渣等を焼却し、発生した焼却灰は埋立処分、一部をセメント化してリサイクルしています。ごみを燃やして発生した熱により蒸気を発生させ、蒸気タービンにより発電し、余剰電力を売電する他、西部総合処理センターや、隣接する環境事業部庁舎の熱源として使用しています。

焼却処理経費は年度毎に算出しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、維持管理記録を公開しています。

・ 破砕選別施設

西部総合処理センター破砕選別棟では、市内で収集されたもやさないごみ、粗大ごみ、市民から直接持ち込まれた不燃ごみ、粗大ごみをリサイクルできるものとできないものに分別します。分別された有価物は売却され、可燃残渣は焼却棟で焼却、不燃残渣は埋め立て処分されます。破砕選別処理経費は年度毎に算出しています。

・ リサイクルプラザ

西部総合処理センターリサイクルプラザでは、破砕選別棟に搬入された粗大ごみの中でもまだ利用できそうなものを展示し、市民に再利用していただくことにより、ごみ減量を啓発するための施設です。

2) 東部総合処理センター

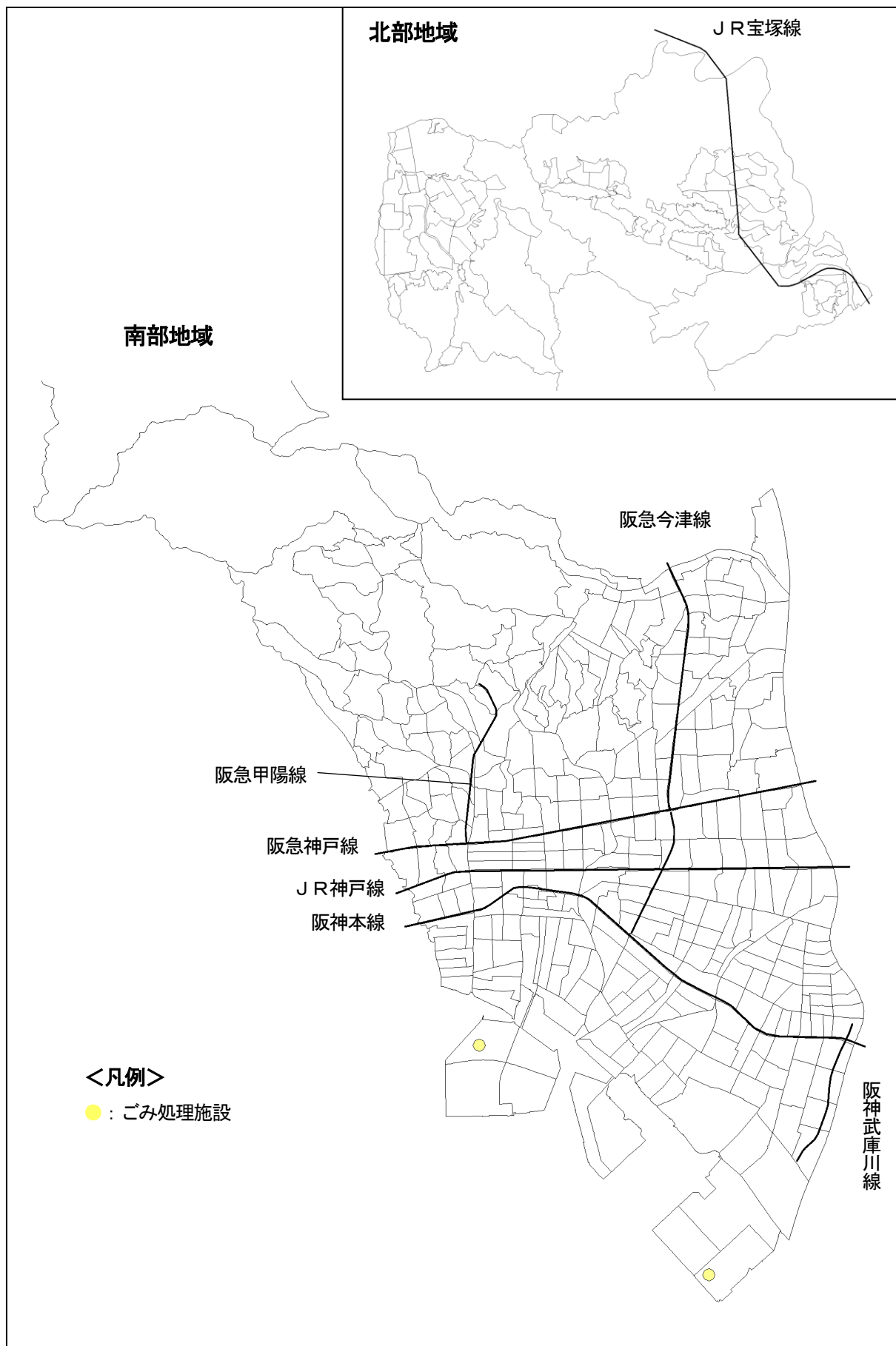
・ 焼却施設

東部総合処理センター焼却棟では、市内で収集されたもやすごみ、市内の事業所から直接持ち込まれた可燃ごみを焼却し、発生した焼却灰は埋立処分されます。ごみを燃やして発生した熱により蒸気を生じさせ、蒸気タービンにより発電し、余剰電力を売電する他、東部総合処理センターや、隣接するリゾ鳴尾浜の熱源として使用しています。

・ ペットボトル圧縮施設

東部総合処理センターペットボトル圧縮棟では、市内で収集されたペットボトルを圧縮梱包し、日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。

図表 3.1.51 ごみ処理施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 西部総合処理センター

・焼却施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 改良工事を行い西部総合処理センター焼却施設を延命化する場合と、代替施設を建設する場合の費用対効果分析を行った結果に基づき、延命化を図っています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に策定した焼却施設長寿命化計画による、計画的な維持管理を行い、39 年度までの機能を維持します。 新技術を用いた改良工事を行い、消費電力の削減を行うことにより、省エネ対策を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 3 炉のうち、2 炉について平成 39 年度までの長寿命化工事を行い、長寿命化工事を行った 2 炉について耐用年数を 30 年としています。 可燃ごみの減量に応じて長寿命化していない 1 炉は休止し、東部総合処理センター焼却施設とあわせて適正な処理能力とすることが可能です。そのことにより効率のよい焼却処理が可能です。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市西部総合処理センター焼却施設長寿命化計画書（平成 25 年 1 月）」を作成し、それに則っています。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市の可燃ごみは東部総合処理センター焼却施設との 2 施設体制で処理を行っています。将来の可燃ごみ量に応じて処理能力の低減を図ることはできませんが、1 施設に統合することは現時点でのごみ量の減量予測およびリスク分担から困難です。今後は更に効率的な運用について検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理施設の整備に関する事項の中で、既存施設の現況、耐用年数、将来施設の整備期間と用地のローリングを考慮した整備計画を定めています。 担当職員に対して、焼却施設の維持管理、運転に必要な資格の取得を推進しています。

・破碎選別施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 改良工事を行い延命化する場合と、東部総合処理センター将来施設用地に代替施設を建設する場合のライフサイクルコストによる定量比較を行った結果に基づき、平成 35 年度より新破碎選別施設を稼動することとしています。

品質について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に策定した長寿命化計画における、34 年度までの計画的な維持管理を行うことによって機能を維持します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年 9 月に竣工後、各種リサイクル法施行により、ごみ種、ごみ量が変化しており、平成 35 年度新施設稼働に向けて、ごみ種、ごみ量に対応した施設の計画検討を行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市西部総合処理センター破砕選別施設長寿命化計画書(平成 26 年 3 月)」を作成し、それに則っています。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化のため代替施設の建設が必要です。1 施設しかないため、旧施設を稼働し、代替施設は別用地に建設する必要があります。また、災害等に迅速に対応するためには、民間施設の利用は不向きです。今後は更に効率的な運用について検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理施設の整備に関する事項の中で、既存施設の現況、耐用年数、将来施設の整備期間と用地のローリングを考慮した整備計画を定めています。 担当職員の破砕選別施設の維持管理、運転に必要な資格の取得を推進しています。

・リサイクルプラザ

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 日常維持管理業務を効率的に実施し、維持管理経費の縮減を図っています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量を市民へ啓発する施設として、様々なイベントを企画し、市民の利用を促進します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 異常の早期発見、早期修繕を行うことで長寿命化を図ります。

統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 破砕選別施設、代替施設の建設にあわせて、機能の移転を検討する必要があります。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理施設の整備に関する事項の中で、既存施設の現況、耐用年数、将来施設の整備期間と用地のローリングを考慮した整備計画を定めています。

2) 東部総合処理センター

・焼却施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 20年間の包括運営委託により、事業者の創意工夫の創出、施設運営の効率化、ライフサイクルコストの削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 20年間の包括運営委託により、効率の良い維持管理、運転、発電が行われています。 市によるモニタリングを定期的実施し、運営状況を確認しています。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 西部総合処理センター焼却施設と合わせることで適正な処理能力を維持し、効率のよい焼却処理を行います。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価時に提案された方法に基づいて年度当初に作成された運営計画書により、運営受託事業者により実施されています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の建設と20年間の運営委託を一括発注方式で契約しており、建設時より運営の意見を取り入れることによって運営しやすい施設が建設されています。これにより、事業者の創意工夫の創出、施設運営の効率化、運営費を含むライフサイクルコストの削減を図ることができています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から、随時報告、月間報告、年間報告を受けて、計画どおり運営されているか確認しています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画書に基づき適切に維持管理することで長寿命化を図っています。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市の可燃ごみは西部総合処理センター焼却施設との2施設体制で処理を行っています。将来の可燃ごみ量に応じて処理能力の低減を図ることはできませんが、1施設に統合することは現時点でのごみ量の減量予測およびリスク分担から困難です。今後は更に効率的な運用について検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理施設の整備に関する事項の中で、既存施設の現況、耐用年数、将来施設の整備期間と用地のローリングを考慮した整備計画を定めています。

・ペットボトル圧縮施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転委託により、人件費のコストダウンをしています。 ・ 機器の老朽化により、修繕費の増加が見込まれます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピーク時の処理能力が不足しており、ペットボトルを効率的に処理するために、設備の適正な修繕計画を検討します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル容器の需要増加により、ピーク時の処理能力が不足しています。保管場所の確保をするとともに、次期ペットボトル圧縮施設の計画を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の耐震基準を満たしています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検結果に基づき、適切に維持管理することで長寿命化を図っています。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕選別施設の代替施設建設時に統合する検討が必要です。 ・ 代替施設の建設時には現行施設が稼動している必要があります。 ・ 今後は、民間委託も含め、更に効率的な運用について検討していきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理施設の整備に関する事項の中で、既存施設の現況、耐用年数、将来施設の整備期間と用地のローリングを考慮した整備計画を定めています。

図表 3.1.52 ごみ処理施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
ごみ処理施設（2施設）				
ごみ処理施設（2施設）				
1	西部総合処理センター	西宮浜3丁目8		
2	東部総合処理センター	鳴尾浜2丁目1-4		

3.1.13 医療施設

(1) 主な施設の概要

医療施設には、西宮市立中央病院と西宮市応急診療所等が該当します。中央病院は許可病床 257 床、稼働病床 193 床の病院です。

延床面積や維持管理経費は図表 3.1.53、また、施設の一覧は図表 3.1.57 (P. 115) に示すとおりです。

図表 3.1.55 は、医療施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。昭和 49 年に「中央病院 (19,272.84 m²)」が建築されています。

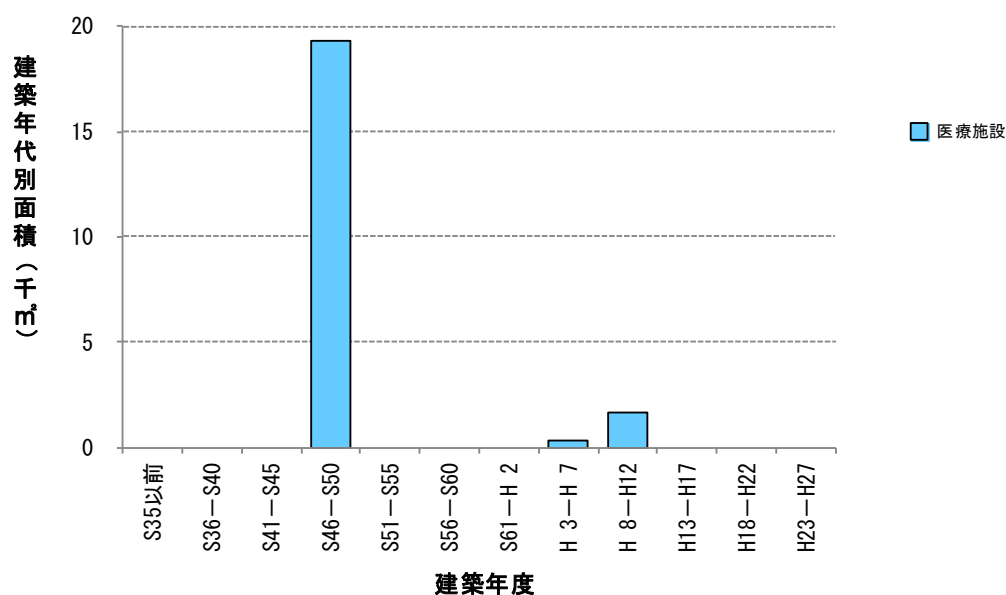
図表 3.1.53 医療施設の概要 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費 (平成26年度実績)	
			総額 (円)	単価 (円/m ²)
医療施設	3	21,239.96	343,168,337	16,157
合計	3	21,239.96	343,168,337	16,157

図表 3.1.54 入院延患者数、外来患者数の推移

年度	入院延患者数 (人)	外来患者数 (人)
平成22年度	58,526	124,682
平成23年度	55,772	125,677
平成24年度	51,920	124,783
平成25年度	47,590	121,676
平成26年度	47,415	120,424

図表 3.1.55 建築年代別面積 (医療施設) (平成 27 年 3 月 31 日時点)



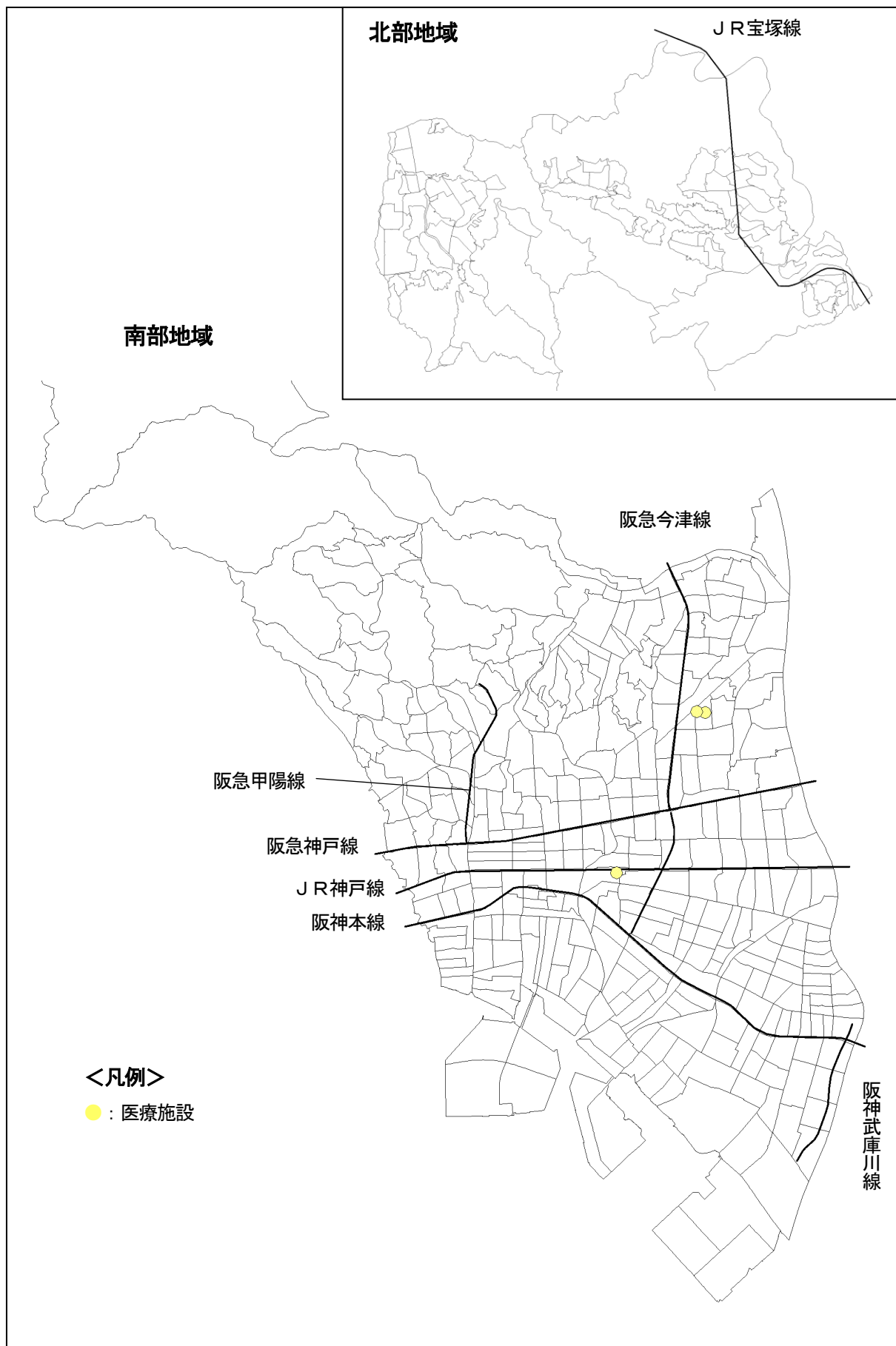
1) 医療施設

「中央病院」は急性期の症状にある患者に医療を提供する施設です。また、救急告示病院として、第2次救急医療を担っていること、兵庫県指定がん診療連携拠点病院として、地域医療機関等からのがん患者を手術・放射線治療・化学療法の集学的治療をおこなっていることが特徴です。

「西宮市応急診療所」は、休日における内科、小児科の第1次救急医療を行うことを目的として昭和54年に開設され、当初は戸崎町に「西宮市立休日診療所」の名称で設置されました。その後、平成8年4月、池田町に消防局庁舎等と合築・移転し、名称を「西宮市応急診療所」に変更しました。同年10月からは、平日夜間の診療を開始しました。

平成26年度の年間利用者数は、18,398人となっており、一般の医療機関が診療していない時間の救急医療機関として利用されており、建築後19年が経過しています。

図表 3.1.56 医療施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

・中央病院

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化により、大幅に光熱水費を削減することは困難ですが、受変電設備やボイラー設備の更新、照明交換時のLED化などにより省エネ化を図っていきます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 病院施設は建築後 40 年を経過し、老朽化とともにアメニティが低く、患者にとって、快適な空間とは言い難い状況であるため、今後、県立西宮病院との統合を見据えたうえで、適切と思われる設備投資を行っていく予定です。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県が作成予定の地域医療構想において、平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数が発表され、その構想に基づいて対応が必要となることが考えられます。 高齢化の進展に伴い増加する救急患者、がん患者などに対応するため、診療機能の強化に向けた体制の整備を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強度に問題があるため、今後早期に耐震改修を行う計画です。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 県立西宮病院との統合の方向性を見据えたうえで、必要な処置について、検討を行います。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 医療の高度化への対応や将来の西宮市の医療需要に備えるために、現在、県立西宮病院との統合に向けた取組を進めています。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な施設の管理の方向性は県立西宮病院との統合を見据えながら、策定します。

・西宮市応急診療所

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
品質について	
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 休日、夜間（準夜帯）の応急的な診療を行う救急医療機関です。深夜帯の小児科診療は、伊丹市にある阪神北広域こども急病センターとの連携により確保しています。 市内唯一の施設であり、池田町にあるため、北部からの利用が不便なことや、スペースが狭小で感染症対策に必要な設備が十分ではないことが課題ですが、近隣市との連携や情報提供の充実により、救急医療体制全体としてサービスの向上を目指します。
マネジメントの実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。 	

図表 3.1.57 医療施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
医療施設（3施設）				
医療施設（3施設）				
1	中央病院	林田町8-24		
2	西宮市応急診療所	池田町13-3	西宮市消防局併設	○
3	医師・看護師寮	林田町7-17		

3.1.14 その他施設

(1) 主な施設の概要

その他施設は、主に市が民間事業者や地域自治会などに貸付を行っている施設や、市営公共駐車場、自転車駐車場などが該当し、その延床面積や維持管理経費は図表 3.1.58、また、施設の一覧は図表 3.1.61 (P.121) に示す通りです。

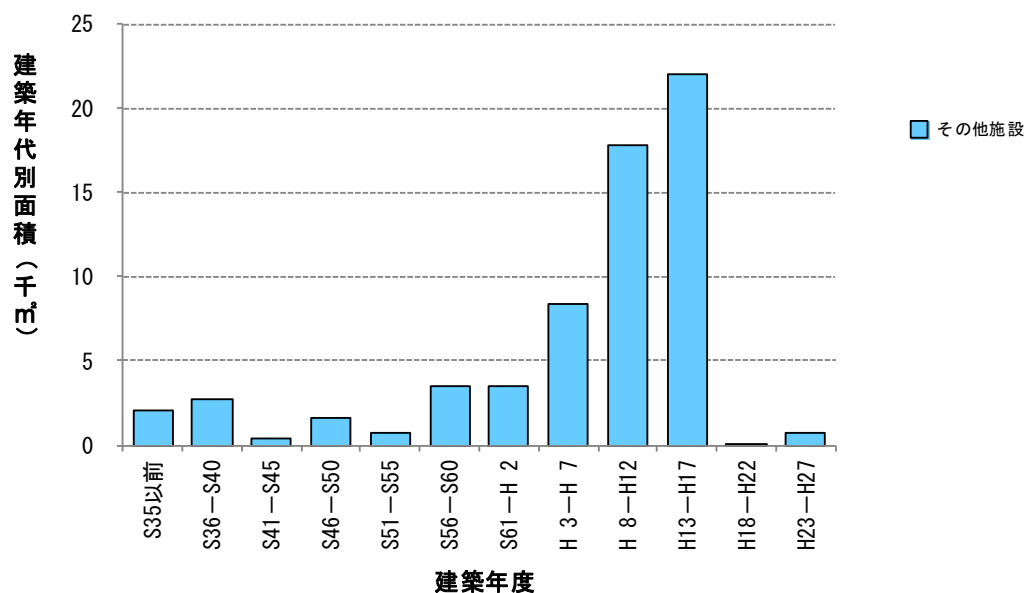
また、これらの中には、それほど老朽化していないが、現在未使用となっている施設なども含まれており、今後の活用方法を検討していく必要があります。

図表 3.1.59 は、その他施設がどの年代に建築されたかの分布を表すグラフです。平成 8 年度から 17 年度の 10 年間に床面積の大きな施設が建築されており、この時期に「フレンテ西宮（2、3階部分）（6,040.14 m²）」、「市役所前公共駐車場（13,414.68 m²）」、「北口駐車場（21,125.38 m²）」が建築されています。

図表 3.1.58 その他施設の概要（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設	施設数	延床面積 (m ²)	維持管理経費（平成26年度実績）	
			総額（円）	単価（円/m ² ）
その他施設	68	63,624.60	163,029,574	2,562
合計	68	63,624.60	163,029,574	2,562

図表 3.1.59 建築年代別面積（その他施設）（平成 27 年 3 月 31 日時点）



1) 市営公共駐車場

市営公共駐車場2施設は、それぞれ平成9年・13年に建設されており、現在は不良箇所のための補修を行っています。今後は外壁や防水・舗装及び設備機器の計画的な更新が課題となります。

2) 貸付施設

市の保有している未利用の土地及び建物を地域団体、企業及び個人等に有償又は無償で貸し付けています。建物については、建築後30年以上経過しているものが多く、老朽化しています。

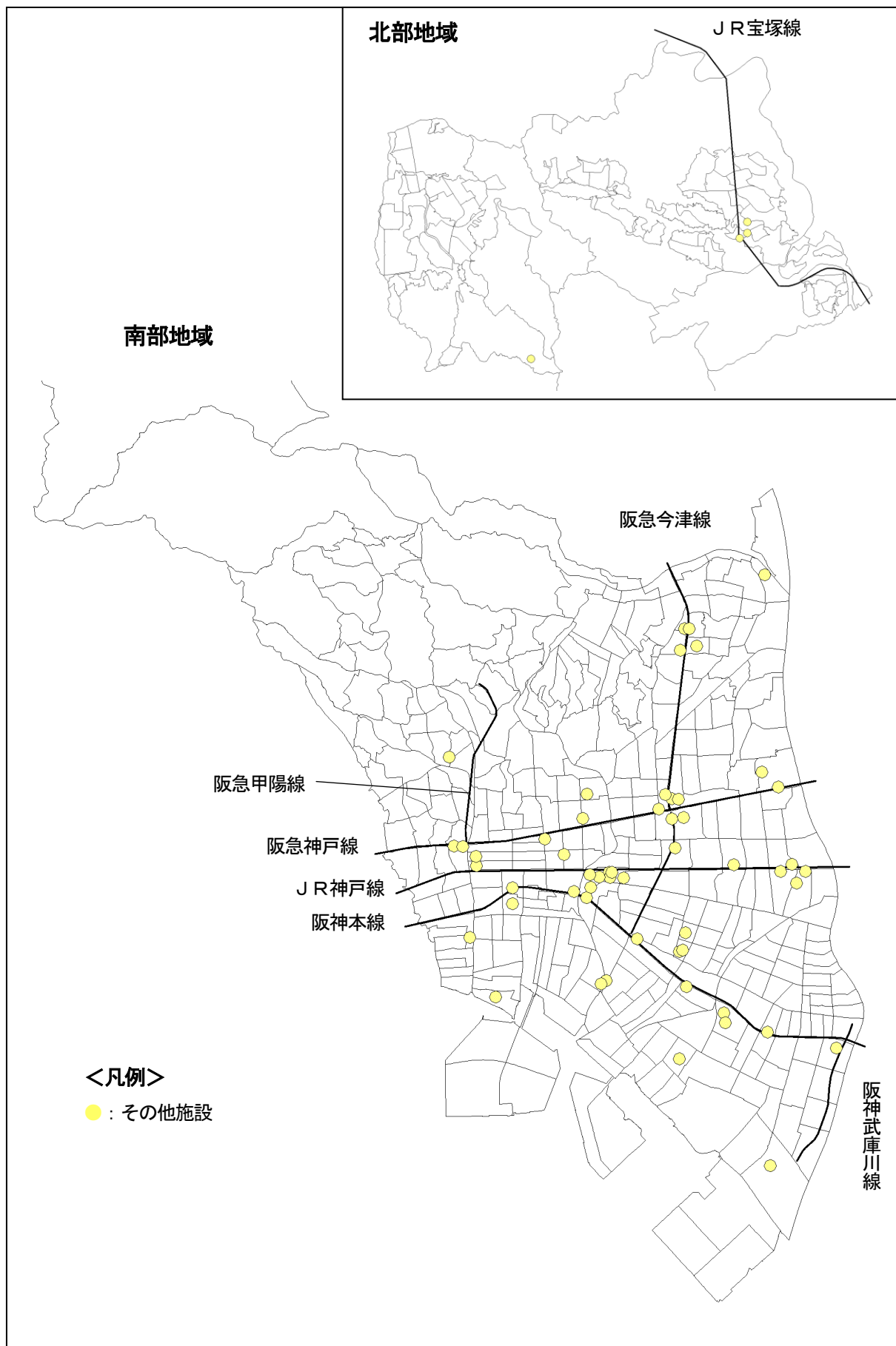
3) 自転車駐車場(駐輪場)

駅周辺の美観を保ち、交通の妨げにならないよう、公共自転車駐車場を設置しています。市内の鉄道駅23駅周辺に71の公共自転車駐車場があります。

4) その他(フレンテ西宮、西宮市地方卸売市場、倉庫、西部工場等)

「西部工場」は昭和58年より、もやすごみを焼却処理してきました。東部総合処理センター焼却施設の稼働により、平成24年11月に一般廃棄物処理施設廃止の届出をし、閉鎖しており、今後解体する予定です。

図表 3.1.60 その他施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

・ 駐車場

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 民間活力の導入も視野に入れてコスト削減を検討します。
品質について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2施設とも市以外との複合施設であり、建物全体の方針に添いながら計画的な修繕や改修を進めます。 ・ 機器の管理委託や点検委託の結果に応じて修繕計画を立て、必要に応じて修繕を行います。
安全確保について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
耐震化について	・ 市営駐車場2施設は昭和56年以降の建築であり、建物は現行の耐震基準を満たしていますが、設備機器等については耐震対策が進んでいないものもあり、今後対応策を検討します。
長寿命化について	・ 建物全体の計画に沿った保全計画の作成により長寿命化を図ります。
統合や廃止について	・ 多額の費用が必要となる更新や老朽化等による大規模修繕の際には、施設の規模及び運営形態等の見直しを行います。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による管理体制と所管課の計画的な修繕計画を組み合わせ、総合的かつ計画的な管理を目指します。 ・ 駐車場のよう単一用途であり24時間の監視が必要な施設は、一元的に管理できる組織又は管理会社への委託が望ましいため、今後検討していきます。

・ 貸付施設

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	・ 企業や個人に貸し付けている一部のものを除いて、地域等への無償貸付が大半となります。施設の維持管理については借受者が行います。
品質について	・ 施設の品質管理については借受者が行います。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付施設の大半が自治会等地域の施設として利用されています。 ・ 貸付施設を含めた低利用財産について、売却を含めて個々の施設に適合する有効活用をすすめます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	・ 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	・ 施設の維持管理については借受者が行います。

安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な修繕が行われてこなかった為、不具合が発生し、市が応急処置を行う場合があります。 雨漏り及び雨漏りによる内部劣化の防止が必要です。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断は行っておらず、今後も耐震工事の予定はありません。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理については借受者が行っており、市の負担で長寿命化を図る方針はありません。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 更新又は大規模修繕等の必要が生じた時点で、借受者による対応が困難な場合は、施設の廃止を検討します。 施設が廃止された場合には、跡地活用について、民間活力の活用等の可能性を多角的に検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 貸付施設を含めた低利用財産を有効に活用するための仕組みが構築できないか研究をしていきます。

・ 自転車駐車場(駐輪場)

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との連携により、施設保全と維持管理経費の縮減に努めます。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市内周辺に依然として自転車等の放置が絶えないこと及び自転車利用者による需要が多いため、当面は増設を検討します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じます。
維持管理・修繕・更新等について	
安全確保について	
耐震化について	
長寿命化について	
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 今後民間借地自転車駐車場を市有地へ統合するなど、施設の効率化や継続性を高めるよう検討します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による管理体制と所管課による修繕計画を組み合わせ、総合的かつ計画的な管理を目指します。

その他（フレンテ西宮、西宮市地方卸売市場、倉庫、西部工場等）

- 「2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針」に準じ、施設の活用状況を踏まえながら、その施設のあり方を検討していきます。

図表 3.1.61 その他施設のうち建築物一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

No.	施設名称	所在地	備考	方針対象
その他施設（68施設）				
その他施設（68施設）				
1	津門住江町倉庫	津門住江町15-3		○
2	西宮市都市整備公社（甲東）	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東内	○
3	西宮商工会議所	櫛塚町2-20		○
4	百間樋会館	宝塚市仁川北1丁目4-19	市外施設	○
5	東山台コミュニティ協議会	東山台1丁目106-2		○
6	斜行エレベーター	東山台1丁目106-2		○
7	西宮市シルバー人材センター	青木町2-5		○
8	川西町市有邸宅	川西町4-5		○
9	財団法人越木岩会	豊楽町2-29		○
10	フレンテ西宮	池田町11-1		○
11	西宮コミュニティ放送 株式会社	池田町9-7		○
12	阪急バス 株式会社	甲東園3丁目2-29	アプリ甲東内	○
13	西宮市地方卸売市場	池田町5		○
14	行旅死亡人等遺骨安置所	山口町中野803-1		○
15	フレンドハウス	津門大塚町1-38	消防待機宿舎併設	○
16	元札場筋集会所	城ヶ堀町6-14		○
17	西宮東口集会所	松原町12-27		○
18	甲子園集会所	甲子園高潮町1		○
19	南甲子園集会所	南甲子園1丁目10		○
20	浜脇連合自治会	産所町5		○
21	池田町・松原町自治会	池田町8-11		○
22	深津町自治会	深津町4		○
23	甲東地区連合自治会	一里山町14-23		○
24	瓦木連合町内会	中島町2		○
25	日野町自治会	日野町5-18		○
26	日野町集出荷場	日野町3		○
27	市役所前公共駐車場（東館）	六湛寺町3-1	西宮市役所東館併設	○
28	北口駐車場（東館・西館）	北口町1-1	アクタ西宮内	○
29	西部工場	浜松原町3		
30	J R西宮名塩第1自転車駐車場	名塩木之元1-1		
31	J R生瀬自転車駐車場	生瀬町1丁目786-1		
32	J R甲子園口北第2自転車駐車場	二見町3		
33	J R甲子園口南第1自転車駐車場	甲子園口3丁目2		
34	J R甲子園口南第2自転車駐車場	甲子園口2丁目1		
35	J R甲子園口南第4自転車駐車場	甲子園口2丁目351		
36	J R西宮南第1自転車駐車場	池田町13-5	J R西宮駅前公衆便所併設	
37	J Rさくら夙川南西自転車駐車場	安井町5		
38	阪急仁川自転車駐車場	仁川町2丁目44-1		
39	阪急甲東園東第3自転車駐車場	上大市1丁目98		
40	阪急甲東園東第4自転車駐車場	甲東園1丁目5-4		
41	阪急甲東園西第1自転車駐車場	松籟荘5		
42	阪急西宮北口南東第1自転車駐車場	高松町87		
43	阪急西宮北口南西第1自転車駐車場	高松町297		
44	阪急西宮北口北東第1自転車駐車場	北口町1-2		
45	阪急西宮北口北西第2自転車駐車場	甲風園1丁目9		
46	阪急西宮北口北西第3自転車駐車場	南昭和町3-26		
47	阪急夙川西第1自転車駐車場	羽衣町25-2		
48	阪急夙川南第3自転車駐車場	千歳町7		
49	阪神武庫川第1自転車駐車場	武庫川町2		
50	阪神武庫川第2自転車駐車場	武庫川町135		

No.	施設名称	所在地	備考	方針 対象
51	阪神武庫川団地前自転車駐車場	高須町1丁目1		
52	阪神鳴尾北第1自転車駐車場	里中町3丁目13		
53	阪神甲子園南第1自転車駐車場	甲子園七番町10		
54	阪神甲子園南第2自転車駐車場	甲子園七番町66		
55	久寿川第1自転車返還所	今津上野町5		
56	久寿川第2自転車返還所	今津野田町3		
57	久寿川移動自転車返還所	今津上野町		
58	J R名塩自転車返還所	名塩新町		
59	J R西宮駅前公衆便所	池田町13-9	J R西宮南第1自転車駐車場併設	
60	公衆便所（羽衣町）	羽衣町9		
61	公衆便所（社家町）	社家町1		
62	公衆便所（西波止町）	西波止町		
63	公衆便所（今津曙町）	今津曙町1		
64	管理課作業室	河原町1		
65	道路維持管理用倉庫	甲子園口北町26-6		
66	中津浜線倉庫	甲子園口6丁目		
67	山口町多目的広場	山口町船坂		
68	住宅敷地	東町2丁目7		

3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

3.2.1 道路施設

(1) 主な施設の概要

本市が管理している道路の実延長は965.6kmで、総面積は7,425,876㎡です。

一般道路のうち、幹線市道（1級、2級）は延長で13.9%、面積では25.1%であり、主に生活道路である「その他の市道」が道路の大部分（延長84.9%、面積73.8%）を占めています。なお、自転車歩行者道は約11.9kmです。

道路施設の維持管理対象には、側溝や舗装等で構成される「道路」本体と、道路照明灯やガードレール等の「道路付属物」が該当します。

図表 3.2.1 道路分類別延長及び面積（平成27年3月31日時点）

対象施設		延長 (m)	面積 (㎡)
一般道路	1級（幹線）市道	60,731.71	1,092,729.20
	2級（幹線）市道	73,449.22	768,157.58
	その他の市道	819,503.79	5,480,591.13
自転車歩行者道		11,941.70	84,397.61
合計		965,626.42	7,425,875.52

図表 3.2.2 道路付属物の概要（平成27年3月31日時点）

対象施設	単位	施設数	対象施設	単位	施設数
道路照明灯	基	8,482	横断歩道橋	箇所	25
道路標識	本	1,723	大型カルバート	箇所	2
道路反射鏡	本	2,769	門型標識等	箇所	3
防護柵	m	190,116			

図表 3.2.3 市道の延長の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
舗装延長	929,742.66	930,189.95	932,465.87	935,118.85	935,664.66
舗装率	96.73%	96.74%	96.81%	96.87%	96.90%
実延長	961,164.22	961,507.27	963,186.61	965,327.42	965,626.42

1) 道路（側溝、舗装等）

市道の実延長 965.6km のうち、舗装延長は 935.7km であり、舗装率 96.90% となっています。道路を取り巻く環境の変化に伴い、道路の安全性・利便性の向上を図るため、道路二次改築、歩道新設、舗装等の道路改良を計画的に実施します。

2) 道路付属物（道路照明灯、道路標識、道路反射鏡（カーブミラー）、防護柵（横断防止柵・ガードレール）、横断歩道橋、大型カルバート、道路排水ポンプ施設、自由通路等）

道路照明灯や標識、道路反射鏡、防護柵等の道路付属物は、昨今、老朽化等により支柱の転倒や部材の落下が発生しており、緊急度の高いものから順次更新しています。また、横断歩道橋や門型標識、大型カルバート等の大型構造物は、定期的な点検により劣化状況を把握し、健全度評価や劣化予測を行い、計画的な補修を実施します。

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 道路区域の増加、既存施設の老朽化により今後もコストの増加が見込まれますが、道路照明灯の光源変換による電力量の削減などの省エネ化によりライフサイクルコストの低減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源の中で、老朽化した施設の効率的、計画的な維持管理を行いつつ、歩道の段差解消や勾配改善などのバリアフリー化や、効果的な通学路の安全対策など、利便性・安全性の向上を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 市道の延長は依然として増加傾向にありますが、都市計画道路の廃止も含めた道路網の見直しにより総量の増加を抑制し、必要性の高い道路から整備します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20～24 年度に主要市道の舗装、22 年度に道路照明灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵の点検を実施しました。経年劣化により損傷状況も進行していくため、逐次点検を実施し、過去の点検結果を見直していきます。 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物については、概ね 5 年に 1 回定期点検を行い、劣化状況の把握、健全度評価を行ないます。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 主要市道の舗装及び道路照明灯、道路標識、道路反射鏡、防護柵については、点検で得られた劣化状況等から、適切な更新年数、予算の平準化を設定した修繕計画に基づき更新します。 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物は、定期点検の結果に基づく予防保全型の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行ないます。 道路の安全性・利便性の向上を図るため、道路拡幅、歩道新設、道路整備、勾配改善等の道路改良を計画的に実施します
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化や自転車利用等の社会的要請に対する機能向上については継続的に進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新により落下事故等の予防措置を講じます。
耐震化について	—
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道橋や大型カルバート、門型標識等の大型構造物は、定期点検の結果に基づく予防保全型の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行ないます。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の廃止も含めた道路網の見直しにより総量の増加を抑制します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、道路施設の長寿命化修繕計画を作成し、計画的な道路の維持管理を進めていきます。

3.2.2 橋りょう施設

(1) 主な施設の概要

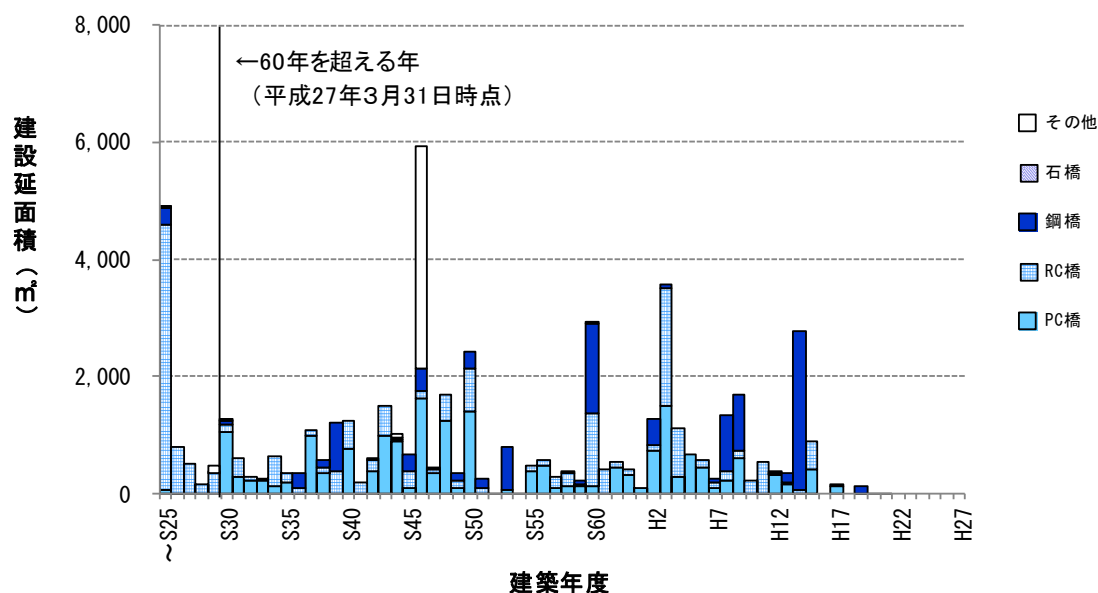
本市が管理する橋りょうは、平成27年3月31日時点で647橋あり、このうち2m以上15m未満の一般橋りょうは565橋、15m以上の重要橋りょうは82橋であり、また、その9割以上がコンクリート橋（RC（鉄筋コンクリート）橋461橋、PC（プレストレストコンクリート）橋132橋）です。

図表3.2.5は、橋りょう施設がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。本市が管理する647橋のうち、建設後60年を経過する高齢化橋りょうは215橋で、全体の33%を占めています。20年後にはこの割合が65%（418橋）となり、急速に高齢化橋りょうが増大します。今後増大が見込まれる修繕・架替えに要する費用に対して、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠となっております。平成22年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次、修繕を進めています。

図表 3.2.4 種類別橋りょう数、延長及び面積（平成27年3月31日時点）

種別	橋梁数 (橋)	延長 (m)	面積 (㎡)
RC橋	461 (71.3%)	2,382.4 (38.1%)	18,805.1 (35.4%)
PC橋	132 (20.4%)	2,128.1 (34.0%)	19,564.8 (36.8%)
鋼橋	43 (6.6%)	1,393.3 (22.3%)	10,745.0 (20.2%)
その他	11 (1.7%)	349.3 (5.6%)	4,074.2 (7.6%)
合計	647	6,253.1	53,189.1

図表 3.2.5 布設年度別橋りょう面積（平成27年3月31日時点）



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 重要度の高い橋りょうに対しては、一定の良好な管理水準を保てるような対策を講じるとともに、橋りょう群全体に対して、今後 100 年間のライフサイクルコストが最も少なくなるよう条件設定をし、長期的な修繕等を行ないます。 長寿命化によるトータルコストの削減を図るとともに、工事費が年度によって偏らないよう補修対策年度を調整し、予算の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 橋りょうの重要度等に応じて4段階の管理区分を設定し、維持管理を行います。 重要度の高い橋りょうについては、損傷が軽微な段階、あるいは損傷が進行し性能低下により使用上の問題が生じる前の段階で補修対策を講じ、一定の良好な管理水準を保ちます。 特に重要度が低い簡易な橋りょうは、特に補修対策をせず、安全に関わる問題が発生する前の段階で架替更新します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な橋りょうであっても物流や経済活動上の重要な路線の一部を形成しているケースが多数存在するため、市域全体の橋りょう群を一つの道路ネットワーク網として捉え、市民生活に大きな影響を及ぼさないよう、効率的な橋りょうの維持管理を目指します。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年に1回定期点検を行い、劣化状況の把握、健全度評価を行なうとともに、点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を適宜補正します。 日常の道路パトロールにより、橋面上の異常や損傷等がないか点検します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事後的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、橋りょうの長寿命化によるコスト削減と事業費の平準化を図ることを目的として策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次、修繕・更新を行ないます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> これまでの点検で、直ちに通行止めや架替えが必要となるような著しい損傷・劣化は発見されていませんが、部材の一部に損傷・劣化が発生している橋りょうがあり、劣化の進み具合や橋りょうの重要度等に応じて、順次、修繕工事を行なっています。 今後、定期点検や日常のパトロール等で通行の安全に関わる深刻な損傷が発見された場合は、直ちに通行規制等を実施し、安全確保に努めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 被災落橋した場合に影響が大きい橋りょうの耐震対策は概ね完了しています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次、計画的な修繕工事や架け替えによる更新を行ないます。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 道路機能の維持や周辺の状況を十分考慮したうえで、修繕等により維持し続けることに比べて、撤去することが効率的・効果的な橋りょうについては、撤去を検討します。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none">・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な橋りょうの維持管理を進めていきます。
------------------------------	--

3.2.3 水路施設

(1) 主な施設の概要

本市の水路は普通河川として指定水路(601本、総延長247,255m)、国有水路(14本、総延長8,537m)、管理協定水路(44本、総延長5,686m)があり、その他に溜池(5ヶ所、総面積139,186㎡)、調整池(29箇所、総面積93,632㎡)があります。

本市が管理する水路は、上記のほか、平成12年に施工された地方分権一括法により国から譲与された水路があり、整備後かなりの年月が経過した水路も相当数を占めている状況にあります。これらの水路の維持管理のために増大する補修、改修に要する経費に対して、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠であることから、長期的な視点で水路を効率的、効果的に管理し、維持経費のコスト縮減について最小化、平準化を図っていくために優先順位をつけ計画的に修繕を進めています。

図表 3.2.6 水路分類別施設数、延長及び面積（平成27年3月31日時点）

対象施設		施設数 (本・箇所)	延長 (m)	面積 (㎡)
普通河川	指定水路	601	247,255	—
	国有水路	14	8,537	—
	管理協定水路	44	5,686	—
溜池		5	—	139,186
調整池		29	—	93,632

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位をつけ計画的に修繕していくことで、長期的な視点で水路を効率的、効果的に管理し、ライフサイクルコストの削減と事業費の平準化を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 重要度・優先度を考慮した計画的な修繕を行うことで、維持・更新の合理化を図るとともに、可能な限り、自然・景観にも配慮した多自然型の水路の整備を図ります。
供給について	—
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して、適宜、水路パトロールを実施し、さらに清掃の際の維持管理点検を徹底することにより異常箇所を発見に努め、適切な維持管理を実施します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> これまでの事後対応型から予防保全型維持管理へと転換し、コストの最小化、平準化を目的として策定した西宮市水路改修計画に基づき、順次、修繕・改修を行います。 水路パトロール等により発見された異常箇所が、周囲に与える影響の少ないうちに修繕を実施し、コスト削減を図ります。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 水路パトロール等により、流水の阻害になるものや水路の損傷箇所の早期発見に努め、安全確保に努めます。 第三者による事故等を防止するため、必要に応じて進入防止対策（柵・門扉等）を行い、また老朽化施設の計画的な更新により予防措置を講じます。
耐震化について	—
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 予防的な修繕・改修計画の実施、既存施設の有効利用を徹底することにより、修繕・改修工事に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、予防保全型維持管理により、長寿命化を図ります。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 水路機能が統合されることは考えにくく、統合や廃止の検討を行う予定はありません。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市水路改修計画に基づき計画的な水路の維持管理を進めていきます。

3.2.4 公園施設

(1) 主な施設の概要

本節では、空間としての公園と、植栽・遊具といった公園施設を対象とし、公園については、図表 3.2.7 に示し、公園施設については図表 3.2.8 に示しています。

図表 3.2.7 対象公園（平成 27 年 3 月 31 日時点）

	箇所数	面積 (ha)
都市公園	481	446.75

図表 3.2.8 公園施設一覧（平成 27 年 3 月 31 日時点）

公園施設	箇所数	単位
遊具・健康器具	1,997	基
植栽	—	

1) 都市公園

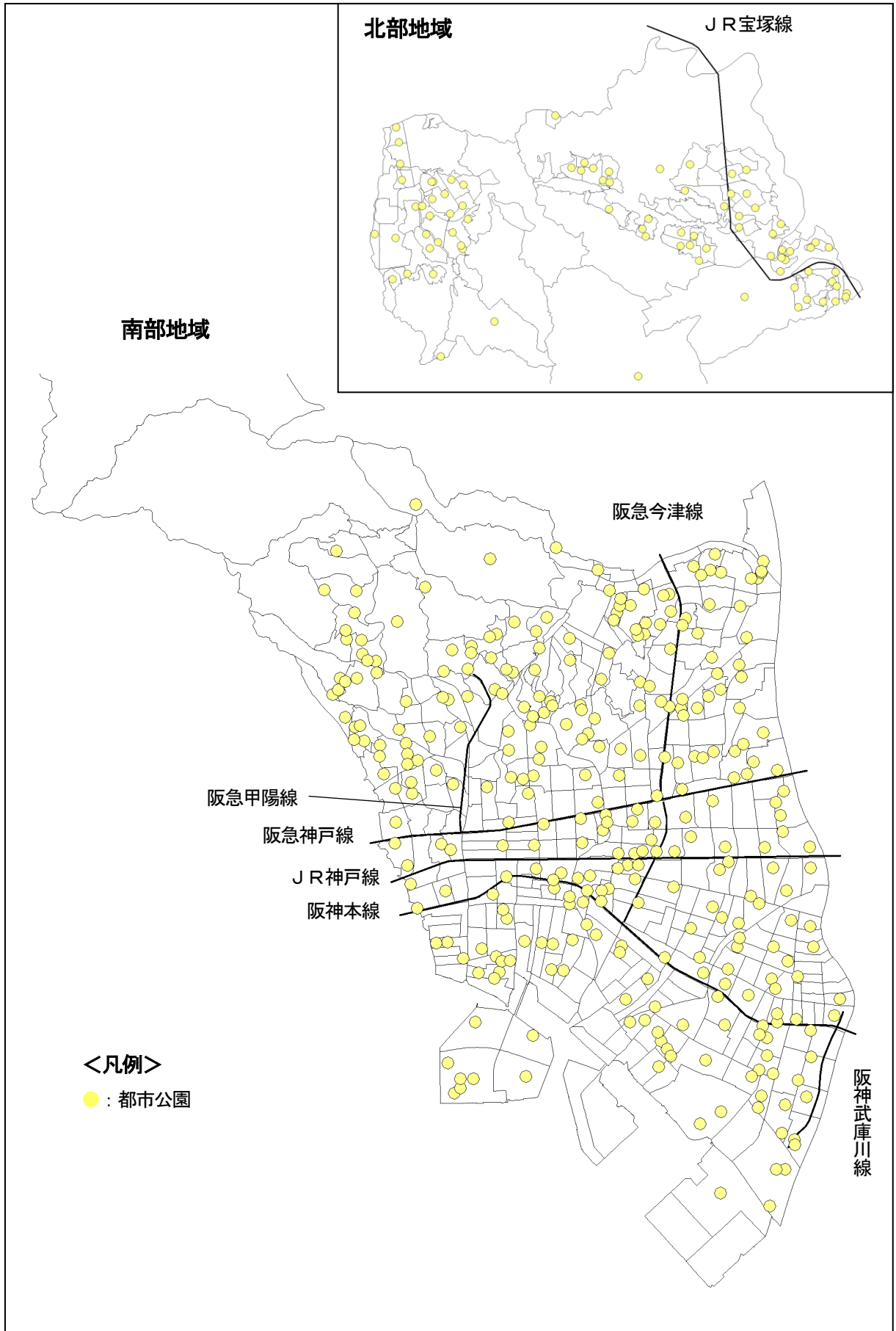
本市の都市公園数は現在、481 箇所、約 446.75ha となっており、児童遊園等のその他の公園・緑地を含めると市民一人あたりの公園面積は 9.91 m²となっています。都市公園の整備については、休息、軽スポーツ、遊び場、一時避難の場、自然とのふれあいなど、公園の果たす役割を意識しながら、多様化する市民ニーズにも対応し、地域住民が愛着を持てる公園づくりを目指しています。

2) 遊具・健康器具

遊具は、遊びを通して身体的、精神的、社会的な面で子どもの成長にとって必要不可欠な施設です。また、近年の健康志向の高まりなどで気軽に利用が出来る健康器具の導入についても多くの要望が寄せられています。

遊具・健康器具については、日常点検のほか、専門業者による定期点検を実施し、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、老朽化が著しい遊具及び健康器具から優先的に更新を図っています。

図表 3.2.9 公園位置図 (都市公園)



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

1) 公園・緑地

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 市有未利用地や借地公園制度などを活用し、公園整備費の削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画等の市の緑化方針に基づき、公園・緑地の確保に努めます。 公園・緑地は、市民の憩いの場、子供たちの遊びの場に加え、都市環境・景観の向上や災害時の避難場所などの役割を担う重要な都市基幹施設であり、市民の整備要望も高いことから、積極的な整備とともに、公園・緑地の保全に努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設における日常点検・定期点検を各種法令や国の指針等に基づき、引き続き実施します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果に基づき優先順位をつけて施設の修繕・更新を図ります。
安全確保について	
耐震化について	—
長寿命化について	—
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地は、市民の憩いの場、子供たちの遊びの場に加え、都市環境・景観の向上や災害時の避難場所などの役割を担う重要な都市基幹施設であり、市民の整備要望も高いことから、存続させる必要があります。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市緑の基本計画」に従い、公園・緑地に係る施策を推進します。 他都市の事例なども参考にしながら、施設の維持・適正管理の研究を進めます。

2) 遊具・健康器具

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具更新の際には、類似機能を持つ遊具の集約化などによりコスト削減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した遊具については、優先順位をつけて更新等を行っています。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具更新の際には、乳幼児・児童等年齢や体力に応じた遊具をバランスよく再配置するとともに、遊具コーナーの広さや形状に応じた設置数とします。 遊具や健康器具更新の際には、既存遊具の種類や地域の意向等をふまえ、安全領域や動線の確保も考慮し、種類・設置数を決めています。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 職員による巡視のほか、委託による月3回の日常目視点検や3年に1回の定期健全度点検を実施しています。

維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、日常点検・定期点検の診断結果に基づき優先順位をつけて補修・更新を図っていきます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊具・健康器具の構造や配置が現在の基準に適合していない場合には、優先順位をつけて順次、改良・更新・撤去等を行います。 新規整備公園の遊具および健康器具の配置については、対象年齢が異なる遊具や大人用である健康器具の混在を避けて設置します。 劣化が進行している遊具は優先的に更新を行います。
耐震化について	—
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画の策定を行い、計画的な維持補修・更新に努めます。 遊具台帳の更新・充実に努め、適切な維持管理を行います。
統合や廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 遊具や健康器具更新の際には、既存遊具の種類や配置を考慮し、適正な配置を図ります。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」「遊具の安全に関する規準」に従い、適切な維持管理に努めています。

3) 植栽

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 各公園の状況に応じて優先順位をつけて、効率的な維持管理を行っています。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かなまちづくりの実現のため、緑化を推進します。 また、市花である「さくら」の植栽を進め、西宮市オリジナル桜の普及にも努めます。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 職員による巡視のほか、委託による月3回の点検で、倒木危険木・支障枝の確認を実施しています。また、樹勢が衰え、倒木の危険性が考えられる樹木については、樹木医による精密診断を実施し、必要に応じて伐採や更新を行います。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 除草清掃は年3回実施しています。 樹木の剪定は、樹種特性・生育状況・植栽箇所の状況に応じて計画的に行っています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な公園利用のため、年3回除草清掃を実施しています。 樹木の倒木危険度診断を行い、公園樹・街路樹などの適切な維持管理に努めています。 隣地越境枝や支障枝の除去、見通し確保のための剪定は随時実施し、台風等で被害を受けやすい樹種は、他の樹種よりも優先して剪定を実施しています。 必要に応じて害虫の駆除を実施しています。

耐震化について	—
長寿命化について	
統合や廃止について	
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹種の特徴や植栽箇所の状況に応じて計画的に剪定を実施しています。

3.2.5 上水道施設

(1) 主な施設の概要

上水道施設には、導水管、送水管、配水管といった管路と、浄水場等の施設があります。

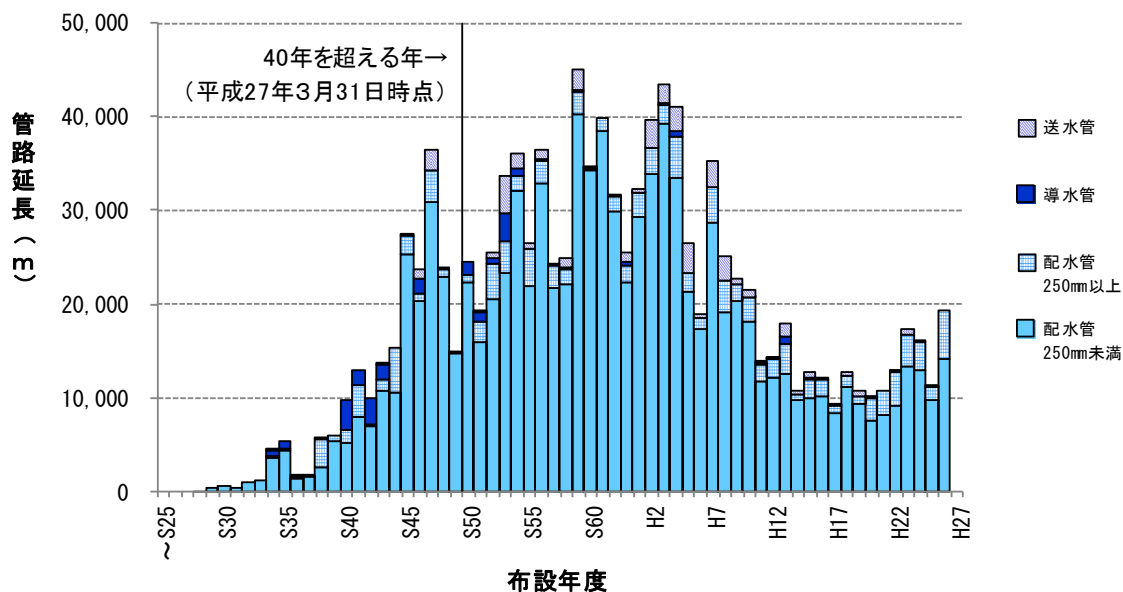
図表 3.2.11 は、上水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。

平成 26 年度末時点で耐用年数(40 年)を超える管路は 214 km あります。

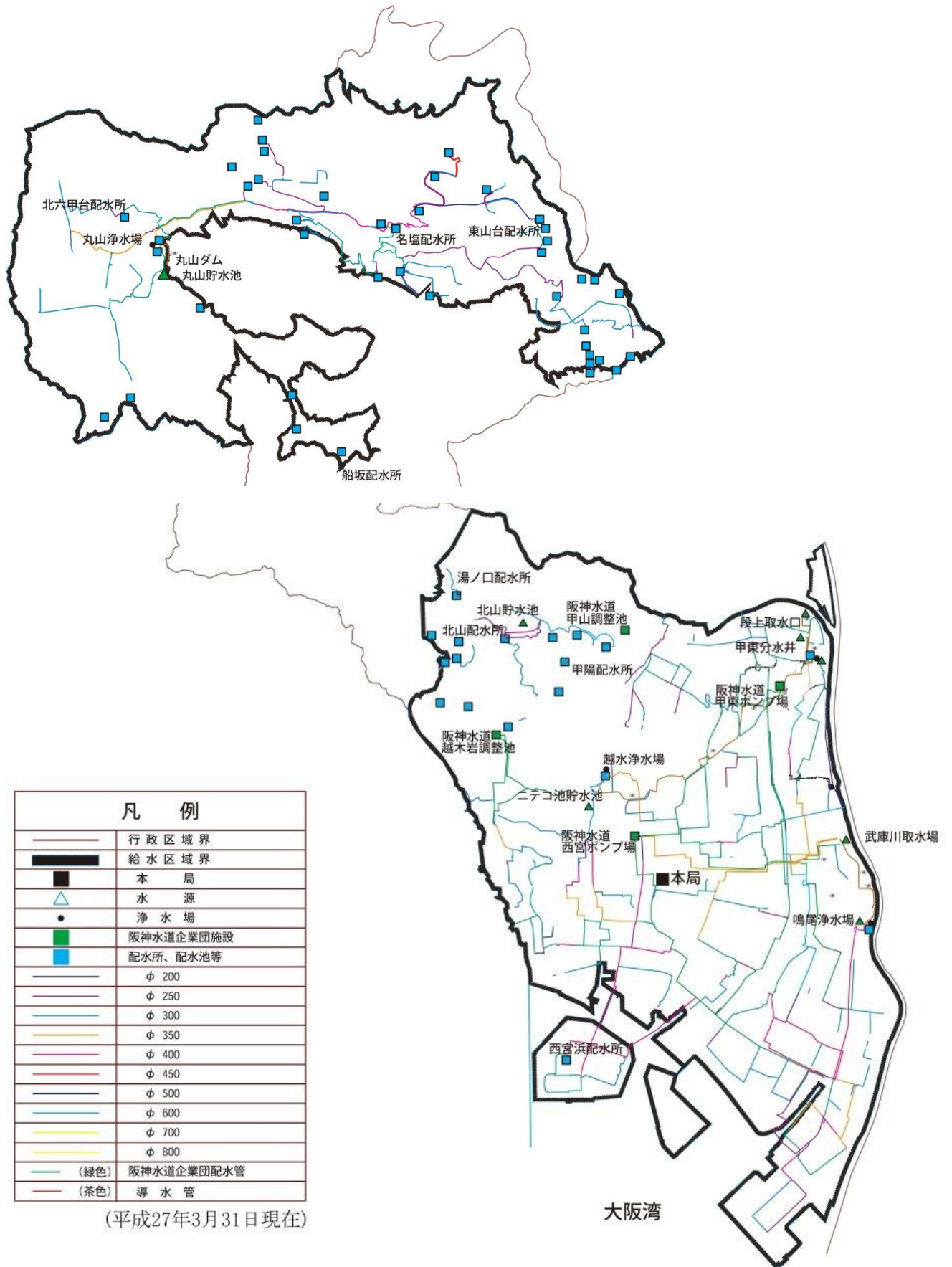
図表 3.2.10 上水道施設分類別延長及び施設数（平成 27 年 3 月 31 日時点）

対象施設		延長・施設数 (m・箇所)	摘要
管路	導水管	25,314.8	
	送水管	37,342.6	
	配水管	1,118,045.1	
浄水場		3	鳴尾浄水場 丸山浄水場 越水浄水場（浄水処理休止中）
その他の上水道施設		—	配水所、配水池等

図表 3.2.11 布設年度管路延長（平成 27 年 3 月 31 日時点）



図表 3.2.12 上水道施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な更新需要と財政収支見通しの検討により、事業費の平準化を図るとともに更新財源を適切に確保します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインとして安全な水道水の安定供給を継続していきます。 ・ 重要度・優先度を考慮した計画的な施設更新及び耐震化を図ります。 ・ 送配水施設の自然流下方式への切替え等、災害時のバックアップ機能を強化します。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水人口の減少による水需要の減少に対応するため、施設能力の適正化を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を実施し、施設の状態を把握しています。 ・ 管路については給水区域を数ブロックに分けて、3～4年の周期で漏水調査と修繕を行っています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッピングシステムを活用し、効果的効率的に日常の配水管理業務を実施しています。 ・ 西宮市水道施設整備計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 設備台帳の整備（データベース化）に着手し、設備情報の収集・蓄積を行っています。 ・ 赤外線による機械警備や職員の巡回点検によりセキュリティ対策を行い、水量・水圧等の情報は集中監視・制御をしています。さらに情報の集約化を進めて管理機能の向上を目指し、浄水処理方法の最適化や自然流下による省エネルギー化など効率的な施設運用を進めます。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導・送水管、配水幹線等については、非常時に備えてバックアップ管路の整備の検討を行っています。 ・ 浄水場の配水池、配水槽などに緊急遮断弁を設置し、また災害時に避難所となる学校等に耐震性緊急貯水槽を整備することで、応急給水に使える水を確保しています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市水道施設整備計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 浄水場、送配水施設ともに老朽化が進み耐震性も不足しています。重要度に応じて優先順位を設定し、基幹となる送配水施設等から耐震診断を実施して耐震化を進めています。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路について、布設替を行う際は耐震性及び耐久性の高い管への更新を行っています。

<p>統合・廃止について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場統廃合は概ね完了しました。稼働中の浄水場の更新整備時に適切な施設規模へのダウンサイジング・運営管理の効率化を検討していきます。送配水施設は、小規模な施設の点在による非効率な配置や老朽化等の課題を解消するため、拠点となる施設の整理・統合を進めるとともに、配水池の適正容量の確保を図ります。
<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市水道施設整備計画に基づき計画的な水道施設の整備・更新を進めていきます。また、事業環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

3.2.6 工業用水道施設

(1) 主な施設の概要

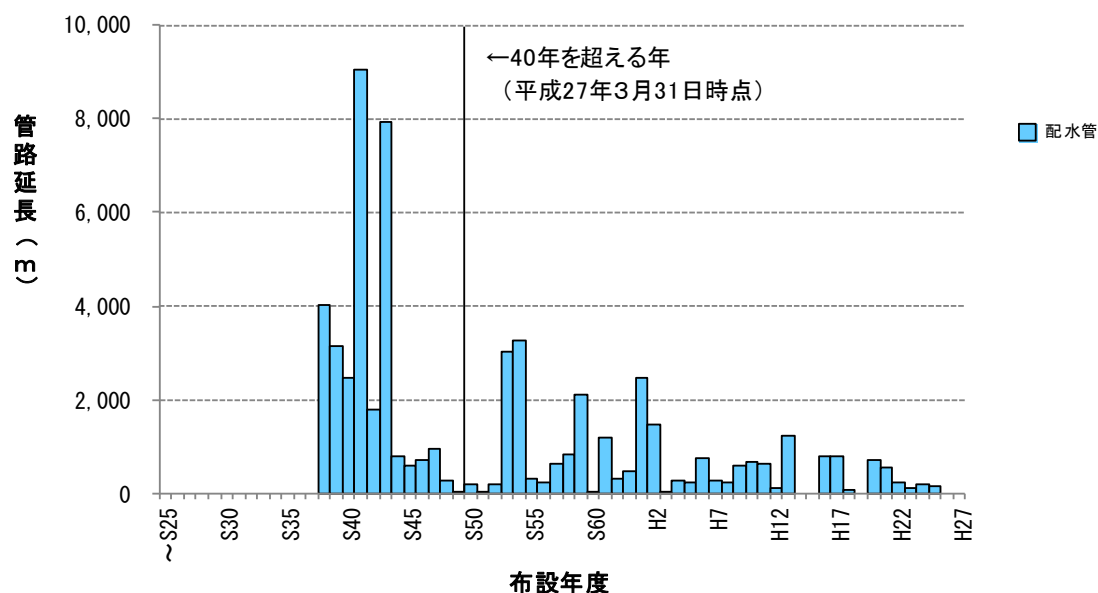
工業用水道施設には、導水管、配水管といった管路と、浄水場等の施設があります。施設の一部は他市等との共同施設になっており、その管理は他市等が主体となり実施しています。図3.2.14は、工業用水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。平成26年度末時点で耐用年数(40年)を超える管路は31.8kmあります。

図表 3.2.13 工業用水道施設分類別延長及び施設数（平成27年3月31日時点）

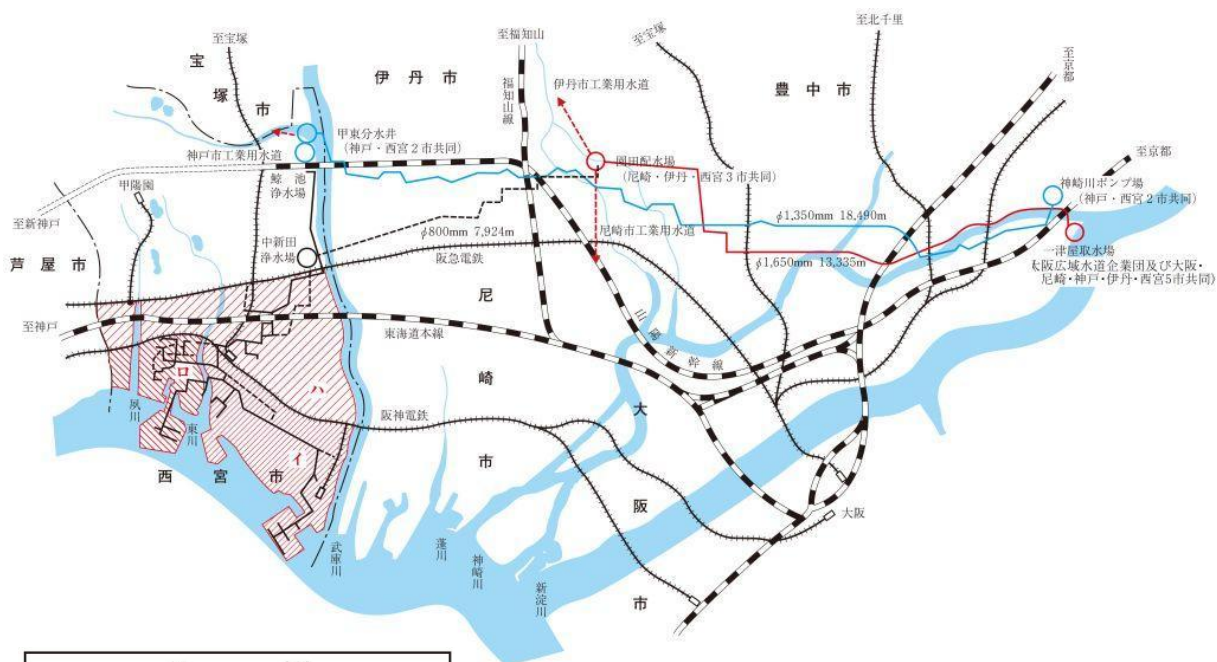
対象施設		延長・施設数 (m・箇所)	摘要
管路	導水管	21,258.7	うち、西宮市単独管 7,923.7m 3市共同管 13,335.0m
	配水管	52,739.5	
浄水場		1	中新田浄水場
その他の工業用水道施設		—	一津屋取水場（1企業団5市共同） 園田配水場（3市共同） 導水管（上記）

1企業団5市共同…大阪広域水道企業団（管理主体）、大阪市、尼崎市、伊丹市、神戸市、西宮市
3市共同…尼崎市（管理主体）、伊丹市、西宮市

図表 3.2.14 布設年度管路延長（平成27年3月31日時点）



図表 3.2.15 工業用水道施設位置図



凡 例	
	第1期事業共同工事 (神戸市との2市共同工事) (平成4年4月1日から上水へ転用)
	第1期事業単独工事
	第2期事業共同工事 (尼崎市・伊丹市との3市共同工事)
	第2期事業単独工事
	工業用水法による地下水汲み上げ 規制地域

(平成27年3月31日現在)

(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な更新需要と財政収支見通しの検討により、事業費の平準化を図るとともに更新財源を適切に確保します。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動に必要な工業用水の安定供給を継続していきます。 ・ 重要度・優先度を考慮した計画的な施設更新及び耐震化を図ります。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらなる水需要の減少に対応するため、施設能力の適正化を図ります。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を実施し、施設の状態を把握しています。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッピングシステムを活用し、効果的効率的に日常の配水管理業務を実施しています。 ・ 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 設備台帳の整備（データベース化）に着手し、設備情報の収集・蓄積を行っています。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる水源（淀川）の他に湧水及び井戸水をバックアップ水源として活用しています。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき管路の重要性に応じて優先順位を設定し、耐震性の高い管への布設替を行っています。 ・ 浄水場についても老朽化が進み耐震性も不足しています。耐震診断を実施して耐震化を進めていきます。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路について、布設替を行う際は耐震性及び耐久性の高い管への更新を行っています。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後更新時期をむかえる共同施設について、適切な規模へのダウンサイジング、運営方法等について、関係各市と検討を進めていきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市工業用水道施設更新計画に基づき計画的な工業用水道施設の整備・更新を進めていきます。また、事業環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

3.2.7 下水道施設

(1) 主な施設の概要

都市の安全・安心な暮らしの確保及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するための役割を担っています。

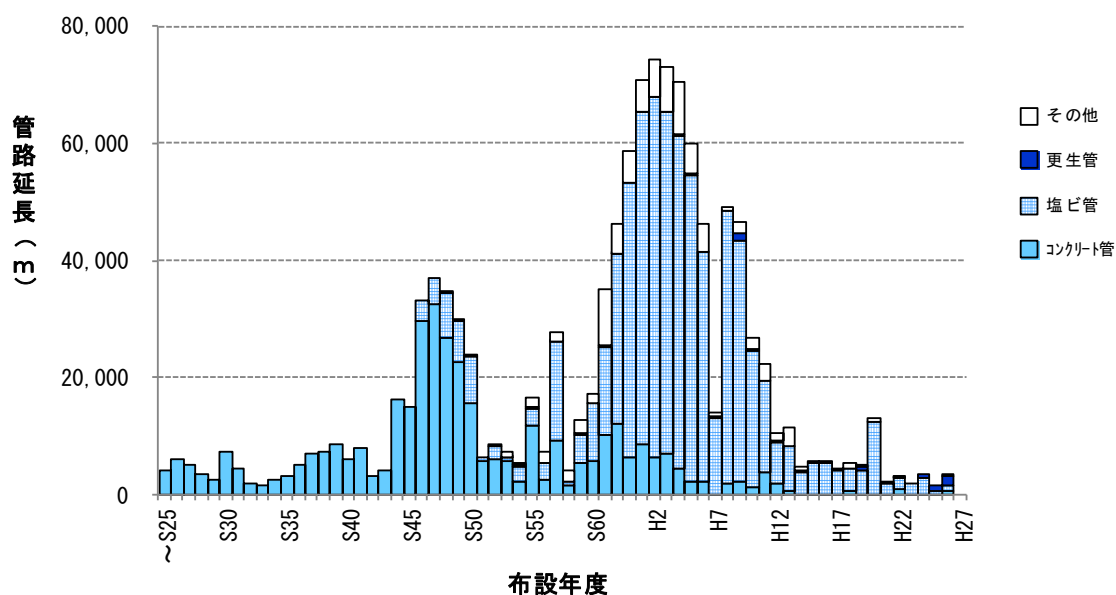
図3.2.17は、下水道施設における管路がどの年代に布設されたかの分布を表すグラフです。

平成26年度末時点で耐用年数の50年を超えるものが約72kmあります。(※更新済みの管渠を含む。)

図表 3.2.16 下水道施設分類別延長及び施設数（平成27年3月31日時点）

対象施設	延長・施設数 (km・箇所)	概要
管路	1,177	
浄化センター	3	枝川浄化センター 甲子園浜浄化センター 鳴尾浜浄化センター
ポンプ場	15	大浜ポンプ場、浜ポンプ場 津門川ポンプ場、久寿川ポンプ場 上田南ポンプ場、前浜ポンプ場 枝川ポンプ場、上田北ポンプ場 甲子園浜中継ポンプ場、呉羽ポンプ場 真砂ポンプ場、西宮浜中継ポンプ場 久寿川第2ポンプ場、櫛塚ポンプ場 西福ポンプ場
その他の下水道施設	—	雨水貯留施設 マンホールポンプ 等

図表 3.2.17 布設年度管路延長（平成27年3月31日時点）



1) 浄化センター

各浄化センターの供用開始年月は図表 3.2.18 のとおりです。

図表 3.2.18 浄化センター供用開始年月

供用開始年月	名称
昭和45年2月	枝川浄化センター
昭和61年10月	鳴尾浜浄化センター
平成3年3月	甲子園浜浄化センター

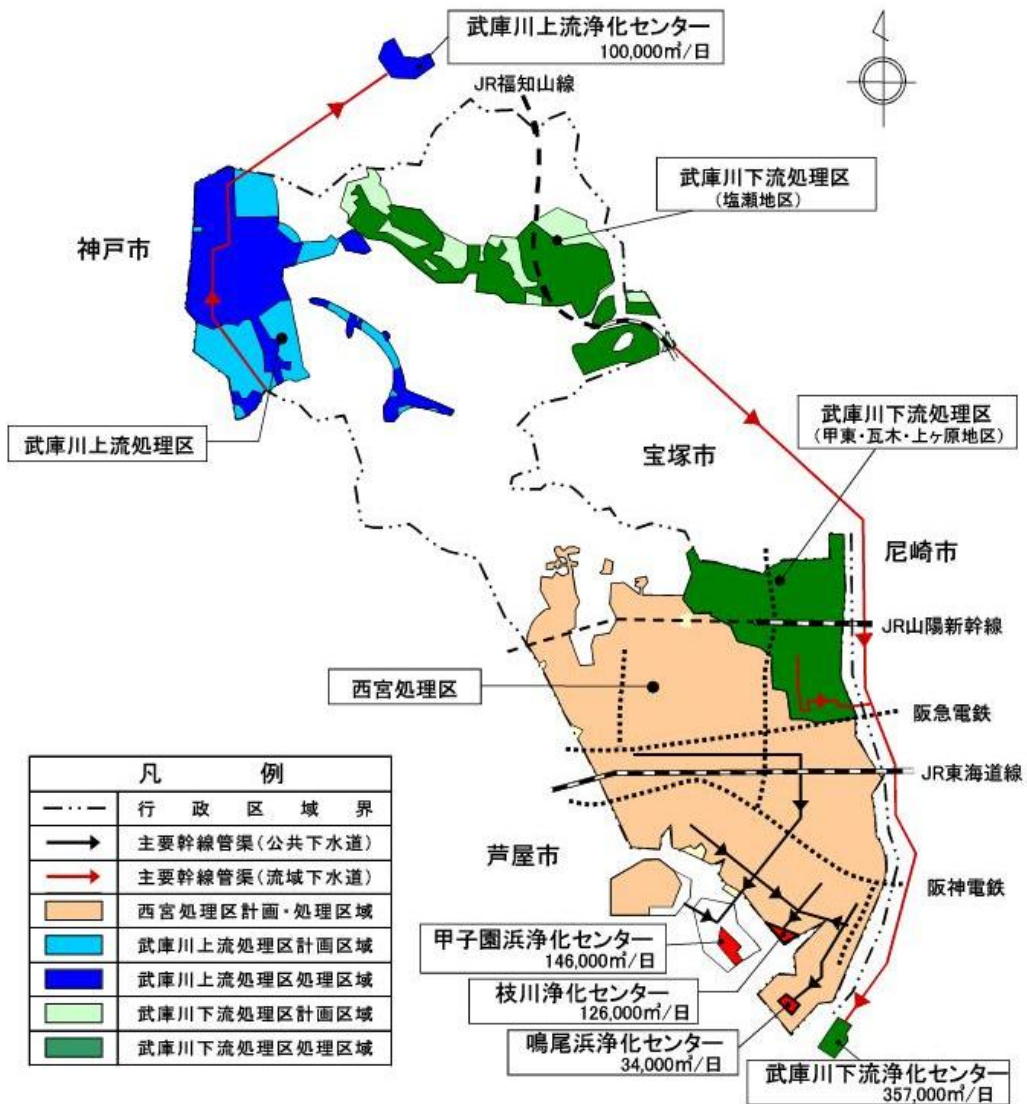
2) ポンプ場

各ポンプ場の運転開始年月は図表 3.2.19 のとおりです。

図表 3.2.19 ポンプ場運転開始年月

運転開始年月	名称
昭和33年9月	久寿川第2ポンプ場
昭和35年9月	上田北ポンプ場
昭和37年7月	枝川ポンプ場
昭和39年4月	前浜ポンプ場
昭和43年8月	呉羽ポンプ場
昭和45年10月	櫛塚ポンプ場
昭和46年4月	久寿川ポンプ場
昭和46年4月	甲子園浜中継ポンプ場
昭和46年9月	津門川ポンプ場
昭和47年10月	上田南ポンプ場
昭和48年6月	浜ポンプ場
昭和51年4月	大浜ポンプ場
昭和57年8月	真砂ポンプ場
昭和59年10月	西宮浜中継ポンプ場
平成6年8月	西福ポンプ場

図表 3.2.20 下水道施設位置図



(2) 施設のマネジメントに関する基本的な方針

財務・品質・供給に関する基本的な考え方	
財務について	<ul style="list-style-type: none"> 投資事業については、費用対効果を十分に勘案した上で、優先順位を付け、事業費の平準化を行います。 維持管理経費については、浄化センター及びポンプ場の運転管理委託の包括化等により更なる縮減を図ります。
品質について	<ul style="list-style-type: none"> 短時間の局地的な集中豪雨による浸水被害が多発していることから、確率降雨年を見直し、管渠の増設や雨水貯留施設などの流出抑制型の施設整備を進めます。 大阪湾の水質環境基準達成に向けた、合流式下水道の改善及び下水処理の高度化を進めます。 長寿命化計画策定により、計画的かつ効率的な更新・修繕を行います。 災害時にも下水道の有すべき機能を確保するため、施設の耐震化を進めます。
供給について	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市の下水道の人口普及率は 99.9%に達しており、下水道の整備は概成済です。 一方で、浸水被害の軽減や大阪湾の水質環境基準の達成に向け、更なる施設整備が必要です。
マネジメントの実施方針	
点検・診断等について	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全のために定期的な点検や調査を実施し、施設の状態（劣化度や緊急度）を的確に把握し記録します。
維持管理・修繕・更新等について	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な更新・修繕を行います。
安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> 短時間の局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、管渠の増設を行うとともに、雨水貯留施設など時間雨量 55mm に対応する流出抑制型の施設整備を進めます。 都市の安全性を確保するために、計画的、効率的な更新・修繕や耐震化を進めます。
耐震化について	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災規模の地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の有すべき機能（公衆衛生の確保、浸水被害の防除、トイレ機能の確保）を維持します。 老朽化施設の更新と併せて計画的かつ効率的に耐震化を進めます。 浄化センター間のネットワークを構築し、地震時における処理機能の維持を図ります。
長寿命化について	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の状態を適正に把握・評価して、長寿命化計画を策定し、更新・修繕を実施します。
統合・廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の改築更新や高度処理化を進める中で、適正な施設配置により処理場の統廃合を行います。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について	<ul style="list-style-type: none">西宮市下水道全体計画を実現するため、中期経営計画を策定し、企業会計に基づく安定した財政基盤を構築の上、具体的で実効性のある実施計画（3カ年）により計画的な施設管理を行います。
------------------------------	---

資 料

1 公共施設等総合管理計画の庁内検討過程

(1) 公共施設マネジメント検討部会 構成員

	役 職
部会長	施設マネジメント部長
副部会長	営繕部長
部会員	政策経営課長
〃	財政課長
〃	資産活用課長
〃	施設マネジメント部参事
〃	施設再配置課長
〃	施設企画課長
〃	施設保全管理課長
〃	営繕課長
〃	設備課長
〃	学校施設保全課長
〃	公共施設保全課長
〃	住宅整備課長
〃	教育委員会 学校管理課長
〃	教育委員会 学校施設計画課長

(2) 公共施設マネジメント検討部会の開催履歴

開 催 日		主な検討内容
H27年度第1回	H27年6月 7日	策定スケジュールについて
H27年度第2回	H28年3月17日	計画（たたき台）の詳細について
H28年度第1回	H28年5月31日	計画案の最終確認について

2 用語解説

本計画に用いる各用語の意味は次の通りで、五十音順で表記しています。

- ・ **維持管理経費**：光熱水費、施設を維持するための委託料（清掃・警備等）、施設の使用料や賃借料、修繕費用などのことを指し、本計画では改修などの工事費は含んでいない。
- ・ **改修**：施設の機能・性能を、現状以上に改善すること
- ・ **改築**：建築物等を更新すること
- ・ **旧耐震基準・新耐震基準**：1981（昭和56）年の建築基準法の改正前と改正後の基準で、改正により震度6強の地震に対して即座に建物が倒壊しない耐震構造基準となった。それにより改正前の基準の建物は耐震診断を行い、結果により耐震補強が必要となった。
- ・ **躯体**：構造強度に関わる主要な構造体（基礎や、柱、梁などの骨組み、耐力壁）のこと
- ・ **経常的修繕費**：劣化程度が小さく、その都度行う日常的な修繕に要する費用のこと
- ・ **公共施設等**：市が所有、運営している建築物、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、火葬場、浄水場、下水処理場等も含む包括的な概念である。）のこと
- ・ **公共施設マネジメント**：市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、コストの削減や機能改善等を積み重ねながら、中長期的かつ分野横断的な視点に立った全体最適の実現を目指す取り組みのこと
- ・ **更新**：施設を解体・撤去し、再整備すること
- ・ **事後修繕**：不具合が発生した後に行う修繕
- ・ **修繕**：施設の本来の機能・性能に回復すること
- ・ **増築**：建物の延べ床面積を増やすこと
- ・ **長寿命化**：施設を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、より長期に亘って使用できるようにすること
- ・ **点検**：施設の機能・性能について、異常・劣化状態を調べること。日常点検、定期点検

- ・ **投資的経費**：道路、橋りょう、河川等の公共土木施設や、公営住宅、学校、保育所等の公共施設の新・増設、改良事業費や、これらの用地の取得に要する経費、さらに高額である機械、器具の購入費のこと
- ・ **道路改良**：既存の道路の拡幅や、段差を減らしバリアフリー化するなど、利用者にとってより快適な道路に改良すること
- ・ **道路二次改築**：未舗装や未整備の道路を整備したのち、交通量の増加などに対応するために、もう一度改良・整備すること
- ・ **複合化（建築物）**：1つの建物の中に異なる用途を有する施設とすること
- ・ **保守**：施設の機能・性能を維持するための、日常の軽微な手入れ作業のこと
- ・ **保全**：施設の機能・性能を使用目的に適合するように、点検、保守、整備、修繕、改修すること
- ・ **予防保全**：使用中の故障や不具合を予防することを目的として、事前に必要な保全を行うこと